

平成22年6月10日 開 会

平成22年6月30日 閉 会

平成22年第2回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目 次

6月10日（木曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	2
○開 会（午前10時00分）	3
○日程第1 会議録署名議員の指名について	3
○日程第2 会期の決定について	3
○日程第3 諸般の報告について	3
○日程第4 報第3号から日程第6 報第5号まで	4
○日程第7 議第42号から日程第9 議第44号まで	4
平野市長提案説明	4
○散 会（午前10時18分）	7

6月21日（月曜日）第2号

○議事日程	9
○本日の会議に付した事件	9
○出席議員	10
○欠席議員	10
○説明のため出席した者の職氏名	10
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	10
○開 議（午前10時00分）	12
○日程第1 質 疑（議第42号から議第44号まで）	12
1 番 上野欣也議員質疑	12
笠原保健福祉部長答弁	12
○日程第2 議第45号及び日程第3 議第46号	13
平野市長提案説明	13
松影市民環境部長詳細説明	14

○日程第4 質 疑（議第45号及び議第46号）	17
9番 武藤孝成議員質疑	17
松影市民環境部長答弁	18
9番 武藤孝成議員質疑	19
松影市民環境部長答弁	19
9番 武藤孝成議員質疑	20
平野市長答弁	20
10番 影山春男議員質疑	20
松影市民環境部長答弁	20
10番 影山春男議員質疑	21
松影市民環境部長答弁	21
6番 宮田軍作議員質疑	21
松影市民環境部長答弁	22
2番 石神 真議員質疑	22
船戸産業建設部長答弁	22
2番 石神 真議員質疑	22
船戸産業建設部長答弁	22
13番 藤根圓六議員質疑	23
林総務部長答弁	23
13番 藤根圓六議員質疑	23
林総務部長答弁	23
13番 藤根圓六議員質疑	24
林総務部長答弁	24
12番 寺町知正議員質疑	24
船戸産業建設部長答弁	24
12番 寺町知正議員質疑	25
船戸産業建設部長答弁	25
12番 寺町知正議員質疑	25
平野市長答弁	26
○日程第5 委員会付託（議第42号から議第46号まで）	27
○散 会（午前10時45分）	27

6月28日（月曜日）第3号

○議事日程	29
○本日の会議に付した事件	29
○出席議員	29
○欠席議員	29
○説明のため出席した者の職氏名	29
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	29
○開　　議（午前10時00分）	31
○日程第1　一般質問	31
1. 5番　横山哲夫議員質問	31
(1) 口蹄疫対策について	31
船戸産業建設部長答弁	32
横山哲夫議員質問	33
船戸産業建設部長答弁	35
横山哲夫議員質問	36
平野市長答弁	36
2. 6番　宮田軍作議員質問	37
(1) 通行量増加に伴う伊自良地域の安全対策について	37
船戸産業建設部長答弁	38
宮田軍作議員質問	39
林総務部長答弁	40
(2) ぎふ清流国体及び清流大会山県市開催について	41
林総務部長答弁	42
宮田軍作議員質問	44
林総務部長答弁	44
宮田軍作議員発言	45
3. 2番　石神　真議員質問	45
(1) 後期基本計画（便利で快適なまちづくり）について	45
林総務部長答弁	46
石神　真議員質問	47
林総務部長答弁	48
石神　真議員質問	49

	林総務部長答弁	49
○休	憩（午前11時26分）	51
○再	開（午前11時40分）	51
4.	11番 後藤利ヲ議員質問	51
	（1）山縣市総合体育館の施設改良について	51
	恩田教育委員会事務局長答弁	51
	後藤利ヲ議員質問	52
	平野市長答弁	53
	後藤利ヲ議員発言	54
○休	憩（午前11時59分）	55
○再	開（午後1時00分）	55
5.	3番 杉山正樹議員質問	55
	（1）2012年岐阜清流国体に向けての準備計画について	55
	林総務部長答弁	55
	船戸産業建設部長答弁	57
	杉山正樹議員質問	57
	嶋井副市長答弁	58
6.	4番 尾関律子議員質問	59
	（1）住宅の耐震化について	59
	船戸産業建設部長答弁	60
	尾関律子議員質問	61
	船戸産業建設部長答弁	61
	（2）自主財源の確保について	62
	林総務部長答弁	63
	尾関律子議員質問	64
	林総務部長答弁	65
	尾関律子議員質問	66
	嶋井副市長答弁	66
7.	1番 上野欣也議員質問	67
	（1）信号機の設置について	67
	林総務部長答弁	68
	上野欣也議員質問	70

鳴井副市長答弁	70
(2) 学校給食費の滞納について	71
森田教育長答弁	72
(3) 細菌性髄膜炎の予防について	73
笠原保健福祉部長答弁	74
上野欣也議員発言	75
○休憩（午後2時20分）	75
○再開（午後2時40分）	75
8. 12番 寺町知正議員質問	76
(1) 市の有線テレビのあり方は市民が決めるべき	76
林総務部長答弁	77
寺町知正議員質問	80
平野市長答弁	81
(2) 山縣市総合計画の後期基本計画は、あまりにずさん	82
鳴井副市長答弁	84
寺町知正議員質問	87
鳴井副市長答弁	88
(3) 国保税の大幅引き上げ問題について	89
松影市民環境部長答弁	90
○散会（午後3時31分）	91

6月30日（水曜日）第4号

○議事日程	93
○本日の会議に付した事件	94
○出席議員	95
○欠席議員	95
○説明のため出席した者の職氏名	95
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	96
○開議（午前10時00分）	97
○日程第1 常任委員会委員長報告	97
○日程第2 委員長報告に対する質疑	99
12番 寺町知正議員質疑	99

横山哲夫厚生常任委員会委員長答弁	99
○休憩（午前10時12分）	100
○再開（午前10時13分）	100
12番 寺町知正議員質疑	100
横山哲夫厚生常任委員会委員長答弁	101
12番 寺町知正議員質疑	101
横山哲夫厚生常任委員会委員長答弁	102
4番 尾関律子議員質疑	102
横山哲夫厚生常任委員会委員長答弁	102
4番 尾関律子議員質疑	102
横山哲夫厚生常任委員会委員長答弁	102
○日程第3 討 論（議第42号から議第46号まで）	102
12番 寺町知正議員反対討論	103
3番 杉山正樹議員賛成討論	106
2番 石上 真議員賛成討論	107
○日程第4 採 決（議第42号から議第46号まで）	107
○休憩（午前10時37分）	108
○再開（午後0時05分）	108
○追加日程 意見書提出撤回の件	109
横山哲夫厚生常任委員会委員長報告	109
○休憩（午後0時06分）	109
○再開（午後0時07分）	109
○日程第17 議員派遣の件	109
○閉 会（午後0時08分）	110
○会議録署名者	110

平成22年6月10日

山県市議会定例会会議録

(第 1 号)

山県市議会定例会会議録

第1号 6月10日（木曜日）

○議事日程 第1号 平成22年6月10日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 諸般の報告について
 - 日程第4 報第3号 平成21年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 日程第5 報第4号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 日程第6 報第5号 山県市土地開発公社経営状況について
 - 日程第7 議第42号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
 - 日程第8 議第43号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第2号）
 - 日程第9 議第44号 平成22年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 諸般の報告について
 - 日程第4 報第3号 平成21年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 日程第5 報第4号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 日程第6 報第5号 山県市土地開発公社経営状況について
 - 日程第7 議第42号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
 - 日程第8 議第43号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第2号）
 - 日程第9 議第44号 平成22年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
-

○出席議員（16名）

1番	上野欣也君	2番	石神真君
3番	杉山正樹君	4番	尾関律子君
5番	横山哲夫君	6番	宮田軍作君
7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君
11番	後藤利弘君	12番	寺町知正君
13番	藤根圓六君	14番	小森英明君
15番	村瀬伊織君	16番	久保田均君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	総務部長	林宏優君
市民環境部長	松影康司君	保健福祉部長	笠原秀美君
産業建設部長	舩戸時夫君	教育委員会事務局長	恩田健君
会計管理者	服部正己君	消防長	土井誠司君
総務部次長	岡田知也君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	梅田修一	書記	梅田敏弘
書記	林強臣		

午前10時00分開会

○議長（久保田 均君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、平成22年第2回山県市議会定例会を開会いたします。

議事日程に入る前に、全国市議会議長会、東海市議会議長会から、藤根圓六議員が議員として10年以上務められたことによる表彰を受けられましたので、伝達を行いたいと思います。御了承ください。

藤根議員、演台の前までお願いをいたします。

〔表彰状伝達〕

〔拍手〕

○議長（久保田 均君） 受賞されました藤根議員、本当におめでとうございます。皆さんでもう一度盛大な拍手をお願いしたいと思います。

〔拍手〕

○議長（久保田 均君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（久保田 均君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、2番 石神 真君、10番 影山春男君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（久保田 均君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会は、本日から6月30日までの21日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日より6月30日までの21日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（久保田 均君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成22年4月分の例月出納検査を執行した結果の報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 報第3号から日程第6 報第5号まで

- 議長（久保田 均君） 日程第4、報第3号 平成21年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第5、報第4号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第6、報第5号 山県市土地開発公社経営状況について、以上3議案につきましては、地方自治法及び地方自治法施行令に基づく報告であります。

なお、報第3号、報第4号につきましては、配付されております繰越明許費繰越計算書、報第5号につきましては、土地開発公社経営状況説明書のとおりでありますので、御承知おきをお願いいたします。

日程第7 議第42号から日程第9 議第44号まで

- 議長（久保田 均君） 日程第7、議第42号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について、日程第8、議第43号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第2号）、日程第9、議第44号 平成22年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上3議案を一括議題とし、平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

- 市長（平野 元君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成22年山県市議会第2回定例会を招集しましたところ、議員の皆様には、大変御多忙の中、早朝より御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

ただいまは、藤根圓六議員におかれましては、長年議員として市政の発展に御尽力をいただきました。その功績により、全国市議会議長会及び東海市議会議長会から表彰を受けられました。まことにめでとうございました。心からお祝い申し上げる次第でございます。

さて、御案内のとおり、国政におきましては、一昨日新内閣が発足いたしました。新政権には、景気と雇用への対応や地域経済の活性化とともに、地方の自立を促す地方主権改革を推進いただくよう期待するところでございます。

さて、本年4月下旬に宮崎県内で家畜伝染病の口蹄疫が発生しており、感染の拡大が懸念されているところでございます。幸い、現在のところ岐阜県内では異常は確認されておりませんが、口蹄疫が発生した場合、農家には同一敷地内の家畜の殺処分が家畜伝染病予防法で義務づけられておりまして、経済的被害はもちろん、手塩にかけた家畜を

処分しなければならない農家の精神的被害は、はかり知れないものがあると考えられます。

山県市におきましても、6月4日に庁内に対策本部を設置したところでございまして、県及び農家との連絡を密にしながら、防疫の徹底や迅速な対応を行っていきたいと考えております。

季節の移り変わりも早いもので、梅雨入りの時期となってまいりました。近年は季節に関係なく真夏日が続いたり、あるいは予測もつかないような大雨が短時間のうち、かつ局地的に降るといふ、いわゆるゲリラ豪雨を各地で発生しておりますので、災害に対する警戒心をさらに高めてまいりたいと考えているところでもございます。

雨による被害もさることながら、さらに警戒を強めなければならないのは東海・東南海地震等でございます。市民の皆様には避難、救助訓練を通じて日ごろから防災意識を持っていただくことを目的とした本年度の山県市総合防災訓練を、8月29日の日曜日に、伊自良中学校を中心に実施する予定でございます。伊自良地域の自治会や関係団体の皆様の御協力をお願い申し上げますとともに、議員各位を初め、多数の市民の皆様への御参加、御協力につきましてもよろしく御願い申し上げる次第でございます。

また、5月30日には、伊自良総合運動公園において実施されました第8回山県市消防操法大会におきましては、自動車ポンプ操法に4チーム、小型ポンプ操法に12チームが出場され、日ごろからの訓練の成果を発揮していただき、見事な操法を披露していただきました。大変頼もしく思いますと同時に、こうした訓練が礎となり、消防団に対する市民の皆様からの信頼にもつながっていくものと確信しておるところでございます。

なお、小型ポンプ操法において優勝されました第5分団は、8月1日に揖斐川町で開催される予定の第59回岐阜県消防操法大会に出場されますが、本市の代表として御活躍されることをお祈り申し上げます。

今後とも消防・防災意識をさらに高め、市民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりを目指し、努力をしておりますので、議員各位を初め、市民の皆様への御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、今月12日から13日には、第30回全国豊かな海づくり大会ぎふ長良川大会が、天皇皇后両陛下をお迎えして岐阜県で開催されます。河川での開催は全国で初めてであり、水との共生をテーマに、川上から川下までの森、川、海を一体とした岐阜県の取り組みを全国に発信するものでございます。

岐阜市において歓迎レセプション、関市において式典行事及び放流・歓迎行事が開催されるほか、県内各市町村においても関連行事が開催されます。

山県市におきましても、サテライト行事として、5月30日には美山地域で河川の清掃活動を行いましたほか、今月5日から13日まで山県市美術館におきまして、水や川にかかわる写真展を開催いたしておりますので、ぜひともごらんいただきたいと思っております。

また、13日には、市役所北の三田又川におきまして、山県市錦鯉振興会の御尽力によりまして、地元子供会によるニシキゴイの放流が予定されております。河川の環境美化とともに、子供たちに、ふるさとの川を愛し、大切に思うことを学ぶよい機会と考えております。

さて、本日提案いたしております議案は、報告案件3件、条例案件1件、補正予算案件2件の計6案件でございます。

それでは、ただいま上程されました案件につきまして御説明を申し上げます。

初めに、議第42号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等を踏まえまして、職員の配偶者が育児休業をしている場合においても、育児休業、育児短時間勤務等及び部分休業することができるよう措置するなど、国に準じた適切な措置を講ずるため、山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例など4条例の一部改正を行おうとするものでございます。

次に、資料ナンバー5、議第43号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額に2,300万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を123億300万円とするものでございます。

まず、民生費につきましては、社会福祉費で高額医療・高額介護合算制度の創設に伴う高額医療合算介護サービスの一般会計負担分を介護保険特別会計繰出金として212万5,000円、美山老人福祉センターの雨漏りの改修をするための工事費等1,117万3,000円を追加補正するものでございます。

次に、農林水産業費につきましては、県内の元気な園芸特産産地育成対策事業に採択されましたので、農業費の補助金24万1,000円を追加補正するものでございます。財源といたしましては、県支出金の元気な園芸特産産地育成対策事業費補助金24万1,000円を計上いたしております。

次に、土木費につきましては、佐賀南山の公園整備を行っておるところでございますが、新たに工事が必要となりましたので、都市計画費に946万1,000円を追加補正するものでございます。

その他の歳入につきましては、前年度繰越金2,275万9,000円を計上いたしております。

次に、議第44号 平成22年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1,700万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を21億1,700万円とするものでございます。

医療保険と介護保険の1年間の自己負担額の合算額が一定の限度額を超えた世帯に対して、その差額を支給し負担軽減を図る高額医療・高額介護合算制度が創設されております。本年度支給する差額について申請額がほぼ固まりましたので、高額医療合算介護サービス費等に1,700万円を増額補正するものでございます。

歳入につきましては、国庫負担金340万円、国庫補助金85万円、県負担金212万5,000円、支払基金交付金510万円、一般会計繰入金212万5,000円と、前年度繰越金340万円を計上いたしたところでございます。

以上、3案件につきまして御説明を申し上げましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

○議長（久保田 均君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、あす11日より20日までの10日間、休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、あす11日より20日までの10日間、休会とすることに決定をいたしました。

14日は午前10時より総務文教委員会、15日は午前10時より産業建設委員会、16日は午前9時より厚生委員会の所管事務調査が3委員会とも第2委員会室にて開催されますので、よろしく。

なお、21日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでございました。ありがとうございました。

午前10時18分散会

平成22年6月21日

山県市議会定例会会議録

(第 2 号)

平成22年第2回

山 県 市 議 会 定 例 会 議 録

第2号 6月21日(月曜日)

○議事日程 第2号 平成22年6月21日

日程第1 質 疑

議第42号 山 県 市 職 員 の 勤 務 時 間 、 休 暇 等 に 関 す る 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す
る 条 例 に つ い て

議第43号 平 成 2 2 年 度 山 県 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)

議第44号 平 成 2 2 年 度 山 県 市 介 護 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)

日程第2 議第45号 山 県 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

日程第3 議第46号 平 成 2 2 年 度 山 県 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 3 号)

日程第4 質 疑

議第45号 山 県 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

議第46号 平 成 2 2 年 度 山 県 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 3 号)

日程第5 委 員 会 付 託

議第42号 山 県 市 職 員 の 勤 務 時 間 、 休 暇 等 に 関 す る 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す
る 条 例 に つ い て

議第43号 平 成 2 2 年 度 山 県 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)

議第44号 平 成 2 2 年 度 山 県 市 介 護 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)

議第45号 山 県 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

議第46号 平 成 2 2 年 度 山 県 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 3 号)

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

議第42号 山 県 市 職 員 の 勤 務 時 間 、 休 暇 等 に 関 す る 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す
る 条 例 に つ い て

議第43号 平 成 2 2 年 度 山 県 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)

議第44号 平 成 2 2 年 度 山 県 市 介 護 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)

日程第2 議第45号 山 県 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

日程第3 議第46号 平 成 2 2 年 度 山 県 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 3 号)

日程第4 質 疑

議第45号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第46号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第3号）

日程第5 委員会付託

議第42号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について

議第43号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第2号）

議第44号 平成22年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第45号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第46号 平成22年度山県市一般会計補正予算（第3号）

○出席議員（16名）

1番	上野欣也君	2番	石神真君
3番	杉山正樹君	4番	尾関律子君
5番	横山哲夫君	6番	宮田軍作君
7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君
11番	後藤利弘君	12番	寺町知正君
13番	藤根圓六君	14番	小森英明君
15番	村瀬伊織君	16番	久保田均君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	総務部長	林宏優君
市民環境部長	松影康司君	保健福祉部長	笠原秀美君
産業建設部長	船戸時夫君	教育委員会事務局長	恩田健君
会計管理者	服部正己君	消防長	土井誠司君
総務部次長	岡田知也君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 梅 田 修 一 書 記 梅 田 敏 弘
書 記 林 強 臣

午前10時00分開議

○議長（久保田 均君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 質疑

○議長（久保田 均君） 日程第1、質疑。

質疑は、10日に議題となりました議第42号 山口市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてから議第44号 平成22年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）までの3議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、指名をいたします。

上野欣也君。

○1番（上野欣也君） それでは、1点御質問をいたします。

議第44号、山口市介護保険特別会計補正予算について、資料でいいますと、ページが12ページになります。

高額医療合算介護サービスの、先般ちょっと説明を聞きましたが、170件の申請が出ているとか、あるいは、この合算で12件というようにお話を聞きましたが、その内容について少し御説明をいただきたいということが1点と、それから、歳入の部で見ますと、負担金と補助金と交付金以外に一般会計から繰り入れをしておりますが、そういった交付金だけでは賄えないのかということ、理由の説明をお願いいたします。

○議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君） お答えいたします。

まず、最初の第1点目の件ですけれども、医療や介護に支払った金額がそれぞれ自己負担額を超えた場合に関しましては、超えた分が支給される制度が医療では高額療養費、介護では高額介護サービス費がありますが、さらにその自己負担分を軽減する目的で平成20年4月に設けられた制度でございます。

支給対象となるのは、毎年8月1日から翌年の7月31日までの1年間の、世帯で負担した医療保険別医療費と介護費の合算額でございます。

今回の補正内容につきましては、この制度が、先ほど申し上げたように、平成20年の4月に設けられたことから、平成20年4月から翌年、平成21年7月31日の後期高齢者及び国保分の170人分と、平成21年8月1日から平成22年7月31日分の2カ年分を計上させていただきます。

なお、平成21年4月から平成21年7月31日分につきましては、介護保険と各保険者と

の調整のため、金額が確定したのが3月中でしたので、今回の議会で補正をお願いする
ものでございます。

2点目の、一般会計からの繰り出しにつきましては、介護保険法に基づいたサービス
給付のため、介護保険の財源内訳、国に関しましては25%、県に関しましては12.5、市
に関しましては12.5、それから保険者に関しては40歳以上で1号保険者と2号保険者に
分かれています。それぞれの割合に応じて負担割合を出させていただいております
ので、市の負担割合に関しまして、12.5%の部分を一般会計から繰り出すものでござい
ます。

以上です。

○議長（久保田 均君） 以上で上野君の質疑を終わります。

ほかに発言通告者はございませんので、質疑はほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 質疑なしと認めます。よって、これをもちまして議第42号から
議第44号までの質疑を終結いたします。

日程第2 議第45号及び日程第3 議第46号

○議長（久保田 均君） 日程第2、議第45号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正
する条例について、日程第3、議第46号 平成22年度山県市一般会計補正予算(第3号)、
以上2議案を一括議題とし、平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

○市長(平野 元君) ただいま上程されました2案件につきまして御説明申し上げます。

初めに、議第45号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、
国民健康保険の給付は国県補助金や国民健康保険に加入している皆さんの国民健康保険
税などにより賄っております。近年、保険給付費が大きく増加し、事業運営が厳しい状
況になっております。山県市では、合併以降、国民健康保険財政調整基金を取り崩して
被保険者の保険税の据え置きに努めてまいりましたが、現状ではその調整基金も大幅に
減少している状況でございます。

こうした中、去る6月17日、平成22年度の国民健康保険税の税率の改定につきまして、
山県市国民健康保険運営協議会により審議をしていただいた結果の答申をいただきました。
山県市国民健康保険の健全な財政運営のため、平成22年度以降の国民健康保険税を
平均で15.86%引き上げる税率の改定を行おうとするものでございます。本案の改正内容
につきましては、後ほど市民環境部長から細部について御説明申し上げますが、本市の

国民保険の厳しい状況にかんがみまして、御理解をいただきますようお願い申し上げる次第でございます。

次に、資料ナンバー 8、議第46号 平成22年度山縣市一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1,200万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を123億1,500万円とするものでございます。

まず、農林水産業費につきましては、現在宮崎県で猛威を振るっております口蹄疫に対する備えといたしまして、山縣市口蹄疫対策本部を平成22年6月4日に設置したところでございますが、今回は畜産農家への消石灰の配布や、農家訪問用防護服等購入経費といたしまして、口蹄疫防疫対策消耗品費29万8,000円を追加補正するものでございます。財源につきましては、前年度繰越金を計上いたしております。

次に、災害復旧費につきましては、平成22年5月23日から24日の豪雨によりまして、葛原地区の林道美山線、旧緑資源幹線林道美山区間でございます、このり面が延長約36メートル、高さ約30メートルにわたりまして崩壊をいたしましたことに対する工事費1,170万2,000円を追加補正するものでございます。財源といたしましては、県支出金の林道災害補助金585万1,000円、災害復旧債の農林水産施設災害復旧事業債460万円を充当し、残りの財源につきましては、前年度繰越金を計上いたしております。

なお、第2表の地方債補正につきましてもあわせてお願いをするものでございます。

以上を追加提案といたしまして、2議案の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（久保田 均君） 続きまして、松影市民環境部長の補足説明を求めます。

○市民環境部長（松影康司君） 補足説明をさせていただきます。

議第45号 山縣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

近年、国民健康保険制度を取り巻く環境は、景気の低迷による所得の減少や、医療技術の高度化に伴う医療費の増大、急激的な少子高齢化の進展、経済状況の悪化等により、国保財政は危機的な状態となっています。特に後期高齢者医療制度の増大は、財政を圧迫する要因であります。このような背景の中、本市の国民健康保険税条例は、税率等を合併当初より6年間にわたり据え置き、改定を行っておりません。

さて、本市の国民健康保険の保険給付費におきましては、平成21年度の決算見込みで23億2,064万円で、平成20年度決算と比べ9.7%増加しています。平成22年度の予算では23億1,905万円を見込み、平成22年度決算とほぼ同額です。

一方、保険税におきましては、21年度決算見込みで8億2,245万円で、平成20年度に比べ3.4%減収しています。基金運用につきましては、平成20年度に約3,000万円弱、平成21年度に当初予算の段階で基金繰り入れを2億円程度行い、保険税の増加を抑えました。

平成21年度の12月に、新型インフルエンザの急激な医療費の伸びを予測し基金繰り入れを追加しましたが、予測より伸びがなく、追加分を平成22年度へ繰り越すことができませんでした。基金の残高も、平成21年度末で2億215万円という状況にあります。

平成22年に入り、国保税の算定を行いました。医療費を過去3年の平均伸びで約5%、この見込みで国保税で徴収すべき額を計算したところ、現年分で10億5,797万円余りの税収が必要となります。

平成22年に必要な国保税から、平成21年度の被保険者の所得を引いて試算した国保税額を引きますと、約2億9,816万円余りの収入不足が見込まれます。この収入不足を繰越金と市繰入金を増額分1億6,565万円を充てても、さらに1億3,251万円が不足します。この不足分を含む平成22年度の現年分の国保税は、調定額で9億5,257万円となり、1人当たりの保険税で11万4,656円となります。前年度決算見込みの1人当たりの保険税は9万8,960円です。伸び率にして15.86%の引き上げが必要であります。今回、山縣市国民保険税条例の改定を行うものでございます。

なお、この改定につきましては、去る6月10日に山縣市国民健康保険運営協議会において慎重に御審議を賜り、御承認をいただいておりますことも、あらかじめ御報告させていただきます。

改定内容につきましては、資料7、改正条例新旧対照表により説明させていただきます。

1 ページ上段につきましては、最初に、医療給付費に係るものにつきましてでございます。

第3条1項は、所得割を100分の4.7を100分の6.87に改め、2.16%を引き上げるものでございます。

第4条は、資産割を100分の30.45を100分の32.14に改め、1.69%を引き上げるものでございます。

第5条は、被保険者均等割を2万4,280円を2万9,500円に改め、5,200円引き上げるものでございます。

第5条の2項は、被保険者平等割を2万4,900円を2万8,500円に改め、3,600円引き上げるものでございます。

特定世帯は、1万2,450円を1万4,250円に改めるものでございます。

これによりまして、応能割率は前年度の49.01%が今年度47.49%になる見込みで、応益割率は前年度の51%が今年度52.50%になる見込みになっております。

続きまして、1ページ下段、後期高齢者支援金等課税に係るものにつきましては、第6条は所得割を100分の1.17を100分の1.68に改め、0.51%引き上げるものでございます。

第7条は、資産割を100分の7.55を100分の7.91に改め、0.36%を引き上げるものでございます。

第7条の2項は、被保険者均等割を6,020円を7,100円に改め、1,080円引き上げるものでございます。

第7条の3項は、被保険者平等割を6,180円を7,900円に改め、1,720円引き上げるものでございます。特定世帯は3,090円を3,950円に改めるものでございます。

次に、2ページ中段、介護納付金課税に係るものにつきましては、8条は、所得割を100分の0.72を100分の1.11に改め、0.39%引き上げるものでございます。

第9条は、資産割を100分の5を100分の5.88に改め、0.8%引き上げるものでございます。

9条の2項は、被保険者均等割を6,120円を7,200円に改め、1,080円引き上げるものでございます。

9条の3項は、被保険者平等割を3,780円を4,800円に改め、1,020円引き上げるものでございます。

次に、2ページ下段、第23条は、所得割の方に対する国民健康保険税の負担軽減を図るもので、応益割について7割、5割の軽減をするものでございます。

3ページ上段でございます。第1項は、7割軽減でございます。最初に、医療給付費に係るものにつきましては、アの被保険者均等割の減額は、現行の1万6,996円を2万650円に改めるものでございます。

イの被保険者平等割の減額は、現行の1万7,430円を1万9,950円に改めるものでございます。特定世帯は8,750円を9,975円に改めるものでございます。

次に、後期高齢者支援金等課税に係るものにつきましては、ウの被保険者均等割の減額は、現行の4,214円を4,970円に改めるものでございます。

エの被保険者平等割の減額は、現行の4,326円を5,530円に改めるものでございます。特定世帯は2,163円を2,765円に改めるものでございます。

最後に、介護納付金課税に係るものにつきましては、オ、被保険者均等割の減額は、現行の4,284円を5,040円に改めるものでございます。

カの被保険者平等割の減額は、現行の2,646円を3,360円に改めるものでございます。

続きまして、3ページ下段から4ページにつきましては、第2号は5割軽減分でございます。

最初に、医療給付分に係るものにつきましては、アの被保険者均等割の減額は、現行の1万2,140円を1万4,750円に改めるものでございます。

イの被保険者平等割の減額は、現行の1万2,450円を1万4,250円に改めるものでございます。特定世帯は6,225円を7,125円に改めるものでございます。

次に、後期高齢者支援金等課税に係るものにつきましては、ウの被保険者平等割の減額は、現行の3,010円を3,550円に改めるものでございます。

エの被保険者平等割の減額は、現行の3,090円を3,950円に改めるものでございます。特定世帯は1,545円を1,975円に改めるものでございます。

最後に、介護納付金課税に係るものにつきましては、オの被保険者平等割の減額は、現行の3,060円を3,600円に改めるものでございます。

カの被保険者平等割の減額は、現行の1,890円を2,400円に改めるものでございます。

以上のように、平成22年度国民健康保険税の課税をお願いするものでございますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

最後に、資料6、2ページの附則につきましては、1項では施行期日を公布の日からとするものでございます。

2項では、適用区分を平成22年度以降の年度分から適用し、平成22年度分までは従来例によるものでございます。

以上をもちまして、補足説明とさせていただきます。

日程第4 質疑

○議長（久保田 均君） 日程第4、これより議第45号、議第46号の2議案に対する質疑を行います。

発言をどうぞ。

武藤孝成君。

○9番（武藤孝成君） それでは、国民健康保険税条例の一部改正について、市民部長に質問いたします。

長引く低迷の中、本当に市民は膨大な値上げという感覚に僕は見ているんですが、これに対していろいろ内容的に説明を願いたいと思います。5項目ほど質問をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

1点目に、税条例改正を行うが、それに伴う予算措置は。また、予算措置を行うにつ

いてはいつごろなのか。

2点目に、今回の国保税の引き上げの根拠は何か。

3点目に、低所得者の税の引き上げは、未納世帯を増大させるのではないか。

4点目に、医療費の削減をどのように図っていくのか。

5点目に、今回の改定の軽減世帯はどの程度になるのか。

以上、お答えください。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） お答えします。

5点ほどいただきましたもので、随時説明させていただきます。

まず最初の、条例改正を行うが、予算措置はという話でございますが、今回は条例改正だけをお願いする予定でございますが、8月に本算定を行いますもので、その後、保険税がどうなるかわかりませんが、9月か12月ごろにまた補正予算を行うことも考えておりますので、よろしくお願ひします。

それから、2点目の国保税の引き上げの根拠でございますが、本税は合併当初より、先ほどもお話ししましたように、税率等を据え置いておりますし、先ほどお話ししましたように、医療費の需要の増大や医療技術の高度化により医療給付費が年々増加していく中で、今までは基金を取り崩しながら行ってきましたが、今回、先ほどお話ししましたように、国保の基金も底をついているような段階でございます。こういうような中、これから健全な財政を行うために、加入者の皆様に御負担をかけるということで、今回、税率改正を行いました。

それから、先ほど3点目の低所得等につきましては、確かに長引く不況の低迷の中、保険税を上げていく中で、収納率が若干低下するのは私たちも懸念している段階でございますが、おかげさまで、私どもにつきましては、徴収対策室がございますもので、そこ連携をとってしっかり徴収率の向上に努めてまいりたいと考えております。

それから、4点目につきましては、医療費の削減等につきまして、市民の皆様には健康で明るく暮らすこと、それから、医者にかからないことが私たちの医療費の削減だと思っておりますが、平成20年度より健康課におきまして事務を委任しまして、特定健診とか、それから健康診査などを行っていますが、まだまだ受診率が低いような段階でございますので、本年から各種がん検診と同時に特定健診を実施し、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

それから、最後でございますが、改定で軽減世帯はという話でございますが、国保税の軽減につきましては、先ほどお話ししましたように、7割、5割、2割の軽減がござ

いまして、軽減世帯の世帯数はどうかという話でございますが、国保には医療給付分とそれから支援分と、それから介護分と、その3点でございますもので、医療給付分と支援分につきましては、7割軽減が約1,495世帯、5割軽減が291世帯、2割軽減が544世帯でございます。それから、介護保険分につきましては、7割世帯が646世帯、それから5割世帯が164世帯、それから2割世帯については300世帯と、こうなっております。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 武藤孝成君。

○9番（武藤孝成君） 本当にいろいろ答弁がありましたが、これにつきまして、今後、まだまだ増税ということが出てくると思っておりますが、それで、再質問ですが、国保の独自減免の拡充はどのように検討されていくのか、されたのか。

また、2点目に、国保税の引き上げをしたが、来年以降はどのようにしていくのか。

3点目に、引き上げについて市民にどのような啓発、理解を求めていくのか。

以上、再質問をいたします。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） では、再質問にお答えします。

先ほどお話ししましたように、減免の関係でございますが、先ほどお話ししましたように、7割、5割の軽減がございますが、これは確定申告いただきまして、所得の低い方につきまして7割、5割、2割の軽減を行いますし、それから、あと、今年から非自発的失業者、要するに失業された方につきまして、独自の減免を行うことも検討されておりますので、それについて減免していきたいと思っております。

それから、2点目につきまして、国保税の引き上げにつきまして、来年はという話でございますが、来年につきましては、医療費が伸びるとか、そういうようなことがございますもので、増税は避けられないと思っておりますが、私も、先ほどお話ししましたように、特定健診とか、そういう保険給付者の皆様に十分健診を受けていただきまして、健康で明るい家庭を築いていただくことがあります。来年につきましては国民健康保険者の皆様に御負担をかけるかもしれませんが、決算をしてみなければわかりませんもので、その点は御留意いただきたいと思っております。

それから、3点目ののは、引き上げについて市民にどういう啓発でございますが、今議会条例を認めていただきましたら、本算定を行います。それにつきまして広報等とかそういうので啓発し、市民の皆様に十分啓発してやるようにします。

よろしく申し上げます。

○議長（久保田 均君） 武藤孝成君。

○9番（武藤孝成君） 本當に啓発、これからどういふふうに皆さんに説明をしていくのかということも、私たち、数字を見て今の上げなきゃならんという段階に来ておるといふことは理解はしていけるんですが、一般の市民は本當に長引く低迷の中、大変苦慮だと思ひます。本當に職もない、そういう状況は続いてきていますので、そんな面から市長にお聞きしますが、例へば、今後、来年以降また税を引き上げていかならんと、そういう懸念もあるといふことで、そういうために、これからどんなふうにして市民に理解を得ていくのか質問して終わりにします。

○議長（久保田 均君） 平野市長。

○市長（平野 元君） お答えします。

国保税につきましては、長年、基金も取り崩しをせず大体来たんですが、一昨年ごろから急激に医療費が伸びたといふことで、特に去年は新型インフルエンザを大変心配しまして増額をしたんですが、結果的にはそれほど医療費の伸びはなかったといふことでございます。といひますのも、国の方針によりまして、いろいろ予防につきまして力を入れたといふこともありまして、健康診断とか、予防のための各種運動を進めてきたといふことの成果も若干あったのかなといふことでございます。

現在の状況で、今回の税率の改正をお願いするわけでございますが、なお来年度につきましては、今後の状況、特に本査定以降の医療費の伸び等も十分勘案しまして見通しを立てていく必要がございますが、現在のところは、来年も続けて税率改正する必要はないのではないかといふような見通しも、私個人的には立てておりますが、その辺も十分検討を加えながら、今後の推移を見守っていきたいといふような形でございます。

よろしくお願ひします。

○議長（久保田 均君） ほかにございませぬか。

影山春男君。

○10番（影山春男君） 御指名いただきましたので、市民環境部長にちょっとお尋ねします。

医療費の技術高騰によって医療費の増加と、景気の低迷に対する所得減少により保険税が不足するといふことで、この改正を行うといふことでありますが、単純に考えて、仮に今回の改定がされた場合、今後も安定的に運営ができていくのか。

もう一つは、税率改定により収納率が落ちると思ひますが、今後どのようにして収納率アップに努めていかれる予定かお聞きいたします。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） お答えします。

先ほど武藤議員にお答えしたような内容と、ちょっとやえるかと思いますが、やえたら済みません。

先ほどもお話ししましたように、今回、お願いするわけでございますが、今回15.86というような大幅な税率アップになりますが、来年度以降につきましては、先ほど私もお話ししました、市長もお話ししましたけど、本算定を行いまして、それにつきまして来年度どうなるかはわかりませんが、先ほど武藤議員のときにお話ししましたけど、健康で明るい家庭というか、健康でいられるように十分気をつけていただければ、私どもの保険税は上がらないと思いますもので、そこら辺を十分気をつけていただきたいと思います。

それから、2点目の徴収率が落ちるという話も、先ほどもちょっとお話ししましたように、私どもは徴収対策室というのがございますもので、そこと連携をとりまして、十分徴収率のアップに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（久保田 均君） 影山春男君。

○10番（影山春男君） それでは、再質問として、一般被保険者の医療給付分、後期高齢者支援金、介護給付金の1人当たりの保険料値上げと、値上げ後の差額のアップ率はどのような、ちょっと簡単をお願いします。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） それでは、お答えします。

まず、1人当たりの医療費分でございますが、21年度決算では6万5,534円でしたが、今回では7万7,240円ございまして、差額は1万1,707円でございます。

それから、2点目の後期高齢者支援金分でございますが、21年度決算では1万6,483円でしたが、今回お願いする件でございますが、1万9,052円、差額は2,569円でございます。

それから、最後の介護納付金でございますが、21年度決算では、1万5,944円でしたが、今回、22年度では1万8,364円、差額で2,420円でございます。

この3点を足しまして、21年度では9万8,960円に對しまして、今回は11万4,656円、差額は1万5,696円でございます。これは大体平均でございますので、皆さんの税収によってまちまちでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（久保田 均君） ほかにございせんか。

宮田軍作君。

○6番（宮田軍作君） 今の件についてお聞きしますが、最初に部長から説明がありました経緯と申しますか、背景ですね。その説明を受けたわけですが、そういったものを資

料としていただくと、検討するのにしやすいのではないかとことを思います。

それから、その中には資金を取り崩した、こういう経緯でこうなったということは、説明だけでなかなかわかりにくいことがあります。

それから、他市との比較といいますか、自主財源の少ないところほど厳しいということとはわかりますけれども、そんなのがあれば、検討する材料として提供いただくと思います。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） わかりました。先ほど私が説明しました追加提案というか、補足説明に出しました資料につきましては、また後ほどお話ししますし、また、それから他市のというか、県内の状況につきましても、資料をまた整えまして、報告させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（久保田 均君） ほかにございませんか。

石神 真君。

○2番（石神 真君） もし今の国民保険のほうを先にやられるのであれば、ほかの方に譲りますが。

議第46号の災害復旧の旧緑資源のほうですが、これは金額的に1,170万2,000円出ておりますが、あくまでもこれは工事請負費となっておりますが、ここの中で、今までは大体工事費といいますと設計費などいろんなものが上程してありましたけど、これはどういうふうなのか、中身について質問します。

○議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

○産業建設部長（船戸時夫君） 林道災害にお答えいたします。

今回は工事請負費ということで、今年度からこれに対する事務費とか工事雑費は補助対象から除外されるということになりましたので、今回は補正に計上いたしております。

○議長（久保田 均君） 石神 真君。

○2番（石神 真君） わかりました。そうすると、今年度からということで、あくまでも請負費の中に今後は全部そういうやつが入ってくるということですか。それとも、緊急なものに関してはそういう経費が含まれていると、そういうことでしょうか。

○議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

○産業建設部長（船戸時夫君） 今年度からは農林水産省の関係補助事業でございます。

今回、この林道でございますが、そのほか土地改良事業もございます。昨年まではこの事業に対する事務費または工事の工事雑費がそれぞれ率によって計上できて、それで消

耗品等々の予算を計上いたしたわけですが、今年度から、工事事務費、また、工事雑費は計上するなという指示でございますので、今回、今年度からは、現在の農林省の事業につきましては、工事請負費のみということになりましたので、御理解賜りたいと思います。

○議長（久保田 均君） ほかにございませんか。

藤根圓六君。

○13番（藤根圓六君） 議第46号の平成22年度山口市一般会計補正予算について、資料8、追加議案のほうですけれども、7ページの合併特例債の欄があるんですけれども、現在、合併特例債の一応総額というのは、前年度末現在高の114億3,360万8,000円と、当該年度の1億7,820万、これを足した116億ぐらいになると思うんですが、現実に合併特例債の総額というのは、山口市は現在どれだけなんでしょうか。

○議長（久保田 均君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） この7ページにございます地方債のそれぞれの年度ごとの調書でございますけれども、下から2つ目の合併特例債でございますが、この上に前々年度末現在高とございますが、これ、90億6,170万1,000円、これは前々年度末でございますので、20年度でございます。その右側が前年度ということで、21年度が114億3,360万8,000円でございます。その次に2つの欄がございますが、当該年度中の増減ということで、当該年度中の起債見込み額といたしまして、22年度にこの1億7,820万円でございます。これもまた特例債で借り受けるわけでございます。そして、その右側でございますのが5億3,517万9,000円でございますが、この22年度中にこれだけの特例債を返還するというので、その右でございますが、これが22年度末の、今年度末の110億7,662万9,000円ということで、22年度末にはこの110億7,662万9,000円になるわけでございます。

それで、これはそれぞれの年度で借りたり返したりしますけれども、ちなみに22年度末での合併債の返すものを除きまして、借りただけのお金の総額といたしましては124億3,620万円でございます。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 藤根圓六君。

○13番（藤根圓六君） それで、最終的にはまだ枠というのはあるわけなんですよね。特例債の枠。

○議長（久保田 均君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 事業費といたしましては8億円ほどのまだ特例債の枠は残っておりますし、そのほかにそれぞれ、本年度で申しますと1億7,820万円のこの内訳と

いたしましては、基金といたしましては、毎年基金で積んでおりますけれども、1億6,760万円でございます。これがあと3年分、積み立てることのできる基金が残っております。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） ほかにございませんか。

藤根圓六君。

○13番（藤根圓六君） ちょっと再々質問を。それで、この表のように、数字上はこのように地方債として残るわけなんですけれども、実質は合併のときの条件といいますか、70%は交付税で対応するということですから、その金額の70%分ぐらいはこの数字より減じた形というとらえ方をしてもいいことなんでしょうか、どうなんでしょうか。

○議長（久保田 均君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 実質的には70%弱でございますけれども、理論上はそういった形になってまいります。

○議長（久保田 均君） ほかにございませんか。

寺町知正君。

○12番（寺町知正君） それでは、追加された議案についてですけど、国保は非常に重要な案件で、本会議で質疑したいんですが、所属の厚生委員会の案件ということで、私にはすると言われておりますので、そこはできないということで、もう一点の補正予算です。先ほども質疑がありましたけれども、災害復旧の林道ということですね。これについてですけども、まず、時々この林道については災害ということで工事費が計上されてきたと思うんですが、過去に何回ほど、幾らぐらいの復旧工事費、災害復旧費が計上されてきたのか、この林道について。その回数とか額をお願いします。

それから、もう一点ですけど、この林道、全部開通しているわけじゃないというふうには理解しますけれども、現在、これを利用している住民の人、関係者、これはどういう人で、どれぐらいの人数が利用しているのか。それから、いわゆる一般の市民は利用できるのかできないのか。そのあたり、いかがでしょうか。

○議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

○産業建設部長（船戸時夫君） 今回お願いしております林道は、緑資源が作りました大規模林道の美山区間でございます。

現在、ここに資料を持っておりませんが、葛原区間で一部災害があったと思っております。それ1カ所で、金額はまた後ほど報告させていただきたいと思っております。

また、この林道の利用関係でございますが、一応完成した段階でそれぞれ市町へこの林道を引き継ぐことになっております。今、この林道は、山県市内としましては約1,600

メーターほど施工されて、今、市が管理いたしております。利用者といましては、数値をはかっておりませんので、確認できません。また、林道は一般開放しておりますので、すべての方が通っていただけますけど、現在の場合ですと、この路線ですと約900メーターほど行って通行どめというような状況でございます。

以上です。

○議長（久保田 均君） 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） 特定の事業なんですから、過去のどういった災害があつて、どれぐらい使ったかとか、あるいは総事業費とか、距離とか、それぐらいの資料は持って臨んでほしいわけですが。そうじゃないと答弁にならないでしょう。後で資料を出しますとか、後で数字を答えますでは、それでは困るんですが。なぜかといえば、災害復旧、時々ここに災害復旧の工事費を随分つぎ込んでいて、そうだったら、もっと普通の生活道路につぎ込んだらという意見は聞いたことがあるんですが、今回も使うという前提で災害復旧するわけでしょう。そうだったら、過去にどれぐらい使って今回どういう位置づけの1,170万なのか、そこは明らかにしていただかないと評価できないわけですよ。そういう意味で、とりあえず今ないなら、休憩してとは言わないけど、後できちっと資料を出してほしい。次から資料は用意してください。

総事業費、じゃ、幾らなんでしょう。今、1,600メーターとおっしゃったね。まず、メーター数。残り何メーターつくったら、これは完成するのかということですね。市に移管されるのは完成してからとおっしゃったから、残り何メーターぐらいの予定なんでしょう。それから、その金額、過去に使った金額とこれから出さなきゃいけない金額、それはどれくらいなんでしょう。やっぱりそういう評価の中でこの災害復旧の必要性を判断すべきだというふうに考えます。

○議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

○産業建設部長（船戸時夫君） 申しわけありません。この事業につきましては緑資源が行っておりますので、私のほうではちょっと事業費の把握をしておりませんし、また、今後引き続き23年度からは岐阜県のほうで施行されるということで、その数字を把握しておりませんので、後ほど回答させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保田 均君） 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） 把握していないといっても、例えば今回の災害復旧、市がお金を出すわけですよ、一部と言いながらもね。起債分を含めれば、半分は市が出すわけでしょう。そういうふうに考えていくと、知らないでは済まないし、それから本当はもっ

と細かい、出てくればお聞きしたかったんだけど、もう返上したほうがいいんじゃないでしょうか。長期的な収支、コストを考えると。利用者も少ないし、見込みもないわけでしょう。そういう考えを行政のほうは持つべきだと思うんですが、そのあたり、部長で答えられないなら市長でもいいんですけど、意思決定ですよ。

今まであそこにつぎ込んだ費用、これからつぎ込まなければいけない費用、それと、実際の利用見込みを考えたら、どうなのか。特に災害復旧で臨時的にいつも出ていくことがいっぱいあって、その分は生活道路に使ったらという意見は行政内部にもあるはずなんです。そういう意味で、大きな方針転換をしてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（久保田 均君） 平野市長。

○市長（平野 元君） お答えします。

この緑資源公団の従来やっておりました仕事でございますが、一昨年、緑資源公団が廃止になりました。それ以後、この大規模林道関ヶ原・八幡線につきましても、どう処理していくかということにつきましては県のほうでも十分検討していただいておりますし、現在まだ検討中ということで、県も急に財源の負担がかかるということで、なかなか難しい面がございますが、いずれにしましても、将来的に大規模林道の進捗をどうしていくかということでございますが、全くやりっ放しのところがたくさんございますので、そういった面を県と関係市町村等で打ち合わせをしながら、本当に地域住民のためになる道路であればやっていく必要があるかと思っておりますし、現在では一般の利用者もあろうかと思っておりますし、登山の好む方はあそこを通られる方もございますし、現状のままほかっておくというわけにはいきませんので、通行可能の復旧作業をするということでございますが、いずれにしましても、その辺につきましては、県のほうでこの緑資源公団の引き継ぎ事業をどう対応していくかについては現在も検討中でございますので、その辺を十分見きわめながら対応していく必要があるかと思っておりますが、いずれにしましても、臨時的な災害復旧でございますので、そういった形で地域の皆さん方の利便を図るためでございますので、よろしく御理解願いたいということでございます。

以上です。

○議長（久保田 均君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 質疑はないものと認めます。これもちまして、議第45号、議第46号の質疑を終結いたします。

日程第5 委員会付託

○議長（久保田 均君） 日程第5、委員会付託。

議第42号から議第44号及び議第45号、議第46号は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（久保田 均君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

22日は総務文教委員会、23日は産業建設委員会、24日は厚生委員会、それぞれ第2委員会室にて午前10時より開催されます。

なお、28日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時45分散会

平成22年 6 月28日

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

(第 3 号)

平成22年第2回

山 県 市 議 会 定 例 会 議 録

第3号 6月28日(月曜日)

○議事日程 第3号 平成22年6月28日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(16名)

1番	上野欣也君	2番	石神真君
3番	杉山正樹君	4番	尾関律子君
5番	横山哲夫君	6番	宮田軍作君
7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君
11番	後藤利弘君	12番	寺町知正君
13番	藤根圓六君	14番	小森英明君
15番	村瀬伊織君	16番	久保田均君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	総務部長	林宏優君
市民環境部長	松影康司君	保健福祉部長	笠原秀美君
産業建設部長	船戸時夫君	教育委員会事務局長	恩田健君
会計管理者	服部正己君	消防長	土井誠司君
総務部次長	岡田知也君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 梅 田 修 一 書 記 梅 田 敏 弘
書 記 林 強 臣

午前10時00分開議

○議長（久保田 均君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（久保田 均君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 横山哲夫君。

○5番（横山哲夫君） 議長からお許しをいただきましたので、通告に従いまして、口蹄疫対策について質問をいたします。

去る4月20日に宮崎県都農町で肉用牛3頭の口蹄疫感染が確認されてから、毎日の新聞、ニュース等の報道で御承知のように、爆発的に感染が広がり、殺処分やワクチン接種による感染の拡散を抑制しながら、あらゆる防疫対策をとって沈静化を図っておられます。この口蹄疫は、偶蹄類の牛、豚、ヤギ、羊などの動物のみに伝染するウイルス性の伝染病で、一度発生すると、伝染力が強く、家畜法定伝染病に指定されています。口蹄疫と診断された場合は、特定家畜伝染病防疫指針に基づき、搬出制限、交通遮断、全頭殺処分、埋却、ワクチン接種、消毒処置等々、防疫対策がとられます。

岐阜県でも、5月19日に対策本部を設置し、畜産農家935農場への周知、防疫対策の徹底はもとより、緊急調査及び消毒の実施報告、発生した場合の埋却場所の確保については、牛で90%、豚で70%が自己保有の農地を予定し、残りは農家と市町村が連携して候補地のリストアップを行う。また、県内の偶蹄類飼育農家のある38市町村のうち11市町村で対策本部を設置しており、残る27市町村にも設置も働きかけると、6月1日に県対策本部から発表されました。

山県市も、今議会の6月21日に口蹄疫用の消毒等消耗品購入に対する補正予算が追加提案されましたが、山県市には牛、豚など畜産農家が多くありますが、次の点について産業建設部長にお伺いします。

1つ目が、口蹄疫対策本部は設置されているのか。設置済みならば、いつ設置し、メンバー、会議の内容は。

2番目に、市内の畜産農家の地区別戸数、畜種別の頭数の内訳。

3点目に、もし口蹄疫が発生して殺処分になった場合、埋却場所の確保の状況。

4番目に、緊急調査及び消毒はいつ、どのように実施されたのか。

以上をお伺いします。

○議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

○産業建設部長（船戸時夫君） 御質問にお答えいたします。

口蹄疫は、口蹄疫ウイルスが原因で偶蹄類の家畜や野生動物などがかかる病気で、口蹄疫に感染すると、発熱したり、口の中やひづめのつけ根などに水膨れができたりするなどの症状が出てきます。また、汚染した牛、豚などの肉を食べたり、牛乳を飲んでも人間に口蹄疫が感染することはありませんが、牛肉等が流通すれば、他の地域に口蹄疫を広げてしまうおそれがありますので、かかった家畜は流通されません。

国内では、明治41年に東京ほか3府県で522頭、平成12年に宮崎、北海道で740頭の患畜、疑似患畜がありました。今回の宮崎県では、4月20日に確認されて以来、6月13日までで289例目で、牛3万6,821頭、豚16万880頭、ヤギ・羊17頭で、合計19万7,718頭が確認されました。宮崎県のある畜産農家の方が、今の状況は地獄としか言えない。農家は耐えられません。精神的にも追い詰められています。感染した農家は家畜の処理がされるまでは飼育しなければならない。その間、どんな思いで家畜と接するか、その気持ちは家畜を失って、今後の生活の不安、まだ発生していない農家は、あしたはうちかな、あさってはうちかな、5日から8日先が恐怖です。毎日毎日不安、恐怖、地獄を、こんな状況が現実にあっているものでしょうかとインターネットのブログに書いてみえました。それが現実だと思います。万が一、本市も近隣で発生した場合を想定し、市として今何をしなければならないのか、早急に対策に努めてまいります。

1番目の、口蹄疫対策本部は設置されているのか。設置済みならば、いつ設置し、メンバーは、会議の内容との御質問ですが、山口市口蹄疫防疫対策本部を6月4日に設置しました。本部は、市長を本部長、副市長を副本部長、本部員を教育長、会計管理者、総務部長、市民環境部長、保健福祉部長、産業建設部長、消防長、教育委員会事務局長、議会事務局長、総務部次長の12名で組織し、本部の事務局を産業振興課が当たることといたしました。

次に、本部の内容につきましては、まず、本市における口蹄疫の発生予防及び蔓延防止に係る対策の推進を目的とし、口蹄疫の防疫対策に関すること、関係機関との連絡及び調整に関すること、口蹄疫に関する市民への啓発に関すること、風評被害への対策に関する事務をつかさどることといたしました。今回の会議の内容は、口蹄疫の発生状況及び市内における酪農、肉牛、養豚農家の戸数、頭数の現状と、緊急調査の結果、異常がないことを確認いたしましたので、その結果を報告いたしました。

また、防疫対策としましては、今議会へ提案しておりますが、消石灰の配布など29万

8,000円を追加補正することといたしました。

2番目の、市内の畜産農家の地区別戸数、畜種別の頭数の内訳につきましては、高富地区には酪農・肉牛農家は1戸で2頭、養豚農家が1戸で1,900頭、伊自良地区では酪農・肉牛農家が5戸で410頭、養豚農家が2戸で1,682頭、美山地区には酪農・肉牛農家が4戸で112頭、養豚農家が1戸で2,920頭となっており、市内の合計は酪農・肉牛農家が10戸で524頭、養豚農家は4戸で6,482頭が飼育されています。そのほかにヤギ飼養農家が6戸で35頭が飼育されています。

3番目の、埋却場所の確保の状況については、当初は農家が埋却場所を確保することとなっておりましたので、確保している農家が6戸ほどありました。しかし、口蹄疫対策特別措置法が6月4日に施行され、移動も制限され、近隣の土地を国が所有者の承諾を得ていち早く埋却場所を確保し、蔓延防止策をとることとなりました。

4番目の、緊急調査及び消毒はどのように実施されたのかにつきましては、緊急調査は、岐阜家畜保健所からの連絡により、5月24日に市内の酪農・肉牛・養豚農家全部に偶蹄類の飼養頭数並びに偶蹄類の症状に関して飼養家畜の有無など、消毒の実施、消毒薬の確保状況、埋却場所の確保について畜産農家から聞き取り調査を行いました。その結果、市内での異常はありませんでしたが、防疫対策として消毒を徹底されることをお願いいたしました。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 横山哲夫君。

○5番（横山哲夫君） 現在の基本的な状況をお答えいただきました。私は6月初めに伊自良地域の2戸、高富地域の1戸、美山地域の1戸の畜産農家で養豚及び酪農のそれぞれ2戸の農家の方にいろいろお聞きしました。まず、皆さんの声を箇条書きで聞きたいと思いますが、まず、養豚農家の方は、4月末に口蹄疫防疫対策会議があったと。防疫に対する周知がその会議で行われた。消毒液の県補助は、畜産別に県下で総額100万と極めて少額なので、今までは全く使っておりませんと。それから、市の悪臭、ハエ対策の補助を、こんな場合には消毒液とか消石灰の購入に振りかえられる体制整備が必要ではないかと。

また、殺処分された農場は、5年間再開できなければ再開は非常に困難と。5年間何か再開できないというようなことをどこかで聞いたということでありました。それから、養豚農家は少ない土地で事業展開をしておられるので、埋却場所の確保は極めて難しいと。また、付近には、地下水の水源もあるということで、そんな観点から埋却場所を見つけるのはなかなか難しいということでした。ちなみに、この農家は、親豚500頭で月間

700から1,000頭生まれると。6カ月で出荷をして、8カ月で親豚になって、種つけをできるという回転の速いこともお聞きしました。

そして、市内の養豚農家の3戸の方、最近やっと後継者、息子さんが後を継いでくれることになったと言って喜んでおみえになったところへ、こういう問題が発生して、先行きを心配されておりました。

また、次に、酪農農家の方の声は、消毒液が不足して、ないので、消石灰でその場をおさめていると。市からも新たな補助はないと。それから、農家は常日ごろから農場の消毒や農場の立ち入り制限等の防疫対策を講じておられます。農家が幾らこうやって頑張っても、なかなか外からの感染が防げないということがありまして、市民の皆様にも口蹄疫、また、こういう防疫対策の内容をしっかりと認識してほしいと。それから、こういう現状、それから危機感を共有してほしいというようなことも言っておみえになりました。

それから、山県市の畜産農家の農場は、やはり山林付近に多くありますので、感染したイノシシがあちこち農場を荒らすということも考えられないことはないのですが、そういうことも考えると、感染も防ぎようがないということも心配しておみえになりました。

それから、これまでBSEとか生産調整とかいろいろな問題で何とかくぐり抜けてきましたが、この口蹄疫問題でもし感染して殺処分を受けた場合、5年間も再開できなければ、経営者も、私たちも高齢ですので、後継者もないし、廃業せざるを得ないということも言っておみえになりました。

宮崎の初動対応が遅かったのではないかという報道があり、とにかく早い対応が大事で、法律改正も含めた強い対応が必要であるということも言っておみえになりました。山県市の対策本部に関して、何か問題が起こったときはすぐに、口蹄疫の対策本部に限らず、対策本部のすぐ設置できるような仕組みづくりをお願いしたいと。それから、埋却場所の確保は、5月中旬日から自己所有地の有無について問い合わせがありましたと。

以上のようなことを農家の方々からお聞きしました。そのことを踏まえまして、次の点について再度お伺いをいたします。

緊急の場合、悪臭、ハエ対策補助金を消毒液、消石灰購入補助に変えられないか。

2点目に、口蹄疫に対する市民の理解、周知をこれまでどのようにされてこられたのか。また、今後どうされるのか。

3点目に、対策本部は6月4日に設置され、市長を本部長に副市長以下部長で編成されるとのことでありましたが、獣医等の専門家が1人もいないのでありますが、私たち素人としては不安を感じます。そのことについていかがでしょうか。また、このような

大きな問題が発生した場合の喫緊の対策本部の設置について、仕組みづくりはどのようなのですか。

4点目に、埋却場所の確保について、設置条件の内容、それから、自己所有地がない場合の対応はどのようにされるのか。

5点目に、畜産農家以外でペット等の偶蹄類を飼っておられる方の把握はできているのか。できていなければ、調査はどのようにされるのか。

以上についてお伺いをいたします。

○議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

○産業建設部長（船戸時夫君） 再質問にお答えします。

答弁に入ります前に、議員が畜産農家から殺処分された農場は5年間再開できなければ非常に困難とお聞きになられておりますが、5年間使用できないということはありません。口蹄疫の発生農場については、殺処分終了後、県の家畜防疫員の指示に従い、少なくとも1週間間隔で3回以上の確に消毒を実施し、また、その地域の移動制限が解除されれば再開することができると、農林水産省からの口蹄疫に関する情報に出ていました。

それでは、1番目につきましては、今定例会に口蹄疫防疫対策用の消石灰、消毒液の配布を予定し、補正予算を提案しております。畜産環境衛生事業補助金は、悪臭、ハエ対策を目的とした補助金で、昨年度は20件、今年度も5件の苦情がありましたので、その畜産環境対策を講じていただくもので、現時点では口蹄疫防疫対策に活用することは考えておりません。

2番目につきましては、宮崎県で4月20日に発生し、当初3週間くらいで終息するものだろうと言われておりましたが、6月20日で約2カ月が経過し、まだ終息が見えてこない状況にあります。市民への周知につきましては、口蹄疫に関する情報がマスコミ等で毎日取り上げられていますので、市民の皆様も御理解されていることと思います。畜産農家には、口蹄疫に関する情報提供を行っておりますが、市民への周知は行っておりません。今後、必要に応じ本市の畜産についての理解と口蹄疫の情報提供を図ってまいりたいと考えております。

3番目につきましては、6月18日現在、県内で市町村対策本部を設置しているのは33市町村で、設置予定が6市町村、未設置が3市町村という状況です。なお、職員に獣医師を採用している市町村は、県内12市町村あります。今回のような口蹄疫が発生すれば、市町村での対応は困難かと思えます。そのため、獣医師等の専門職のいる岐阜県防疫対策本部、並びに岐阜地域口蹄疫現地対策本部と連携を図りながら対応してまいりたいと

考えております。

4番目につきましては、口蹄疫対策措置法により、患畜、疑似患畜の焼却、埋却はできる限り当該患畜または疑似患畜が屠殺された場所に近い場所で行わなければならない。また、所有者が殺処分後の死体を焼却、埋却することが困難なときは、家畜防疫員に支援を依頼できる。国は家畜防疫員が行う死体の焼却、埋却に必要な土地の確保と、作業従業員の確保に必要な措置を講ずることとされていますので、関係機関と連携を図って対応してまいりたいと考えております。

5番目につきましては、現段階では小中学校等では飼われておりませんが、社会福祉施設でヤギを飼われていることを把握しております。各家庭でのペットとして飼われている偶蹄類の把握は、飼育者からの申し出がないと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 横山哲夫君。

○5番（横山哲夫君） 産業建設部長に口蹄疫の対策について詳細にお答えをいただきました。今回の宮崎県発の口蹄疫問題について、初動対応のおくれや埋却場所の確保が難航したことにより、殺処分がおくれ、被害が拡大したと言われております。宮崎県は、6月24日に約20万頭の殺処分が完了したと発表いたしました。このところ、やっと終息に向かっていると感じております。

そこで、市長にこれまでの口蹄疫問題についての思いと今後についての考え方についてお伺いして、私の質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（久保田 均君） 平野市長。

○市長（平野 元君） 再々質問にお答えします。

6月4日に市としましても対策本部を設置しまして、本部長としての現状認識といいですか、思いをとということでございますので、私の思いを簡単に述べさせていただきますが、先ほど部長からも答弁いたしましたように、宮崎県で牛豚が口蹄疫に感染をし、また、疑似感染した酪農家の方がブログに書いて自分の思いを訴えられているのをお聞きしまして、口蹄疫が市内で発生した場合を考えますと、非常に心が痛むということで、私は現在、宮崎県の畜産農家の心情を思いますと、本当にその痛みというのは痛切にわかる気がするわけでございます。

そういう中で、担当者が5月24日に市内の酪農家の方に埋却場所の有無等の調査を行った際にも、そんなことを今から聞くなというような、地域の市内の畜産農家のそういった声を聞きます。そのとおりだと思っております。現地としてそういった蔓延を受け

とめたくないというのは思いでございます。私もそのとおりでございますので、そういったことがないように、一刻も早く終息することを願っているわけでございますが、けさのニュース等で聞いておりますと、宮崎県の場合でもようやく若干終息に向かったというようなニュースを聞いておりますが、一刻も早い終息を願うものでございます。

次に、今後についての考え方につきましてですが、今回、口蹄疫の防疫に対する補正予算はお願いしておるところでございますが、実際に口蹄疫が市内または近隣に発生した場合の対応といたしましては、先国会で成立しました口蹄疫対策特別措置法によりまして、まず、第一義的に岐阜県が主体となって農場の封鎖、農場、車両等の消毒、家畜の埋却などすべてを行うことになっておりますが、市といたしましても、口蹄疫の発生防止対策に当たるとともに、蔓延防止のために地域住民の安全確保を図るとともに、県と近隣市との連携を密にしながら、調整を図りながら防疫体制に当たりまして、万全を期してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（久保田 均君） 以上で横山哲夫君の一般質問を終わります。

通告順位 2 番 宮田軍作君。

○6 番（宮田軍作君） 発言許可をいただきましたので、通告に従いまして、最初に、通行量増加に伴う伊自良地域の安全対策について質問をいたします。

平成20年5月に、主要地方道岐阜・美山線の平井坂トンネルの開通に伴って、年々車両の通行量が増加をしております。地域にしては活気がよみがえったというところがありますが、半面、主要道路は、歩道も未整備であり、歩行者などの安全面に対する不安の声を多く聞くようになりました。

開通で2年目にどれくらいの、毎年調査はしておるわけですが、2年目の先月、どれくらいの通行量があるかというのを調べました。こんな表にしておりますが、朝の5時から午後9時半までを調べましたら、904台ですね。昨年5月に比べますと56台増加をし、一昨年の9月に調べたのと比較しますと211台多くなっておりますが、この表にもありますように、特に通勤時間帯であります7時から8時半までの1時間半に集中している、これが増加傾向にあるというところでもあります。

この時間帯は、御承知のように、小中学生の登校時間とも重なることから、特に安全対策に気を使わなければならないということではありますが、地域ぐるみの見守りと通学路の安全対策が必要であると考えます。

各地域で小学生の登校に毎朝ついてきていただく見守り隊の方々の御意見を集約いた

しますと、最近、車の通行量が多くなってきた。それから、速度も速くなってきているということで、子供の安全に対して心配なことであるということと、行政に対しては、見通しがよくなるように道路からはみ出た樹木の伐採、あるいは草刈りなどの指導をよくしていただくなど、歩道といいますか、通学路の安全対策をお願いされておりました。昨年のごとでございますが、伊自良中学校の生徒が自転車で下校中に通行車両との接触事故も起きておりますが、事故が起きて行動するのではなく、学童や生徒が安全・安心に登下校できるよう、行政として緊急に安全対策をしなければならないのではないかと考えます。

この件については、昨年の6月の定例会においても一般質問しておりますが、地域住民の声を代弁して、改めて次の4点についてお尋ねをいたします。

1点目ですが、県にはどのように要望をされ、その結果はどうであったか。

2点目、この道は通学路であるということを、地元の方はよく御存じであります、そうでない方、ドライバーに知らせる看板の設置などができないのかということ。

3点目、市としてできる安全対策は何か。

4点目ですが、見守り隊の方々の要望に対して、市の対応について。

以上を産業建設部長にお尋ねいたします。

○議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

○産業建設部長（船戸時夫君） 御質問にお答えいたします。

一昨年5月の主要地方道岐阜・美山線の平井坂バイパス開通に伴い、山縣市を循環する交通網が整備されましたことにより、市民の利便性も向上してまいりました。その半面、伊自良地域におきましては、議員の御指摘のとおり、朝夕の交通量も年々増加傾向にあり、交通事故も心配されます。

御質問1点目の、県への要望方法と成果につきましては、市は年度当初に開催されます岐阜土木事務所との事業調整会議を初め、毎年秋に行われている岐阜土木事務所による管内視察の折に歩道整備を要望しておりますが、県としては、事故履歴が多い路線、バリアフリー法の重点地区、あんしん歩行エリア指定地区での歩道整備を優先しており、本路線の歩道整備は現時点では考えていないとのことです。また、各自治会よりいただいております地元要望、日ごろのパトロール及び市民からの情報提供を随時報告し、道路除草、樹木の枝の伐採を行っていただいております。

御質問2点目の、通学路であることをドライバーに知らせる看板の設置につきましては、歩道及び路肩に設置する場合、道路からの距離や高さ、制限等があり、道路占用許可が必要となるため、PTA及び地域の交通安全協会等関係機関とも協議し、検討して

まいりたいと思います。

御質問3点目の、市としてできる安全対策につきましては、交通弱者を事故等から守るため、公安委員会と共同で交通安全教室の開催を行っています。また、児童・生徒に対しては、定期的に教職員が児童とともに下校し、登下校時の安全通学の指導や、通学路の安全点検等を行っています。さらに、安全な自転車の乗り方、ヘルメット着用義務など、常日ごろから交通マナーの指導を行っております。

御質問4点目についてでございますが、地域の見守り隊の方々には、日ごろから地域のために御尽力いただき、大変感謝をいたしております。見守り隊の方々からも交通量増加への対応の御要望をいただいておりますが、重大な交通事故を発生させないために、さらなる交通安全指導の徹底を図り、また、道路環境整備についても引き続き岐阜県に要望してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 宮田軍作君。

○6番（宮田軍作君） 県は事故歴の多い路線だとか、バリアフリーの重点地区だとか、何とか指定地域を優先しているということではありますが、そのために本線の歩道整備は考えていないということではありますが、事故歴が多くなる前に市民の安全、地域住民の安全・安心のために防止策を講ずるのが行政の仕事だと考えます。道路整備を県に強く要望しつつ、市としてできることを積極的かつ効果的に推進していくことはできないでしょうか。例えば、道路標識の設置などは市民が勝手にできないわけですね。複雑な規制等があるからこそ、行政が常に気配り、目配りをし、市民要望にこたえていくことが肝要だと考えます。

市内至るところに道路標識の老朽化が著しいものを見かけます。ここにたくさんのレストランがありますが、伊自良だけに限っても同様でありますけれども、例えば、この写真は通学路、その下にスクールゾーンと書いてあるんですね。全く読めません。そして、次のものについては通学路につき注意してくださいという立て看板ですが、これも全く読むことはできないわけでありまして。限られた通学路の看板だけでもこういう状況であります。ほかに道路標識、カーブミラー、ガードレール、それから視線誘導標など、通行中に状態の悪いものが相当、そのつもりで見ると、目につくわけでありまして。

交通量が増加していることから、一刻も早くその対応を市民は願っておられます。2年後には国体の開催地として全国から訪れる方々に環境整備の行き届いた山縣市というよい印象となるためにも、早急な対応が必要と考えますが、市の考えを再度お尋ねします。

まず1点目、既存標識の設置状況と実態の把握について。

2点目、毎年交付されている交通安全対策特別交付金、これの使い道について関係部長にお尋ねをいたします。

○議長（久保田 均君） 総務部長。

○総務部長（林 宏優君） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の既存標識の設置状況と実態の把握についてでございます。

まず、カーブミラーの設置につきましては、過去にも個人などで設置されたものもございます。設置者の特定が困難な場合もございますが、現在、市で管理しているカーブミラーは1,570基ほどあり、山口市というシールを張って表示をいたしております。市で管理しておりますカーブミラーにつきましては、鏡面の取りかえや角度の修理などの軽微な案件につきましては、自治会や地域の方から御連絡を受けたときにそれぞれ担当者が迅速に対応させていただいておるところでございます。議員御指摘のカーブミラーは、市が設置した物件かどうかは定かではございませんが、市で対応すべきものであれば適切に対応させていただきたいと考えております。

次に、道路標識につきましては、県の公安委員会が設置いたします規制標識、指示標識と、道路管理者が設置いたします警戒標識、案内標識などがありますが、市道における設置状況につきましては、設置の経緯が不詳な物件も多く、その実態把握に努めている状況でございます。議員御指摘の通学路とスクールゾーンの標識についてでございますが、これも、お見受けいたしましたところ、相当以前に設置された物件であると思われれます。設置者が判然といたしていないところがございます。

なお、市道のガードレール及びガードパイプ等の安全さくにつきましては、道路施設の一部でございますが、市内で総延長約6万8,000メートルにわたり設置をいたしております。これらの安全施設等については、地元からの御要望を踏まえ、実態把握に努め、関係機関などと協議をしながら対応してまいりたいと考えております。

通学路に注意してください、先ほどの表示看板につきましても、以前と比べまして周辺の状況も変わってきておる箇所もございますが、看板の設置によりかえって死角がふえて危険な場合もありますので、山県警察署とも協議をしながら対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目の交通安全対策特別交付金の使い道についてでございます。

この交通安全対策特別交付金は、道路交通法及び交通安全対策特別交付金等に関する政令によりまして、道路交通法に定める反則金を財源として、一定のルールにより国が市に対しまして交付する特別交付金でございます。したがって、交付金ですから特

定財源ではなく一般財源となるため、特定の事業に充当することは行っておりません。しかしながら、道路交通法第16条には、国は当分の間、交通安全対策の一環として道路交通安全施設の設置及び管理に要する費用で政令で定めるものに充てるため、都道府県及び市町村に対し交通安全対策特別交付金を交付するとありますので、道路交通安全施設の設置及び管理に要する費用に使用いたしております。

道路交通安全施設とは、交通安全対策特別交付金等に関する政令第1条各号に列挙されておりますが、横断歩道橋ですとか歩道、自転車道、道路標識、さく、街灯、地方公共団体による道路反射鏡または区画線の補修等でございます。そういった管理する道路に係るものに要する費用でございます。

本市の平成21年度の決算の統計の交通安全対策事業の調べによりますと、この歩道の整備、さく、道路反射鏡の設置、修理、交通安全運動等により約1,750万円の予算を執行しております、平成21年度の交通安全対策特別交付金382万5,000円の約4.5倍強の額を執行している状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 宮田軍作君。

○6番（宮田軍作君） カーブミラーなんかも相当さびて、当然、これは山口市と標識の張ったものも見えますけれども、そういうようなものもありますが、この際、そういった整備をぜひやっていただいて、例えば腐食が激しくて危険な状態のものの中にはあるわけですね。そういうのはよく把握をしていただきたいと思っておりますし、これもトンネル開通に合わせて、岐阜・美山線の道路幅が狭くなる藤倉・大森地域一体は、車両通行量の増加で大変危険な状況があるわけですね。特に通勤時間帯であります7時から8時半までの間は、相当の車が通るわけです。

どれくらい通るかというのも、これは先日、何カ所かで調査をしました。それがこの図でございますが、トンネルから出たり入ったりする車の幹線道路、バス道路といえますか、それには、出たところで6割が市役所のほうへ向かいますし、あと4割が花咲きのホールのほうへ向かうわけですね。それで、肝心の藤倉・大森のあたりをどういう割合で行くか、農免のほうへ迂回する率がどれくらいあるか、あるいは農免から来る車はどれくらいあるかというのを調べますと、25%が農免を利用しているわけですね。75%は狭い藤倉・大森地域へ入るわけです。それで、じゃ、サークルK、四ツ辻のところどれくらいの割合になるかというのを調べましたが、これは45%が高富、四ツ辻から出て高富、高富から四ツ辻から伊自良へ入るということがわかりました。

まだまだ農免道路の迂回というのがよく徹底されていないというところがこれでわか

りましたけれども、そういう新たな周知等をあわせて、農免道路の伊自良の通りでございますが、延長計画ということで、四ツ辻、サークルKのところを通らなくて、農免道路から七日市までつなぐという、そういう設計がされているということを知っておりますが、これを早くつないでいただくということと、昨年も質問をいたしました、伊自良川の管理道路ですね。3カ所未整備などところがある。その1カ所の400メートルでございますが、整備することによって小中学生の安全な登下校通学路ということにもなりますし、本市が位置づけております文化ゾーン、花咲きホール、図書館、あのあたり周囲5キロの憩いの道といいますか、そんなことができるわけです。事業効果は高いものだと評価しておりますので、農免道路とあわせて強く県に要望していただきますことをお願いして、次の質問に入らせていただきます。

ぎふ清流国体及びぎふ清流大会山縣市開催についてお尋ねをいたします。

岐阜県においては、昭和40年、第20回国民体育大会が開催をされております。今回、2年後の平成24年に、47年ぶりの第67回ぎふ清流国体、ぎふ清流大会が開催をされ、本市はその大会の一翼を担って、馬術とバレーボールの会場を引き受けるということがあります。開催地として何としても成功させなければならないと思っておりますが、成功させるには市民参加が不可欠であると考えます。

国体の開催を契機に、より多くの市民に本大会の目的や意義を十分理解していただき、市民との協働により市民主役の山縣市ならではの特色のある充実した大会になることを市民は願っております。あわせて、市民の活力や健康増進、意識の高揚など、大会効果を最大限活用することにより、本市の活性化と発展につなげていくことが重要と考えます。

そこで、次の3点についてお尋ねをいたします。

1点目、国体における市民の役割について。

2点目、市民への周知と市民運動の推進について。

3点目、山縣市開催の効果について、総務部長にお尋ねいたします。

○議長（久保田 均君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

国民体育大会は、国内最大のアマチュアスポーツの祭典であり、岐阜県では47年ぶりの開催となります。本市にとっては初めての開催となり、国体では馬術とバレーボール、障害者スポーツ大会ではバレーボールの3競技会を開催いたします。大会の開催を通じて市民のスポーツ活動がさらに活性化し、明るく活力に満ちたまちづくりにつながることを願っております。同時に、人づくり、まちづくりに取り組む山縣市の姿を全国に発

信する絶好の機会ともとらえております。

御質問の国体における市民の役割につきましては、全国から訪れる方々に来てよかった、また山口市に来たいと思っていただけるよう、市民や地域を挙げて温かくお迎えする心などの取り組みがとても重要であると考えております。

また、市民との協働による大会運営を目指して、多くの方々から運営にかかわっていただけるような仕組みづくりが必要と考えております。そこで、多くの市民の方々に参加していただけるよう、6つの運動を展開してまいります。具体的には、応援や運営をサポートするおもてなし運動、特産品や観光をPRするふるさと自慢運動、健康増進に週1スポーツ運動と、ミナモ体操やミナモダンス、会場や地域を美しくする美化運動と花いっぱい運動について、多くの市民の皆さんが参加していただけるように展開をしてまいります。

次に、市民への周知と市民運動の推進についてお答えします。

市民への周知につきましては、積極的かつ効果的に推進しなければならないと考えております。現在までに保育園や小中学校、地域イベントへのミナモ訪問とミナモ体操、ミナモダンスの普及活動や広報やまがたへの国体コーナーの掲載、ホームページの開設、CCYによる広報番組など周知を図っております。今後につきましても、さまざまな機会と方法を工夫して取り組んでまいりたいと考えております。

市民運動の推進につきましては、先ほど述べました6つの運動を推進してまいります。今年度は市民ボランティアの募集をこの10月から行う予定にしております。500人のボランティアの方の協力が必要となり、市民の協力を得られるようお願いをしております。

次に、開催効果についてお答えをいたします。

大会の開催を通じて、スポーツに対する市民意識の高まりとともに、市民運動、ボランティア活動への参加による市民協働の広がり、国内最大のスポーツイベントの運営による競技会運営能力の蓄積や、園児・児童・生徒に対する教育的な波及、山県市民の温かいおもてなしや特産品、観光紹介などによる山県市の認知度アップなどの効果が期待されます。今後も開催に向けた機運を高め、開催準備から大会運営に至るまでできるだけ多くの方々に御協力いただき、市民との協働による開催を目指してまいります。

今大会開催まで残すところ2年となり、来年にはリハーサル大会を控えておりますが、今後も全力を挙げて開催準備に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 宮田軍作君。

○6番（宮田軍作君） 市民への周知というので、保育園のミナモ体操なんていうのはこの地域も大変盛り上がりがあると思っておりますが、この大会開催市として、その契機を活力あるまちづくり、人づくりに多方面に最大限活用し、成果を上げるように全力を挙げて準備に取り組んでいかれるということではありますが、大いに期待するところであります。

次の3点をお尋ねします。

市民のボランティアを10月に500人募集されるということではありますが、その役割はどのようなものなのかということ。

2点目は、近隣自治体ではもう既に国体開催市である啓蒙の看板とか横断幕が設置されておりますが、本市の計画はどういうふうであるのか。

3点目、国体開催を契機に、明るく活力に満ちた山口市、人づくり、まちづくりに取り組む山口市の姿を全国にアピールするためにも、先ほど質問しました老朽しておる標識の更新、危険箇所の整備、不要施設の撤去など、安全面と景観整備などの取り組みについて再質問をさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

初めに、市民ボランティアの役割につきましては、大会の当日の運営をお手伝いいただく運営ボランティアと、市民への啓発活動のお手伝いをしていただく広報歓迎ボランティアを考えております。

まず、運営ボランティアは6つの係を予定しております。具体的には、来場者の受付や会場案内を行う受付案内係、おもてなしコーナーの運営や弁当回収等を行う交流広場係、分別回収や会場の清掃を行う会場美化係、観客の誘導やバスの乗降案内等を行う会場管理係、式典運営の補助を行う式典放送係、記録写真の撮影や協議結果の掲示等を行う広報記録係でございます。運営ボランティアは、市の職員と一緒に活動していただくこととなります。

また、広報歓迎ボランティアは、市民の皆さんにPR活動を行ったり、花いっぱい運動やクリーン活動等に参加していただく方々でございます。

募集につきましては、個人やグループで参加していただける方を募集してまいりますし、また、募集要項は本年の10月に全戸配布する予定をいたしておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、市民への周知を図る看板や横断幕等の計画についてお答えをいたします。

市民の皆さんへの周知を図るために、広報啓発活動は積極的かつ効果的に推進してい

かなければならないと考えております。中でも広告塔や看板、横断幕の設置は有効な手段となりますので、設置場所や設置方法などを本年度に吟味いたしまして、開催1年前となります来年度に設置する計画といたしております。

次に、最後に、安全対策と景観整備等の取り組みについてお答えをいたします。

危険箇所等の点検、撤去、整備等の対策につきましては、市の実行委員会並びに市内の連絡会議におきまして、関係機関、団体、担当部局等々検討いたしまして、これから対策を講じてまいりますので、よろしく願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 宮田軍作君。

○6番（宮田軍作君） 約半世紀に1度のスポーツの祭典であります国体開催市として、全市民の英知とエネルギーを結集し、さまざまなスポーツへの理解と関心を高める機会となることや、このスポーツ振興のみならず、多くの市民がボランティアとして大会運営に参画したり、デモスポ行事に参加するなど、見るだけではなくて、活動を通じて郷土愛だとか連帯感などの高揚を図る取り組みをしっかりと行っていただき、この大会開催を契機に、先ほども出ておりますが、生活環境、それから安全対策、景観整備なども含めて市民が心の豊かさを感じ合える活力ある山県市になっていくことを願って、私の質問を終わります。

○議長（久保田 均君） 通告順位3番 石神 真君。

○2番（石神 真君） それでは、通告に従い質問を行わせていただきます。

本年3月に、豊かな自然と活力ある都市が調和した安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくりを目指した後期基本計画が策定されました。今回、この基本計画の全部に対するの質問を行うには余りにも質問時間が足りな過ぎますので、そこの中から1点、便利で快適なまちづくりの中から質問をさせていただきます。

住環境の整備の中に、本市山県においては持ち家がほぼ90%で、全国平均を大きく上回っております。中でも高富、伊自良地域においては、岐阜市にも近く、住宅の増加傾向も見られておりますが、便利になったとはいえ、やはり今の美山地域においては、道路等のインフラ整備が徐々にではありますがされておりますけども、しかし、よくなったとはいえ、少子化による過疎化が進んでいて、高齢者も多く、良質な住環境の形成がうまくいっているとは思えません。

こうしたことを受けて、現状と課題の最後には、本市の北部、山村地域においては人口流出や少子高齢化により過疎化が進行している。これらの地域における生活環境の整備を総合的・計画的に行う必要がありますとして、展開では、山村地域における住環境

整備を計画的に実施するために必要な施策を推進しますとありますが、これについてどのように手をつけていくのか、もう少し具体的に総務部長にお伺いいたします。

○議長（久保田 均君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

議員の御質問でございます、山村地域における住環境整備を計画的に実施するために必要な施策を推進しますというこの施策は、過疎対策の一環といたしまして、新たに後期基本計画におきまして追加をしたものでございます。

住環境とは、住居する場を取り巻く自然などのさまざまな環境であり、良質な住環境を創造するためには、安全性、利便性、快適性などを向上させる必要がございます。これまで、交通基盤の整備のため、過疎債などの有利な起債を活用し、市道や林道の整備を進めてまいりました。また、有線テレビ網の拡充により、難視聴区域の解消やインターネット環境の充実などが図られ、昨年度は美山中学校の改築事業により、より一層教育環境の充実を図るとともに、美山小学校の開校に伴い、遠隔より登校する児童のためのスクールバスを購入し、安心して登校できる環境整備にも努めてまいりました。

さらに、生活交通の確保といたしまして、平成20年8月には平井坂トンネルを抜ける市内循環線を、平成21年11月には乾地区を走行する乾線を開設し、自主運行バスの充実を図り、その後、市内循環線のダイヤ改正を行い、できる限り皆様方の利便性の向上に努めてまいりました。

さて、この後期基本計画の施策を具体的にどのように進めていくのかとのことですが、基本計画は、基本構想における基本目標を受けて、その実現に必要な基本的な施策を分野別に体系化したものでございます。この後期基本計画を見ていただきますとおわかりのように、住環境整備にかかわるさまざまな施策が掲載されております。例えば、介護居宅サービスの利用促進、高齢者や障がい者などの世帯に対する屋根の雪おろし助成、過疎地域などに有効なダイヤモンド型交通の導入検討など、広い意味で見ても計画に上げられた施策のほぼすべてが住環境整備にかかわるものと言いつても過言ではないものと考えられるところでございます。

こうした住環境整備につきましての具体的な事業、事業量、実施主体などは、前年度の実績などを検証し、今年度より3年間の計画をあらわした実施計画により明らかにし、実効性の確保に努めてまいります。

また、議員も御承知のとおり、過疎地域自立促進特別措置法の執行期限が平成28年3月31日までの6年間延長されました。この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位であ

る地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的といたしております。

美山地域につきましては、合併前の平成14年度に過疎地域として公示され、この法律の適用を受けており、最初にも述べましたように、過疎債という有利な起債を有効活用し、インフラ整備等を進めてまいりました。今回の法律期限の延長に合わせて特別措置の拡充が行われ、過疎債の対象施設が追加されました。さらに地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び地域の活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るため、過疎債の対象がソフト事業にまで拡充をされました。

この有利な制度を活用するためには、山州市の過疎地域自立促進計画を策定する必要があり、現在、この策定準備を行っているところでございます。この計画の中で、ハード事業はもちろんのこと、住環境整備にもつながりますソフト事業につきましても十分検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 石神 真君。

○2番（石神 真君） 今の答弁の中で、過疎地域などに有効なダイヤモンド型交通の導入の検討などと説明がありましたが、確かに今回の自主運行バスでの利用は前回変更路線もありましたが、税金の無駄遣いのように見える点がありますと市民の方が言っておられます。でも、これも市政としてのサービスの一環だと私は思っておりますが、でも、交通情報ネットワークの整備で自主運行バスの利便性をうたいながら、新規施策で過疎、高齢化が進行する地域ではダイヤモンド型が望ましいかのように解説が載っておりました。これは、計画を立てた以上、いつごろ、また、何年ごろをめどにしているのか具体的にお答えがいただければいいかなと思っておりますが、それと、過疎地域自立促進特別措置法は、6年間延長したのは当然私も知っております。答弁では、過疎債があるから、総務部長の言い方によりますと、美山地域のインフラ整備を進めるかのような言い回しにとれますが、なにも揚げ足を取って言うわけではございませんが、過疎債がなければ美山地域の整備には予算が回らないかのようにも私自身はとれましたが、その点についてもお尋ねします。

もう一点、やはり美山地域は過疎化が進んでいて、高齢者が多いのは仕方がないことでもありますが、でも、これに歯どめをかける、また、市外からでも美山地域に移り住みたいと言えるような施策として、旧の美山中学校、もしくは御所野の土地、また、上野平など、市が所有している土地などを住宅や雇用などを考えての工場利用の誘致に全

力を投じていただけないものか、再度お尋ねします。

○議長（久保田 均君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

初めに、1点目でございますが、後期基本計画の中で自主運行バスの充実とダイヤモンド交通の導入検討が施策として挙げられており、どちらを優先するかといった御質問と思います。

まず、自主運行バスについてでございますが、本市におきます唯一の公共交通機関として運行しており、すべての路線を岐阜乗合自動車株式会社に運行委託しておりますことは、議員も御承知のことと思います。この自主運行バスの運行にかかる経費につきましては、年間走行距離にキロ数を乗じた運行経費から料金収入を差し引きました不足額を補助金として委託事業者に支払っており、本年度の当初予算額は1億1,785万7,000円で、県からの補助見込み額1,545万9,000円を差し引きますと、1億239万8,000円が実質の市の負担額となります。県の行政改革の中で各種県補助金が削減され、自主運行バスにかかる補助金も大幅に削減されました。昨年度の県補助金は2,825万2,000円で、実質市の負担額は1億1,103万4,000円でありました。このように多額の経費を要しますが、現在行っておりますバス事業者への委託方法が、安全面、管理面などをトータルに考慮した場合において堅実であると考えております。

しかしながら、今後の財政状況や利用者の減少など、他の運営方法につきましても慎重に検討する必要があると考えており、昨年第2回定例会の折にもそのように答弁させていただいたところでございます。

こうしたことから、現在、唯一の公共交通機関である自主運行バスの利便性を図る一方で、地域性に合わせたダイヤモンド型交通の導入を検討しようとするものでございます。また、ダイヤモンド型交通の具体的な導入の時期についてでございますが、導入の可否も含めまして今後検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目でございますが、過疎債がなくなった場合、美山地域の整備を行わないのかとのことでございますが、過疎債がなくなったといたしましても、真に必要とされる事業につきましては、事業を遂行する必要があるとございます。しかし、厳しい財政事情の中で、少しでも有利な制度があれば、こうした制度を活用して事業を遂行してまいりましたことを申し上げたところでございます。

次に、3点目の、過疎化の歯どめについてでございます。過疎化といいますか、人口の減少傾向は、全国的な傾向であり、本市におきましても例外ではございません。平成15年3月末の本市の人口は3万1,694人でありましたが、本年3月末の人口は2万9,898

人、1,796人、率にいたしまして5.7%の減少となっております。地域別に見てみますと高富地域が648人、3.4%の減でございます。伊自良地域が91人で2.6%の減、美山地域が1,057人で11.7%の減となっており、美山地域におきます減少割合は多いものとなっております。こうした状況から、魅力ある地域づくりのための施策、人口減少に歯どめをかける施策、例えば企業誘致などに力を注ぐべきではないのかとの趣旨と承ります。

企業誘致につきましては、山縣市企業立地促進条例や企業立地用地活用台帳登録要綱を策定し、市独自の企業誘致や市内企業の投資拡大に取り組んでまいりました。今後におきましても、個々の企業情報を積極的に収集いたしまして、市外の企業の誘致、市内の企業の投資拡大に向け取り組んでまいりたいと考えております。

さて、魅力ある地域づくりには、行政のみならず、地域の皆様のやる気、元気が重要であると考えており、これを活用したソフト事業などを新しい過疎地域自立促進計画の策定にあわせて検討してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 石神 真君。

○2番（石神 真君） ただいまの答弁にもありましたが、美山地域の人口減少は市内でも一番多いという状況であります。こうした美山地域が元気になれば、山縣市全体が元気になるのではないかと私自身は思っておりますが、だからこそ少しでも早く地域の皆さんと元気、やる気になるように何とかしなくてはならないかと思っているところであります。また、Uターン、Iターン、Jターンで若者たちを山縣市に、もしくは清き流れる武儀川にある美山地域へと呼び込むためにも、魅力ある企業を誘致し、安心して暮らせるための住宅施策を行う必要があるのではないのでしょうか。

昨日、美山地域において少年の主張の中で優秀な成績をおさめられた中学生が、地元の葛原で、人情のあるすばらしいまちだと、大人になってもずっと住み続けたいというような発言もあったところでございます。また、再質問の中でもありましたが、旧の美山中学校跡地、御所野、上野平の先ほど言いました市の所有の畑、雑種地としていところで、御所野で約1万平方メートル、上野平で約3万平方メートル、あと、美山中学校と、このような土地の利用も踏まえて魅力ある住宅メーカーや企業誘致に全力を投じていただけないのか、再々質問をして私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（久保田 均君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

企業誘致は自治体の発展につながる大変重要な方法の1つであります。そうしたこと

から、先ほども申し上げましたとおり、山県市企業立地促進条例などを策定し、企業誘致や市内企業の投資拡充に取り組んでまいりました。

さて、企業誘致にはさまざまな要件がございます。企業ニーズに対する行政の対応、開発経費も含めた安価な土地、誘致に対する優遇制度、関連企業へのアクセスなどの立地条件、企業の従業員の方々が安心して住める住宅や子育て環境などが挙げられると思われれます。魅力ある企業を誘致するとともに、Uターン、Iターン、Jターンを促し、そうした若者たちが安心して暮らせる住宅を旧美山北中学校跡地もしくは御所野を利用して建設できないかとのことですが、まず、企業誘致には、先ほど申し上げましたさまざまな要件が複合的に絡み合っており、特に企業誘致には交通条件、関連企業へのアクセスは重要な要件であり、残念ながら現状では十分とは言えない状況でもございます。

今後、東海環状自動車道の西回りルートの整備が進み、本市内にインターチェンジが開設されることにより、交通条件、地理的条件が向上し、企業にとって大きなメリットとなるものと考えております。こうした好機を的確に生かせるよう、市外の企業等への誘致活動などを進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、住宅施策であります。移住された方々が安心して暮らせる住宅施策は重要なことでもあります。しかしながら、行政が住宅を建設するほか、定住者に一定の条件のもと住宅建設資金の助成を行うなどの方法もございますが、そうしたことも含めまして、また先進地的な事例なども調査しながら今後検討する必要があるかとも考えております。

移住、定住の促進につきましては、人口の流出の防止を図るためには、企業誘致のほかにも魅力ある地域づくりが非常に重要になってまいります。先ほど議員が言われましたように、昨日の少年の主張の大会にもございましたように、美山中学の3年生の羽賀君でしたか、ふるさとの葛原が、山紫水明な葛原が大変好きだと、そして、九十何歳のおばあさんに昔のいわれですとか、ことわざを聞いたと、ああいった若い世代の子供たちの地域づくりに対する気持ちも本当に大切なことだと思って昨日お聞きしたところでもございます。

また、最初にも申し上げましたように、子育て環境や交通、インフラの充実などのさまざまなこうした住環境の整備も必要となってまいります。今後、厳しい財政状況と深刻な人口の減少、少子高齢化を迎え、行政のみならず市民が一体となってさまざまな取り組みをされているところもございます。議員におかれましても、今後ともさまざまな御提言をいただき、本市の魅力ある地域づくりにお力添えをいただきたいとお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 以上で石神 真君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。40分に始めます。

午前11時26分休憩

午前11時40分再開

○議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を行います。

通告順位4番 後藤利ヲ君。

○11番（後藤利ヲ君） ただいま議長の御指名をいただきましたので、山口市総合体育館の施設改良についての質問をさせていただきます。

山口市総合体育館は、平成20年4月より指定管理者制度の導入により、現在では山口市総合体育館特定非営利活動法人たかとみスポーツクラブに運営をゆだねております。総合体育館も、山口市合併以来、各種団体はもちろんのこと、個人的にも館内使用者の回数が年々増加の一途をたどり、今こそ施設の改良を余儀なくされておるのであります。このような観点に立ちまして、次の2点について質問をいたします。

第1点は、総合体育館の中にはトレーニングルームがあります。毎日多くの市民が、近隣の人たちがトレーニングルームに通い、健康な汗を流しておられます。しかし、現在のトレーニングルームは手狭で、第2トレーニングルームとして選手の控室の中の託児室など、間借りを余儀なくされておるのであります。現在では、2カ所の部屋を使用している現状であります。今後はまだまだ利用者が増大することは必至でありまして、管理者の少人数で十分な監視ができないと困っておられる状況でございます。至急、トレーニングルームの整備、改良を急務と考えられます。

第2点は、総合体育館における各種団体などの、特にバレーボール大会が頻繁に行われております。それに伴い、大会などサポーターも年々増大の一途をたどり、観客席は現在約400席整備されており、最近では立ち見を余儀なくされておられる人たちが多く見られるようになりました。平成24年にはぎふ清流国体が行われます。国体を1つの機会として、反対側にも観客席を増設すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上の2点について質問をいたします。当局の適切かつ明解な御回答を賜りますようお願いいたします。

○議長（久保田 均君） 恩田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（恩田 健君） 御質問にお答えをします。

山口市総合体育館は、平成8年8月に完成し、総合的なスポーツの場として、バレー

ボール、バスケットボール、バドミントン、柔剣道、エアロビクス、スポーツジム等、各種大会及び市民の体力づくりに利用いただいております。特にバレーボール競技につきましては、全国大会として全日本中学校バレーボール選手権大会、全国スポレク祭ソフトバレーボール大会、全国高校総体などを開催してまいりました。

平成20年度より指定管理者制度を導入してから利用者が年々増加し、平成21年度実績で延べ3,504団体で、前年に比べ1.32倍、利用人数で1.08倍に増加し、利用者からは高評価を得ております。

御質問1点目の総合体育館のトレーニングルームについてでございますが、近隣市町の施設と比べてもトレーニングルームが狭く、機器が十分に配置されていないにもかかわらず利用者が年々増加し、平成19年度で年間6,579人、20年度で8,308人、平成21年度実績では9,972人で、1日当たり28.7人の方が利用されております。特に夜間や休日の利用が多く、ランニングマシン等の利用は順番待ちになることもしばしばある状況でございます。今年3月には、寄附により、ランニングマシン等、利用の多いトレーニング機器数点と器具をいただき配置しましたが、部屋が手狭であるため、臨時的に選手控室を第2トレーニングルームとして現在使用している状況でございます。

平成24年開催のぎふ清流国体、清流大会の開催に向けて、会議室が不足していることもあり、現在のトレーニングルームを会議室に改修し、それにかわるトレーニングルームを増築し、利用者の要望にこたえるべき現在検討を行っているところでございます。

2点目の観客席の増設についてでございますが、現在の観客席は固定席が385席で、2階ホールの立ち見を合わせて約500人程度が観覧することができます。しかしながら、小中学校、高等学校のバレーボールの県大会や岐阜地区大会など、年間10日程度は観客が多く、満席もしくは定員をオーバーすることがございます。現在のアリーナの面積を確保し、現状の施設内で観客席を増設することは困難であるため、増築を考えなければなりません。増築する場合、東のグラウンド側の駐車場に増築する方法しかないと考えられますが、増築工事についても体育館東面の壁、窓等の大規模な改修となり、また、耐震工事等、構造上、多額の工事費がかかり、費用対効果は薄いと思われれます。なお、国体開催時には、アリーナ内に特設の観客席を設ける計画となっております。

こうしたことから、観客席の増設については、現在、難しい状況ではございますが、今後関係機関、団体とも協議し、検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 後藤利ヲ君。

○11番（後藤利ヲ君） 再質問いたします。

昔も今も、若いも若きも、健康管理につきましては、皆さんが大変大事だと思っておられることでもあります。時間的に余裕のある人はいつでも運動もできますが、仕事に余裕のない人は、日ごろなかなか運動することができません。最近ではトレーニングルームを利用する人がふえてまいりました。多くの方が通い始めたため、トレーニングルームが手狭になり、一部間借りの状況であります。スタッフの皆さんにも限りがあります。事故があってはなりません。十分なお手伝いできないのが現状かと思われまます。トレーニングルームが1室にまとまれば、今以上に充実したサービスをお客様に提供することができるのではないのでしょうか。広い1室であっても、事務所にモニターが設置されておりますので、トレーニングルームの様子を事務所から一見して監視することができれば最良と考えられますので、至急施設の改良を促すものであります。

また、参考ではありますが、最近、トレーニングルーム利用者の70人程度のアンケート調査が実施されました。その内容の一部は、トレーニングルームの機種については約34%が少ないと答えております。また、トレーニングルームの広さについては約54%が狭いと答えております。その上、トレーニングルームは1部屋にしてほしいという意見が圧倒的に多いのであります。今後の増築については、利用者の切実な要望にこたえるべく努力をしていただきたいことを強く要望いたします。

また、観客席の増築の要望につきましては、平成24年に開催されますぎふ国体時のみの要望ではありません。アリーナ内の特設は、あくまで一時的であります。今後は、多種多様な大会が開催されると予測されるものであります。それを前提とした要望であります。大規模な改修をしなくても、当面は半分の200席程度の観客席でよいと思われまます。反対側、東窓際には200席程度の観客席をつくるスペースは十分あります。今、多額の工事費をかけなくても、観客席の増設は可能であります。今後、再考され、十分検討された上、市民の要望にこたえるよう努力されんことを強く要望するものであります。

平野市長にその所見をお伺いいたします。

○議長（久保田 均君） 平野市長。

○市長（平野 元君） 再質問にお答えします。

先ほどこの問題につきましては担当の局長からる御説明を申し上げましたが、市の総合体育館につきましては、平成20年4月よりNPO法人たかみスポーツクラブに指定管理をお願いして運用しております。利用団体、利用者も年々増加し、市民一人一人が心身ともに健康であるために、家族や地域の仲間とともにスポーツを楽しんでおられる、大変うれしく思っておるところでございます。私も会場にはお邪魔しまして、多くの皆さんがトレーニングルームを利用されている姿を拝見しております。非常に手狭と

いいですか、感じとしましては、非常に息苦しさも感じるくらい混雑しておるような感じも受けております。そんな中で、ジムの利用者がだんだんふえていく状況を考えるなら、今後、十分検討していく必要があるかと思っております。その辺につきましては、理事長さんからもいろいろ承っておりますが、そういった面につきまして総合的に検討していく必要があるかというふうに思っております。

近年、少子高齢化や情報化の進展など、社会環境の急激な変化の中で、体力の低下や生活習慣病の増加などが大きな課題となっております。スポーツの果たす役割というのは非常に大切かと思っております。皆さんが喜んでこういったトレーニングルームを利用しながら体力増強を図っていただくということは、若きも老いもみんなが参加していただきながら十分対応していく必要があるということを私も痛切に思っておる次第でございます。

トレーニングルームの増築につきましては、市の財政状況もございしますが、市民の健康増進のために、現在、建築の場所、あるいは部屋の面積等、担当課のほうで十分検討しておりますが、いずれにしましても、非常に手狭でございますし、ぎふ国体に向けましてもいろいろその辺の会議室の利用状況等もございしますので、その辺も十分勘案しながら積極的に対応していかなければならないというふうに思っております。これから十分検討してまいりたいというふうに思っております。

また、2点目の観客席の増築につきましても、私も現場を何回か見て検討しておるわけですが、東側には立派な柱が立っておりまして、なかなか全体的な改築となりますと大変な経費も伴いますので、その辺も十分勘案しながら現在のままで最大限利用する方法がないかというようなことも含めまして、担当者を含めて十分検討して対応していきたいというふうに思っております。

今週には全日本の女子バレーも見える予定でございます。そういった場合は臨時の観覧席を設けるということでございしますが、いずれにしましても、ぎふ国体に向けまして、こういった施設整備の配分等につきましても十分対応していく必要がございますので、その辺も広い面から検討を進めながら対応していきたいというふうに思っておりますが、以上、トレーニングルームの増築、あるいは観客席の増築につきましても、これから十分対応しながら検討していきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（久保田 均君） 後藤利ヲ君。

○11番（後藤利ヲ君） ただいまの市長の所見は、体力アップに意欲的な人たちにとっ

ては大変ありがたいお言葉と推察いたします。市民の一人一人がさらなる健康管理に意欲的になり、充実した生活を送っていただけることが予想され、大変期待するものがあります。これからは、市長が常に申されておられます高齢者、あるいは若い人たちが、病気でお医者さんに通うことがなく、最大限病気にかからないよう、今後最新の機械や、そして改良されたトレーニング室に通われ、市民の多くの皆様が健康維持に今後も努力されんことを心からお勧めいたします。

また、観客席につきましては、今後も最大限努力いただきまして、早期に増築していただきますようお願いを申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（久保田 均君） 暫時休憩をいたします。再開は午後1時といたします。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

○議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を行います。

通告順位5番 杉山正樹君。

○3番（杉山正樹君） それでは、通告に従いまして、2012年ぎふ清流国体に向けての準備や計画について、総務部長並びに産業建設部長にお尋ねをいたします。

国体の開始まであと2年となりました。岐阜県にとりましても大事なお客様を迎えるということで、全県挙げて準備にお忙しいことと思いますが、山県市におきましても少年男子のバレーボール大会と、少年、成年男子、成年女子の馬術競技が開催されるということで、関係者の皆様には大変御苦労さまでございます。

さて、この国体開催に向けての骨組みの計画は既に完了し、その計画に、この22年度と来年度23年度での完成を目指しておられるものと思いますが、そこで、山県市として大会受け入れの準備と計画でございますが、大きく分けて施設整備の関係と競技の運営面での関係に大別できるかと思いますが、まず、総務部長に総務部関係についてお尋ねをいたしますが、それぞれの分野において具体的な事業内容と予算をお聞かせいただきたいと思っております。あわせまして、道路工事など、周辺整備計画分野などにつきまして、事業内容と予算を産業建設部長にお尋ねいたします。

○議長（久保田 均君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

2012年、第67回国民体育大会ぎふ清流国体並びに第12回全国障害者スポーツ大会ぎふ

清流大会開催まであと2年となりました。本市で開催されますぎふ清流国体馬術競技会と少年男子バレーボール競技会の開催準備につきましては、国体基準や中央競技団体からの指摘事項に沿って準備を進めております。大会受け入れの準備事業といたしましては、施設整備事業と競技会運営事業の2つに大別できます。それに加え、市実行委員会独自の事業として広報啓発、視察調査、市民運動推進等の事業を行います。これらの3つの事業について、現段階で試算しております総事業費は7億7,000万円を見込んでおります。このうち、市の負担総額は1億4,300万円が必要となる見込みでございます。

では、事業ごとにその内容と必要経費についてお答えいたします。

まず、1つ目の施設整備事業は、特設馬術競技場とバレーボール競技場の整備を行います。

まず、馬術競技場整備の内容ですが、第1期から第3期工事を3年間で行います。本年度は第1期工事として表土の掘削、路盤工、土水路等の整地工事を行います。来年度は第2期工事として馬場舗装、アスファルト舗装、碎石舗装、水路工事を行います。開催年には、プレハブ、テント、電気、給排水といった臨時的仮設施設整備を行い、さらに第3期工事として維持修繕、防止さく設置及び競技会終了後の撤去工事を行います。この馬術競技場整備事業費は総事業費5億5,000万円を見込んでおり、全額県の補助となる見込みでございます。

また、バレーボール競技場整備の内容でございますが、来年度、市総合体育館アリーナの床面の研磨、ラインの塗装並びに支柱基礎工事を行う予定でございます。事業費は1,000万円を見込んでおり、市負担額は500万円が必要となる見込みでございます。

次に、2つ目の競技会運営事業でございますが、リハーサル大会と本大会の運営経費となっております。競技会運営の内容は、運営に係る臨時仮設プレハブ、テント、トイレ等及び役員、補助員等に係る謝金、服装、宿泊交通費、弁当、保険、競技用具の購入や借り上げ、選手等の計画輸送経費、看板、印刷関係などがその内容となります。

まず、馬術競技運営経費は1億4,100万円で、そのうち市負担額は9,000万円を見込んでおります。

次に、バレーボール競技会運営経費は4,700万円で、このうち市負担額は2,700万円を見込んでおります。競技会運営経費の県負担割合は、リハーサル大会が2分の1、本大会が3分の2と示されておりますが、競技運営とはならない交流広場等の舗装、売店、歓迎装飾、観客用シャトルバス経費等は補助対象外となっており、市の負担となります。

次に、3つ目の市実行委員会の独自事業につきましては、調査事業、広報啓発、歓迎装飾、ボランティア、花いっぱい運動などの市民運動などを推進いたします。これらの

事業費としまして、現段階では開催年までの4年間で総額2,100万円を見込んでおります。

なお、全国障害者スポーツ大会ぎふ清流大会運営経費につきましては、本年度から必要経費の試算等をはじめることになっており、現段階でお示しすることはできませんので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

○産業建設部長（船戸時夫君） 御質問にお答えいたします。

2012年ぎふ清流国体に向けての道路工事などの周辺整備についてでございますが、市といたしましては、平成21年度に椿野馬術競技会場周辺の道路整備として市道18039号線、栢野谷からあしたの会までの延長400メートル区間の現況幅員4.5メートルを、のり面等を活用し、側溝を含んで幅員7メートルに改良しました。この事業費は4,000万円です。

次に、市道2018号線のあしたの会から三光園までの延長470メートル区間の両側側溝にグレーチングでふたを施工しました。事業費は600万円です。

続きまして、バレーボール会場となります総合体育館周辺の道路整備として、市道14001号線の高富中学校正門から北へ国道256線までの延長550メートル区間の舗装改良工事を施工しました。この事業費は1,070万円でございます。

今後は、平成23年度に市道18039号線の大桑地区大桜グラウンド付近より椿野苑までの間の舗装改良工事を延長1,300メートル、事業費2,600万円を実施する予定としております。

また、県事業といたしまして、国道256号高富バイパス道路新設工事が平成24年3月までに市道02011号線、通称西深瀬農免道路までの区間で施工され、また、主要地方道関・本巢線、新川大橋については平成23年3月に開通予定と聞いております。

以上で答弁といたします。

○議長（久保田 均君） 杉山正樹君。

○3番（杉山正樹君） ただいま総務部長と産業建設部長にお尋ねをいたしましたので、これで再々質問となりますので、まとめて副市長にお伺いをいたします。

まず、この国体開催に当たり、山口市への来場人数ですが、馬術関係及びバレーボール関係、それぞれ何人ほど想定してみえるのか。1日当たりなど、具体的に説明をいただければと思います。

そこで、市の負担金ですが、先ほどの産業建設部関係で、国体開催のための周辺整備ということで3カ所の事業費が合計5,670万円と、総務部関係で、施設整備の負担金500万円、それから運営費が1億3,800万円、市の合計の負担金は約2億円であろうとお聞

きしましたが、よろしかったでしょうか。それに県事業の国道256号高富バイパス道路、通称西深瀬農免道路までの新設工事及び関・本巢線、新川大橋についてですが、この工事に係る市の負担分はないということでもよろしかったでしょうか。お答えを願います。

次に、総務部関係の確認でございますが、施設整備費で馬術競技場整備事業費 5億5,000万円は全額県負担で、また、バレーボール関係では1,000万円のうち500万円が市の負担金ということ。そこで、運営経費ですが、馬術関係で1億4,000万円を想定し、そのうち市の負担分が64%の9,000万円を、また、バレーボール関係では4,700万円、そのうち57%の2,700万円が市の負担分ということであったかと思いますが、それに市の単独運営経費の2,100万円が上乗せをされますと、合計で1億3,800万円が市の運営経費負担分となると思いますが、この負担金をもう少し軽減交渉できないものかどうか、ここでひとつ交渉上手な副市長の見解をお伺いいたします。

さらに、この大会には他県からの来場者が大変多いと予想されますが、先ほどこの件につきましては何も触れてみえませんが、宿泊の関係等の受け入れ対策はどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

最後になりましたが、この馬術競技場の跡利用につきまして、いろいろと計画もあろうかと思いますが、大会後のことも十分考えていただき、できるだけ後々有効利用できる、費用対効果の上がる施設整備に取り組んでいただきますことを要望いたしまして、質問を終わらせてもらいます。

○議長（久保田 均君） 嶋井副市長。

○副市長（嶋井 勉君） それでは、御質問にお答えしたいと存じます。

初めに、来場者の人数についてでございますけれども、まず、馬術競技会は毎年人気競技として多くの来場者が訪れられておりまして、これまでに開催されました平均的実績によれば、平日は2,000人、休日は3,000人ほどが予想されます。トータルして1万1,000人以上のお客様をお迎えすることとなりますが、昨年度、新潟県三条市では、市民の関心が高く、日曜日には8,000人が訪れられたということで、近年にない盛況ぶりであったと聞いておるところでございます。

また、バレーボール競技会につきましては、平日は1,000人、土日は1,500人ほどが予想されます。トータルで5,500人以上のお客様になるかと予想されております。来場者人数には、全国から応援に訪れる方以外に市民の来場者も多く含まれておりますので、こういうことで競技会場を観客でいっぱいにするのが選手にとって何よりのおもてなしとなるため、市民の関心を高めるための広報や企画も重要になると考えているところでございます。

続きまして、周辺整備3カ所の事業費は、先ほど担当部長が申しあげましたとおり、5,670万円でございます。財源内訳を申し上げなかったかと思いますが、そのうち市の負担分は3,000万円でございます。議員御質問の約2億円になるんじゃないかということでしたが、トータルとして市の負担分は1億7,600万円程度になるんじゃないかというふうに予想しておるところでございます。

また、県の事業の国道256号高富バイパス道路の通称西深瀬農免道路までの新設工事及び関・本巢線、新川大橋の工事に係る市の負担分はございません。議員の御認識いただいているとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、運営経費の市の負担率につきましては、他の市町村も同様の負担率でございます。この負担率の変更は非常に難しいと考えておりますが、それにしても、来場者への十分なおもてなしに必要な経費につきましては、少しでも補助対象にさせていただけるよう働きかけてまいりたいというふうに考えております。

市では、市民の皆さんがボランティア活動に積極的に参加協力していただく、市民総参加の大会を目指して取り組んでまいります。そして、子供たちにとっても未来への大きな夢を抱くことができる大会にしていきたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、宿泊の関係等の受け入れ対策につきましてお答えします。

馬術やバレーボールの参加選手、役員等の宿泊につきましては、原則市内の旅館等を利用することとしておりますが、本市の実情から収容が困難でございますので、県の広域配宿方式、これに参画してまいりたいというふうに現在考えております。ただし、馬術競技会では、これらと別に、各都道府県のコースマネジャー47名と自衛隊員約50名の方の宿泊施設を市内で確保する必要がございますので、それにつきましては、グリーンプラザみやまのコテージ及びキャンプ場を宿舎として予定しておるところでございます。

最後に、馬術競技場の跡地利用につきましては、現在のところ、福祉と健康などをテーマとした公園整備を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長（久保田 均君） 以上で杉山正樹君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位6番 尾関律子君。

○4番（尾関律子君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告しております2点について質問させていただきます。

初めに、住宅の耐震化について、産業建設部長にお伺いをいたします。

安心して住み続けられる住宅とするために、地震などでの倒壊から身を守るための住

宅の耐震化はとても重要だと思います。住宅の耐震化を推進するために、1981年、昭和56年5月31日以前の基準で建てられた木造住宅に対して、耐震診断と耐震補強工事をする場合には補助制度が設けられております。山口市では、耐震診断には平成15年から、耐震補強工事は平成16年から補助制度が実施されています。平成20年度よりは、耐震診断には個人負担はなくなり、無料で診断ができるようになりました。このように制度が整備されていますが、昨年度までの補助実績を見ますと、耐震診断は、無料化による増加はあるものの、耐震補強工事は診断をされた方の1割にも至らない現状ではないでしょうか。耐震補強工事は高額な個人負担となるため、耐震診断はしたものの、もしものときの不安を抱きながら、工事までに至らない方が多くみえると思います。安心して暮らせるための方法として、費用の軽減が必要ではないでしょうか。

改修工事には費用がかかり過ぎるので、改修より安く、また、短期間で住宅の中に設置し、安心して休むことができる耐震シェルターにも補助をしている自治体がふえています。東京都内では、12の自治体が補助制度を設けています。また、さきの国会での質問に対して、国土交通省の政務官は、新年度より自治体の判断で簡易な改修にも交付金で支援する仕組みを整えたと説明しております。そこで、耐震改修に比べ費用が安く、短期間で設置できる耐震シェルターやそのほかの工法での工事に対しての補助制度の拡大をしていただきたいと思います。どのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

○産業建設部長（船戸時夫君） 御質問にお答えいたします。

本市の木造住宅耐震診断は平成15年度から実施しており、1戸当たりの耐震診断料は平成15年度から平成19年度まで3万円で、2万5,000円の補助をしておりましたが、平成20年度より耐震診断料が4万5,000円となり、全額補助となりました。実績は平成15年度7件、平成16年度10件、平成17年度21件、平成18年度14件、平成19年度4件。個人負担が無料となった平成20年度は28件、平成21年度が12件と、合計96件の耐震診断を行いました。

また、木造耐震補強工事は平成16年度から補助対象となり、県が10分の4.5、市が10分の2.5、合わせて10分の7の補助をしておりますが、補助対象工事費の上限が120万円で、補助額の限度額が84万円としております。実績としましては、平成17年度5件、平成20年度2件、合計7件という状況です。床面積の大きな住宅や古い工法により建設されている住宅では、補助要件である耐震基準に適合させるためには大規模な工事が必要で、自己負担も高額となり、この制度が活用されておられません。

次に、簡易な改修に対する補助制度につきましては、木造耐震補強工事の利用がしやすくなるよう、平成21年度より高齢者のみや障がい者が居住していること、多雪区域であること等の条件つきではありますが、補助要件を緩和して、より安い費用で工事が施工できるよう、制度の拡充を行っております。

続きまして、耐震シェルターについてでございますが、住宅の全部の耐震補強工事を施工するのではなく、住宅の1部屋を安全にするシェルター工法と、ベッドを安全空間にするシェルター工法があります。これを耐震シェルターと呼んでおりますが、この耐震シェルターに対する補助につきましては、岐阜県内では3市が市単独の補助制度を導入しています。本市単独での実施は考えておりませんが、今後は県に対しましてさらなる補助制度の拡充を要望し、より利用しやすい補助制度とすることで、本市の住宅の耐震化を進めていきたいと存じます。

最後になりましたが、本市としては、耐震診断及び耐震補強工事費の補助制度を市民の皆様にも周知するため、広報やまがた、ホームページ、イベント会場での相談所の開設、さらには、自治会単位ではありますが、5自治会での出前講座などを実施し、積極的にPRをしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 尾関律子君。

○4番（尾関律子君） ただいま詳細な実績をお答えいただいたと思います。

この耐震化の補助制度が実施されて7年間の間に、耐震診断への補助が96件、改修工事補助が7件ということでございました。これは非常に少ないのではないかなというふうに思います。床面積の大きい住宅の方ほど改修工事の自己負担が高額になり、この制度が活用されていないとの認識ですが、診断はしたものの改修工事をされない方々の理由はこれだけでしょうか。この点についてどのように考えられますか。21年度から簡易な改修に対する補助制度は活用された実績はあるのでしょうか。また、耐震シェルターに対する補助制度を県内では3市が実施しているということでございましたが、内容はどのようでしょうか。そして、新年度よりの交付金の活用も踏まえ、本市においても耐震シェルター設置や簡単な工法などでの補助制度の実施を考えていくことは重要なことだと思います。これについてもどのようにお考えでしょうか。

以上、4点について産業建設部長に再質問いたします。

○議長（久保田 均君） 船戸産業建設部長。

○産業建設部長（船戸時夫君） 御質問にお答えします。

1番目につきましては、耐震補強工事を施工された7件で、建設年次、補強工事方法

等に相違があるかと思いますが、工事費の一番高い方で面積約66坪、工事費454万円で、坪工事単価6万8,000円、一番安い方で面積約45坪、工事費67万円で、坪工事単価が1万5,000円、平均しますと面積約40坪、工事費が195万円で、坪工事単価は4万8,000円という実績でございました。皆様方、地震に対する認識はある程度お持ちですが、多額な耐震補強工事を実施する必要性までのことは認識されていないかなと考えております。

2番目につきましては、現時点で本市における簡易な改修の補助実績はございません。

3番目の耐震シェルターの補助制度を設けておりますのは、中津川市、高山市並びに飛騨市の3市であります。補助の対象は、1つ目に、昭和56年5月31日以前に着工された住宅、2つ目に、2階以下の市内にある木造住宅、3つ目に、市が助成する耐震診断事業で一定以下の耐震性と判断された住宅、4つ目に、65歳以上の高齢者のみが居住する住宅、または障がい者が居住する住宅で、1つ目から3つ目のいずれにも該当し、4つ目の条件を満たす住宅とされております。補助金の額は、中津川市では、耐震シェルターの設置に必要な経費の2分の1、上限が12万5,000円、高山市及び飛騨市では、設置に要する経費で30万円を上限として補助されております。なお、3市とも対象住宅1戸につき1台までとされております。

4番目につきましては、関係機関に問い合わせたところ、自治体の判断で簡易な改修にも交付金を支援するということについてのきめ細かな仕組みは報告を受けていないとの回答でありました。今後、交付金による仕組みが確立され次第、市といたしましても対応していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 尾関律子君。

○4番（尾関律子君） 今、昨年度の簡易な補助制度の活用というのはまだないということでございましたので、こういった制度があるということをもっとPRしていただきたいと思います。そして、耐震シェルターですが、金額としては25万円ぐらいからあるということですので、そういったシェルターへの補助というのを、今御紹介にあった3市のところは対応しているものと思います。今後、山縣市においても安心の生活のためにも利用しやすい制度となるように、早期に実施していただけるように要望いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

2点目の質問に移ります。

2点目は、自主財源の確保について総務部長にお伺いをいたします。

自主財源の確保については、平成18年の6月議会に、広告事業による自主財源の確保についてとして質問をいたしました。その後、18年11月より広報やまがたに広告が掲載

開始となり、平成20年1月には、山県市のホームページにバナー広告が掲載開始されました。そして、22年、ことし6月に、市の共通封筒の広告が申し込み開始となりました。この間、4年を要している状況です。財政が厳しい中、経費節減とともに、少しでも自主財源の確保に努力することは大切なことと思います。また、他の市町でも実施をしています。この点についてどのようにお考えでしょうか。

2007年3月の地方自治法改正で行政財産の余裕スペースの貸し付けが可能になったことから、公募による自動販売機の設置による収入や、自動販売機の電気料金の徴収なども実施されるようになりました。自動販売機には災害時対応型自動販売機もあり、設置が推進されています。そのほかにも、公用車への広告掲載、市の指定ごみ袋への広告掲載などを実施されている市町もありますが、どのようにお考えでしょうか。

以前に委員会の管内視察で山県市が所有する土地を視察いたしました。ほんの一部ではありましたが、売却できそうな土地が幾つかありました。その後、貸し出しや売却が推進されてきたと思います。現在、市の財産や市の土地の売却などを実施されておられるものもありますが、PR不足の状況ではないかと思えます。

そこで、今後の財政状況を考えて、このような自主財源の確保は非常に重要だと思いますが、どのように考えられますでしょうか、御質問いたします。

○議長（久保田 均君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

議員御発言のとおり、広報やまがたの広告掲載や山県市のホームページの掲載につきましては現在も継続しておりまして、平成22年度の実績といたしましては、広報やまがたには4月号に2件、5月号に2件、6月号に2件、ホームページのバナー広告は6月11日現在で2件の掲載が行われております。また、市の共通封筒につきましては、広報やまがた6月号とホームページにて募集を行っているところでございます。その他の各種封筒や納付書等につきましても各課において検討しておりますが、納付書につきましては、システムの変更や納付書の様式変更などが必要なことから、費用対効果を考えますと、直ちに実施するのは難しい状況ではないかと考えております。

しかしながら、自主財源の確保をするため、封筒や議員の御発言にございます公用車やごみ袋なども含め、広告掲載できるものにつきましては、実施できるものから順次行っていきたいと考えております。

次に、自動販売機設置の公募につきましては、今後検討してまいりたいと存じます。

また、自動販売機の電気料金の徴収につきましては、現在、設置者には設置した時点から電気料金をいただいております。

さて、今後の財政状況を考えたときの自主財源確保の考え方についてであります、議員が平成18年の6月議会で発言された横浜市のように、初年度で約9,300万円、2006年度には約2億円という金額が歳入されれば本市の自主財源も大幅に増加するわけですが、本市の広告収入は広報やまがたが1万円と5,000円の2種類で、ホームページのバナー広告1枠が月額8,000円、共通封筒は1枚につき1円となっております。

平成21年度の市広報紙での広告収入は22件で19万円、ホームページの広告収入は24件で19万2,000円、合わせまして38万2,000円と、金額としては大きな財源とは言いがたい状況でございます。自主財源とは市が自主的に収入できる財源のことで、市税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金などの収入でございます。中でも市税は根幹をなすものでございます。平成20年度決算では、自主財源は約45億8,100万円で、市税は約31億9,000万円となっており、自主財源の約70%を占めております。したがって、自主財源を確保するためには、市税の収納額を増加させるのが一番の手だてであると考えております。そのために、既に徴収対策室を設置し、収納率の向上に努めているところでもございます。

また、議員御発言のように、市の財産を売却するといった方法もあるかと思われま。御承知のように、平成21年度には笹賀の旧教職員住宅などの公売を実施し、1,300万円ほどの収入がございました。今後におきましても、普通財産の売却等を検討してまいります。

こうしたことを含めまして、自主財源の確保に努めてまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 尾関律子君。

○4番（尾関律子君） 今、広告事業の実施状況については、私が提案させていただいてから4年という月日をかけて、3つ目の封筒の広告掲載が始まりました。これほど時間をかけなければならないことなのではないでしょうか。収入が少ないから実施に意欲がないのでしょうか。また、公募による自動販売機設置に関しては今後検討していくとのことですが、検討の中にぜひとも災害時対応型の自動販売機を推進していただきたいと思っております。

自主財源の確保には、市税の納税額の増加が一番の手だてということでした。そのために、徴収対策室において収納率の向上に努力をしているということですが、経済的に苦しい状況が増加しつつある中ですが、収納率は向上しているのでしょうか。市の財産の売却については、1つ実績を報告していただきましたが、1,300万円というのは何棟での実績でしょうか。また、リフォームはされているのでしょうか。笹賀の教員住宅の公売は完売しているのでしょうか。公売できる財産はこれだけでしょうか。総務部長に再質

問いたします。

○議長（久保田 均君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 再質問にお答えいたします。

1点目の、広告事業の実施状況についてでございますが、先ほど申し上げましたが、平成18年度に市の広報紙の広告掲載導入を皮切りに、ホームページのバナー広告などを順次取り入れてまいりました。さらなる財源の確保と地域経済の活性化を図るため、事務用共通封筒の広告掲載につきましても、この6月1日から15日までの間、公募をいたしたところでございます。結果的には、残念ながら御応募はなかったわけでございますが、今後も引き続き他の自治体の手法などを参考にしながら進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の、災害時対応型自販機の件についてでございますが、現在庁舎1階のロビーに1台設置されておりますが、今後につきましても検討してまいりたいと考えております。この災害時対応型自販機と申しますのは、災害が発生した場合には、ちょうど下の庁舎に設置しておりますけれども、あの中のでジュース等を私どもの判断で市民の皆さんに無料で飲んでいただくと、そういうことができるものでございます。

次に、3点目の、市税の収納率についてでございますが、平成20年度が92.69%、平成21年度が91.76%となっており、0.93ポイントの減少となっております。収納率につきましては若干の減少を見ておりますが、徴収対策室におきましては、日々の催告事務はもちろんのこと、毎月25日には夜間窓口を開設し、午後9時まで納税相談を行っており、平成21年度では、前年度より15万円ほど増の約600万円の納税がございました。また、滞納処分にも力を注いでおりまして、平成21年度は前年度より760万円ほどふえておりまして、総額で2,900万円ほどを充当いたしました。今後におきましても収納率向上に努めてまいりたいと存じます。

次に、4点目の、笹賀の旧教職員住宅を公売するに当たりましては、昨年の広報やまがた8月号と、ホームページで普通財産の売り払い広告を掲載いたしました。この時点におきまして、住宅等の施設のリフォーム等は行っておりません。具体的には、対象物件は9件ございまして、うち土地、これは宅地でございますが、土地のみが2件、鉄骨づくりの車庫つきの宅地が1件、木造2階建ての住宅つきの宅地が6件ございました。9物件の地積の合計は2,561平米、住宅の延べ床面積の合計は467平米でございました。入札の結果、木造2階建て住宅つき宅地3物件を売却いたしました。地積の合計は821平米、住宅の延べ床面積の合計は233平米を売却し、930万円の収入となりました。その際、売却できなかった物件につきましては11月に改めて広告をいたしましたが、売却は

できませんでした。なお、これ以外に土地2件、192平米を435万1,000円で売却いたしました。また、売却できる他の物件につきましても順次整理を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 尾関律子君。

○4番（尾関律子君） 具体的な状況を今、お答えいただきました。

いずれにしても、広告事業や普通財産の売却をさらに推進し、今後も自主財源の確保に邁進をしていただきたいと思います。そこで、山県市の行政を見たときに常に感じることは、PR不足ではないかということです。ここで紹介したいと思うわけですが、佐賀県の武雄市では、営業部があり、市のPRが進められています。市の財産の売却や貸し出し、特産品やその加工品の製造と販売、そこには働く場所の確保もできます。そして、観光の紹介などを積極的に行われています。山県市においても財政状況が大変という中、経費削減とともに山県市のPRをし、本市に興味を持ってもらい、Uターン、Iターンと言われるような状況をつくり、人口増加とともに市税の収入増加を図ることが大事なのではないでしょうか。再々質問となりますので、副市長に答弁を求めて質問を終わらせていただきます。

○議長（久保田 均君） 嶋井副市長。

○副市長（嶋井 勉君） 再々質問にお答えします。

議員御発言のとおり、佐賀県の武雄市では営業部を設置されまして、その中に特産品課や観光課、佐賀のがばいばあちゃん課などを配しまして、特産品のブランド化の推進や観光宣伝、テレビドラマの誘致などを推し進めるために、さまざまなPRを行っておられます。また、新潟県の三条市や大阪府の箕面市なども営業部的なものを組織されまして、地域のPRを推進しておられるようでございます。こうした取り組みで地域外の人々がその地域に興味を持たれ、交流人口が拡大したり、特産品の流通ルートが開拓されたりと、自治体にとりましては大変メリットがあると思われまます。

本市におきましても、議員、特に御承知かと思いますが、ふれあいバザール、伊自良てんこもり、香り会館、深山工房、さくら工房、多くの皆さんに活躍していただいておりますし、最近では、ニンニクを使用したハンバーガーをコンビニとコラボするなど、特産品づくり、話題づくりに努めてきたところでございます。

また、市の観光協会におきまして、年に4回ほど山県市の魅力をPRするため、体験型施設の各種体験や自然などを見学していただく、り・ふれっ旬やまがたツアーを開催しており、市外からも多くの方々に参加していただいております。来る7月25日、日曜日で

ございますが、本年度第3回目としまして、やまがた涼味体験ツアーを開催していただきましたり、また、飛騨・美濃観光名古屋センター、あるいは名古屋の金山総合駅などに出向き、積極的に山県市をPRしていただいているところがございます、かなり知名度のアップにつながっているんじゃないかと感じているところがございます。

また、文化面では、学校教育施設の充実とか、たかとみスポーツクラブの皆さんの御活躍をいただきまして、山県市に定住、あるいは転入していただける方もいらっしゃるということでございます。

いずれにいたしましても、議員御指摘のとおり、効果的なPRが地域の知名度を向上させ、多くの人に興味を持っていただき、交流から移住、定住へとつながれば一定の税収増加の効果もあるものと思われますので、今後におきましても本市の効果的なPRを前向きに取り組んでまいりたいと、かように感じております。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 以上で尾関律子君の一般質問を終わります。

通告順位7番 上野欣也君。

○1番（上野欣也君） 議長より発言の許可を得ましたので、通告書に沿いながら大きく3点、質問をいたします。

まず最初に、信号機の設置について総務部長にお伺いをいたします。

伊自良の洞田地区の交差点に信号機を設置してほしいという住民の要望書が、伊自良の自治会、南自治会連合会の名で平成17年度に市のほうへ提出をされているというふうに聞いております。市のそのときの対応は、交通量が少ないので信号機は設置をしない。そのかわりというのはおかしいのでございますけど、道路をカラー舗装にする等対応をいただいたというふうに、これも伺っております。

その後、平井坂の開通によって交通量はふえてきておりますし、あそこは直線道路でございますので、非常にスピードを出して走る車が多くなったというようなことで、道路状況は非常に危険な状況になってきていると考えられます。

御案内のとおり、この交差点の近くには、総合運動場を初め、花咲きホール、古田紹欽記念館、あるいは福祉施設とか、図書館とか、保育園等々の公共施設がたくさんございます。そういった施設が諸行事を行うとか、あるいは諸事業を実施する場合には、当然のように交通量はふえてまいります。しかも、通っていただくとわかりますけれども、東から西へ向かって車を走らせる、あるいは東から北へ右折をしようと思いますと、左右の見通しが非常に悪いということで、道路状況も決してよくないというふうでございます、大変通行する人には不安がらせているのではないかというふうに思います。昨

年、この交差点で人身事故も起こっておりまして、大変危険だ、危険だという声広がっております。

そこで、市の信号機の設置についてのお考えをお尋ねいたします。

1点目は、カラー舗装、そのほかの危険除去処置がされていますけれども、これだけでは安全対策とは、十分であるとは私は思っておりません。その辺の考え方について伺いをいたします。

2点目は、ちょっと私も高富警察署の交通安全課のほうへお尋ねに行きました。そうしましたら、ここに信号機を設置するためには、第1条件として道路の幅が狭いので、これを広げなきゃならないと。つまり、信号機を設置しますと、必ず横断歩道を4カ所設置すると。その場合には、待機場所としてどうしても幅を広げた場所が必要だという説明でございました。交通量の問題もあろうかと思えますけど、費用の問題もあるのではないかと、これがネックになっているのかなというふうに単純に思いましたけれども、その辺の実情を伺いたいと思います。

3点目は、この交差点は中学生の通学道路というふうにもなっておりまして、安全対策の面で、信号機設置は必須ではないかというふうに私たちは思っておりますが、市の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（久保田 均君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

最初に、御質問の交差点の対応の経緯につきまして御説明をさせていただきます。

洞田地区の交差点の信号機の設置につきましては、平成17年10月7日付で伊自良南区自治会連合会長さん、伊自良北地区自治会連合会長さん、洞田自治会会長さん及び山県交通安全協会の伊自良支部長さんの連名によります信号機緊急設置の嘆願書が市長あてに出されております。これを受けまして、同年の10月20日付で山県警察署長あてに嘆願書を沿えて、市長名で信号機緊急設置の依頼をしております。その後、平成19年4月12日、平成20年4月15日にも引き続き山県警察署長あてに当該交差点の信号機設置要望をしております。平成20年12月に、岐阜県警交通規制課、山県警察署交通課、市役所建設課、総務課の関係機関4者で信号機設置について協議を行ったところでございます。

この協議の中で、信号機を設置する場合の問題点といたしまして、1つには、北東の隅には民家の車庫があり、横断歩道の待ち場の確保が困難であること。2つ目に、信号機による交通整理が必要なほど交通量が望めないこと。3つ目に、日中は需要量も少なく、自転車や歩行者がいなくても信号待ちをすることとなり、無理に信号を渡ろうとすることになるので、かえって危険であるのではないかということ。4つ目に、信号機の

設置により、信号機を避けるために東西の道路を走行するおそれがある。この場合、脇道は道路幅も狭く、危険であるなどの意見が出されました。

そこで、信号機の設置は見合わせ、その代替案といたしまして、1つ目に、交差点の隅4カ所にガードパイプを設置し、反射鏡をつける。2つ目に、回転灯を設置する。3つ目に、中央の白線を引き直して優先道路をはっきりさせるなどにより、運転者への交差点の認識を高める措置をとるという方向性が確認をされたところでございます。

市といたしましては、当該交差点での安全を確保するために、この協議に至る前の平成19年度には交差点の北東の民地を買収し、東西の横断歩道の待ち場を確保し、西進車両から見ての交差点北側の視界の改善をいたしております。また、横断歩道及び一たん停止の白線の引き直し等とともに、運転者が交差点の位置認識をより高めるために、交差点中央に自発光びょうを設置し、交差点内と東西車線のそれぞれ車両が一たん停止する道路部分の着色を行ったところでございます。

関係機関との協議後の平成20年度には、夜間の交差点の位置確認をより高めるために、赤色回転灯を交差点南西の隅に設置するとともに、交差点の4カ所にガードパイプの設置を行い、歩行者の安全確保に努めているところでございます。

さらに、平成21年度には、交差点内の南北に中央線の表示をすることにより、優先道路のより明確化を図っております。

さて、御質問の1点目でございますが、カラー舗装と一部の危険除去装置では、安全な対策とは言えないと見るがどうかとのことでございますが、交通安全対策でこれだけやっておけば万全ということはないと認識しておりますが、カラー舗装により運転者への視覚に訴えて交差点の認識を高めることと、ガードパイプにより歩行者を保護する観点から、信号機が設置されていない現時点での最善の策と考えております。

御質問2点目の、信号機を設置するには現在の道路幅を拡張する必要があるということであるが、この費用が課題かとのことでございますが、道路幅員拡幅とか待ち場の確保等の用地確保にかかる費用につきましては、一義的なものとはとらえておりません。現在の状況では、交差点北東の横断歩道の待ち場を確保しようとする、車庫の出入り口になってしまう問題点があります。この交差点に隣接する地権者の方の中には、交通安全対策の趣旨に御理解と御協力を得て、既に貴重な土地を分けていただいた方もいらっしゃるしまして、さらに御協力をいただくということになりますと、地権者の方の御意向を確認するなどの調整が必要になってまいります。また、それ以外の課題につきましては、交通量の問題など、先ほど経緯の中で申し述べたようなことが挙げられます。

御質問の3点目、交差点がある道路は中学生の通学路ともなっており、安全対策上、

信号機設置は必須であるが、市の考え方はどうかとのことでございますが、地元自治会などの御意見も伺いながら、今後も山県警察署を通じて県の公安委員会へ引き続き要望してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

参考までに、当該交差点における交通事故の発生件数は、平成17年から平成19年までが各1件、平成20年度はゼロでございまして、平成21年度には3台が絡んだ事故が1件発生し、軽傷者が1人出ており、本年はこれまで事故は発生していない状況でございます。

最後に、今後も地域の要望を踏まえまして、交通安全施設の整備を推進しながら、交通安全協会を初めとする関係機関と連携を図り、交通安全対策に取り組んでまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 上野欣也君。

○1番（上野欣也君） 今の御説明で、いろいろ競技会を開いていただいて検討をさせていただいたということでございますが、その内容がどれだけ住民に伝わっているのかと思っておりますが、なかなか住民のほうはなぜ信号機が設置されないんだという声が強くなっております。そこで、私は、まず通っていただくとわかりますけど、東から自転車で通りますと、西へ抜けますと、自転車をおりないと通れない状況になっています。通っていただくとよくわかると思っておりますけど、細いのでございます。だから、押してこういうふうに通っていくという実情もございます。

それから、交通の担当の高富警察署の方にお話をしたときには、危険な状況であるということは私たちは認識をしておりますよと。ただ、地元の地権者といろいろなそういう話し合いが残っているのではないのでしょうかというお答えでございました。

できましたら、信号機設置の前に、あそこの道路の拡幅だけでも先行してできないかという思いをするわけでございますけれども、これは副市長にお尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（久保田 均君） 嶋井副市長。

○副市長（嶋井 勉君） 再質問にお答えしたいと存じます。

まず、参考までに申し上げたいと思っておりますけれども、岐阜県公安委員会では、今年度新規に設置されます信号機の予定数は二十数基でございまして、その予算額は9,500万円程度と伺っております。信号機の設置に当たりましては、当然のことでございますけれども、設置効果、緊急性等を勘案して、より必要性の高いものから設置されるというこ

とでございます、今年度はこのような予算になっているようでございます。

例えば、議員の御質問でございますけれども、拡幅工事につきましては、以前に一定の地権者の皆様方に一回お願いしたことがございまして、それで今現在整備されているのでございますけれども、また再度お願いすることになりますと、またお時間も必要ということになりますし、第1条件として本人の御了解も必要ということになりますので、現状、私も何回か通っておりますし、交通安全街頭指導にもいつも行って、そこでいろいろお聞きをしますけれども、その辺のことを特に参考にしまして、今後、対策を練りたいと思っておりますが、一番の思いは、先ほど部長が申し上げましたとおりですけど、信号機は、御存じのように、山田市が事業主体になって取りつけることはできません。議員の御質問のとおり、前もって山田市がきちっと道路を整備するということでございますが、その辺のことも十分担当のほうから聞いておりますので、特に議員もおっしゃったように地域の皆さんの声を、現場の声をお聞きしながら、今後とも必要性のことについて強く訴えてまいりたいと考えております。道路改良につきましては、今後検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（久保田 均君） 上野欣也君。

○1番（上野欣也君） ぜひ安心・安全なまちづくりというのは、災害時も当然でございますけれども、日々の生活の上で安心・安全で通行できるような体制というのも必要ではないかと思えます。地権者の課題等、あろうかと思えますけど、また十分検討していただきまして、みんなと一緒に検討しながら地権者の方にもお話ししていけば道が開けてくるのではないかと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

次の質問に移らせていただきます。

学校給食の滞納について教育長にお伺いをいたします。

最近の情報によりますと、全国的に小中学校の給食費の滞納というのは増加傾向にあると言われております。家庭の経済的な問題で、苦しくてなかなか払えないという家庭があることも事実でございます。

しかし、その一方で、払わないでも済んでいくという、そういう非常に甘い認識を持っている保護者も現実にあるわけでございます。子供が食べた食事代を払わないということは、教育的にも非常に問題があるというふうに思います。児童・生徒への教育的な配慮ということで、滞納者に対しての徴収が消極的であるというようなことも伺うことがございます。

しかし、子供を教えていく上で、義務と権利という視点や、あるいは責任の問題というのを考えていくときには、私はこういった問題については毅然とした態度をとってい

くのが教育的には非常に適切であるというふうに考えます。

こういった滞納の問題がニュースになってきた背景には、子ども手当の支給の問題が絡んでいると思います。幾つかの自治体では、給食費の滞納分をあらかじめ子ども手当から差し引いて子ども手当を支給するという考え方を持っているところもあるというふうに報道されております。

そこで、山口市の小中学校の給食費の実態についてお伺いをいたします。

まず第1は、給食費の滞納があるのかないのか、あるかないかで結構です。

それから、2点目は、仮に滞納があるとした場合の補てんはどのように考えていらっしゃるのか、どのように行っていらっしゃるのか。

3点目は、徴収の方法、だれがどのような方法で行っていくのか、あるいは行っていらっしゃるのか。

第4点目は、市として滞納分を子ども手当の支給から差し引くというような、そういう方法を考えていらっしゃるかどうかについて、以上4点をお伺いいたします。

○議長（久保田 均君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） 御質問にお答えいたします。

学校給食は、学校給食法に基づき、学校教育活動の一環として実施しております。児童・生徒の心身の健全な発達はもとより、大きな教育的意義がございます。学校給食の滞納問題は、議員御指摘のとおり、全国的にふえる傾向にあり、文部科学省は、児童・生徒数で見ると1%の滞納があるという調査結果を出しております。

御質問1点目の給食費の滞納はあるかにつきまして、本市の小中学校では、平成20年度末ではゼロ人、21年度末では若干名ございました。滞納している原因としましては、保護者の経済的な問題が大きいと考えられます。保護者としての責任感は強く、少しずつ納付されておるといのが現状でございます。

2点目の、滞納分をどう補っていくかということについてでございますが、毎月の食材費の差額による一時立てかえや、食材業者への支払いを待っていただく等の方法で対応しております。

3点目の、滞納者にどのような方法で徴収を促しているかにつきましては、学級担任や学校事務職員、管理職等による電話や文書での催促のほかに、家庭訪問の実施など、積極的に対応しておるところでございます。

4点目の、滞納分を子ども手当の支給からあらかじめ差し引くことについてでございますが、平成22年5月14日付の文部科学省からの通知文中で、子ども手当の趣旨や受給者の責務を踏まえると、子供たちの育ちにかかわる経費である学校給食費や保育料に

優先的に使うよう配慮すべきであると明記されており、さらに子ども手当の支給が行われる口座と学校給食費の引き落としを行う口座とを同一のものにするよう、保護者に協力を求めることが方策の1つとして述べられております。本市としまして、今回の子ども手当法の趣旨を踏まえつつ、学校給食の意義や役割について保護者の理解と協力が得られるよう、学校と連携し、周知を図ってまいりたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（久保田 均君） 上野欣也君。

○1番（上野欣也君） 2点をお願いしたいと思います。

補てんの問題でございますけれども、例えばPTA会費の中から補てんするというようなケースもありましたし、それから、一番問題だと思うのは、年度末の2月、3月で平均した額から足りない分を差し引いて、そうして食材の質を落とすとか、1品を減らすとかというふうにして賄っているケースもありましたので、私は教育的に言いますと、正直者がばかを見てはいけない、基本的には。正直にきちんと納付している人が、何か知らないところでばかを見ているというようなことにならないように、十分な補てんの方策というものを考えて指導していく必要があるというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

2点目の徴収でございますけど、迅速に対応しないと、なかなかお金が、残高といいますか、滞納金が多くなってくるんです。多くなってくると払いにくい。私も親と何人か計画表をつくったことがございますけど、少ない額で、例えば3カ月とか5カ月分をつくったものは比較的、計画的に徴収しやすいわけですね。ところが、2年とか3年払っていない、それを計画をつくって払ってくださいと言ってもかなり難しいわけがございますので、ぜひ滞納がわかった段階で、私は担任や事務官に任せるのではなくて、管理職が何らかの手を打っていくという迅速な対応がこういった問題を大きくしていかないもとだと思いますので、そういった面の御配慮をお願いして質問を終わらせていただきます。

第3点目の御質問に移らせていただきます。

第3点目の質問は、細菌性髄膜炎の予防について保健福祉部長にお伺いをいたします。

細菌性髄膜炎というのは、御案内の方も多いと思いますけれども、私たちの脳とかあるいは背骨、脊髄、こういったものを包んでおるのが髄膜でございますけど、そういった髄膜とか髄液に血液を介して細菌が侵入して増殖をするということで、高い高熱に侵されるということでございまして、5歳までの乳幼児が圧倒的に多い患者だというふうに言われております。死亡率は5%前後と言われてございまして、これは少ない数値かと

思いますけれども、怖いのは2割ぐらいが発達障がいなどの重い後遺症に悩まなければならぬということで、大変怖い病気だというふうに言われております。抗生物質をたくさん使うということもあって、入院期間が30日とか40日とか大変長くなるというふうに言われております。

2008年の12月にH i b ワクチンが発売をされております。それから、ことしの2月に小児用肺炎球菌ワクチンが発売をされました。この2つのワクチンによって細菌性髄膜炎の8割から9割は予防できるというふうに専門誌に書いてございました。しかし、このワクチンは任意摂取のために有料ということでございます。調べてみますと、標準的には細菌性のワクチンを投入する費用が、4回と4回、合計8回必要だと言われておりまして、8万円前後要するというふうに通常は言われております。しかし、これは大変高額でございますので、最近では打たないで済ませていこうとか、あるいは接種時期を、スタート時期をおくらせて、4回、4回のを2回、2回にして低料金にするとかという保護者がふえてきておりますよということが、小児科の書いた本に載っておりました。最近では、こういった費用の助成、1部あるいは全額というものを助成していこうという自治体も出ております。そこで、山県市の対策等についてお伺いをいたします。

まず第1点は、細菌性髄膜炎の予防についての情報提供等は、いつどのような方法で行われておりますか。

2点目は、定期接種の必要性について。つまり、大体、専門的には生後2カ月ぐらいから6カ月ぐらいの間に第1回を接種するというのが好ましいですよというふうに書いてございますけれども、そういった定期接種の必要性については、どのように考えておられますか。

3点目は、ワクチンの一部助成とか全額助成についての考え方についてお伺いをいたします。

○議長（久保田 均君） 笠原保健福祉部長。

○保健福祉部長（笠原秀美君） 御質問にお答えいたします。

初めに、細菌性髄膜炎は、乳幼児に重い後遺症を引き起こしたり、死亡に至るおそれが高い重篤な感染症で、その原因がB型インフルエンザ、通称H i bと言われている菌と肺炎球菌によるものが約80%を占めております。ワクチン導入前では、全国で年間約600人の子供がH i bによる重症感染症にかかり、年間二、三十人が死亡し、100人ほどの子供に後遺症が残るという状況であると報告されております。

H i b ワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンは、世界では欧米、アジア、アフリカなど100カ国以上で導入され、90カ国以上で定期予防接種となっており、初期症状が風邪に

似ているため医師でも診断がつきにくいことから、細菌性髄膜炎の予防には有効であるとされており。

さて、第1点目の御質問でございますが、細菌性髄膜炎を予防する手段として、乳幼児の健診時や乳幼児相談時に定期予防接種とあわせて情報を提供している状況でございます。広報紙では、昨年度1回掲載し、啓発しているところでございます。

2点目でございますが、H i b ワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンは任意の予防接種であることから、保護者の費用負担も大きいこともあり、定期接種化の必要性はあるのではないかと考えております。

議員の皆様方も既に御承知のとおり、山口市議会からも昨年の12月15日付で国に対しH i b ワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書を提出していただきました。今後も機会あるごとに国へ要望していきたいというふうに考えております。

3点目でございますが、ワクチン接種の公費助成につきましては、本市の子育て支援施策を総合的に検討した上で、市の財政状況などを勘案しながら判断してまいりたいというふうに考えております。

また、この6月から支給開始されました子ども手当でこうした任意接種に位置づけられている各種のワクチンを接種されることも一案ではないかと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 上野欣也君。

○1番（上野欣也君） 全国的なデータをちょっと見ておりましたら、北海道のあるまちでございましたけれども、こういう見出しがあったんです。ぱっと目に飛び込んできましたけれども、子供はまちの宝です、子供はまちの財産ですということで、下にワクチンの助成、全額助成のまちでございますけれども、そういうものが出ておりました。私は、今、部長の答弁にありましたように、子育て支援の一環としてこういったものを大事にしていく、あるいは財政状況は当然考えていかなければなりませんけれども、財産としてやっぱり人口減少をどれだけでも防ぐ、そういった視点からでも助成をしていくことは非常に大切ではないかと思えますし、こういった病気に対する啓発にもなると思えますので、ぜひ御検討をお願いして質問を終わらせていただきます。

○議長（久保田 均君） 暫時休憩をいたします。2時40分に再開をいたします。

午後2時20分休憩

午後2時40分再開

○議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

通告順位 8 番 寺町知正君。

○1 2 番（寺町知正君） それでは、通告に従って 3 つのテーマについてお尋ねします。

市の有線テレビのあり方は市民が決めるべきであるということで、最初は総務部長にお聞きします。

市の有線テレビ、いわゆる C C Y で議会放送を見たという声はよく聞きます。他にも市内のいろいろなことを取り上げているということも聞きます。それと同時に、今の市のテレビ事業の方法が適切か、そういった議論も不可欠であります。ともかく、来年の 7 月 24 日にアナログ放送が終了し、デジタルにかわる際、システム上の理由で市の有線テレビの自主番組は大きく変わります。どのようにするのか、幾つかの選択肢があります。3 月議会のこの議場での答弁では、9 月か 12 月議会までにどの方式にするのか市の方針を示したいとのことでした。

しかし、私は、市が方針を決めるという姿勢にこそ間違い、筋違いを感じています。そもそも一般の自治体であれば、現在の電波で通常のテレビを見るだけです。しかし、山口市は、難視聴解消やデジタル対応といううたい文句で、約 30 億円の市の公金を費やして光ファイバーケーブルを市内全域に敷設し、インターネットサービスとテレビの便宜を提供するシステムを導入しています。

この事業について、テレビを利用している受益者は山口市ではありません。役所、公務員が具体的にシステムを運用するとしても、もとは市民、国民の税金で設備や人件費を賄っています。しかも、殊テレビについては視聴者が第一です。つまり、視聴者である市民が何を望むかです。テレビの方式の決定権は納税者であり、視聴者、利用者である市民にあり、市はそのためのいろいろなケースの情報提供をすべき役割を負っています。今のシステム導入の是非に意見はありまじょうが、現に投資し維持している以上、これを有効に使うということこそが重大な市の責務だとも言えます。現在のほかにもっと違う選択肢も含めて市民に示し、最終的にどうするか市民による意思決定をしてもらうべきだと私は考えますので、その観点で質問をいたします。

まず最初に、合併後、光ケーブルと有線テレビの全市内拡張加入案内において、どのような表現で P R してきたのでしょうか。

2 つ目ですが、民間放送の議会中継、その他番組について、民間を利用する場合、岐阜の県議会では、岐阜放送のテレビ番組で議会中継をしています。県がインターネットで公表しているその経費のデータでは、定例会 4 回の一般質問日、中継時間 10 時から 15

時の5時間、年間延べ14日間のテレビ中継で、委託先株式会社岐阜放送ということで、1時間当たり16万3,000円という単価を示し、これが14日で、合計年間1,141万円というふうに公表しています。これはどのような契約方式なのでしょうか。

2つ目ですが、岐阜市の議会の一般質問も同様に岐阜放送で流していますが、その経費は幾らでしょうか。

3つ目、今の山梨市の議会放送なら幾らぐらいと類推されるのでしょうか。

4つ目ですが、市の他の番組を流したら幾らぐらいになるのでしょうか。

それから、3つ目として、市民に対する選択肢の情報の提供ということです。市が議会に示した資料、一部の議員に出した資料では、シーシーエヌですね、いわゆるケーブルコミュニケーション長良川というものですが、これに全部委託した場合に、例えば独自番組の追加費用は、15分の番組を月に3回作成してもらって、1カ月間、毎日定時に放送する、これで年間2,160万円という費用が示されています。放送時間と内容から、余りに多額で非現実的だと受けとめます。市民に今後考えてもらうために、現在、今の現状ですね、これと比較した今後の幾つかの選択肢を、先ほどの県議会などの中継の民間放送の場合も含めて、わかりやすく速やかに市民に示すべきではないでしょうか。

4つ目ですが、住民投票についてということです。ことし1月31日の毎日新聞には、住民投票法案策定へ、条例を自治体に義務づけと報道されています。民主党の住民投票の法案がある中で、実際に政権交代して遠くないうちに、全国の自治体ごとに条例で住民投票を位置づけるべきことが法制化すると見られています。その概要を市はどのように理解しているのでしょうか。

そして、今後のテレビの自主放送をどうするかというテーマは、例えば産業廃棄物の施設がどこにできて、そこからの距離が遠いとか、近いとか、そんな問題ではなく、まさに市内全域の市民1人ずつが等しく毎日の自宅の中でのかかわり方という意味で、市民1人ずつの意見によって決定すべきと、そういう性質が極めて強いものです。市民に選択肢などの情報提供をしてから住民投票を実施し、その結果を持って市の方針とすべきではないでしょうか。

3つ目ですが、同じ意味で、全市民のアンケートを実施すべきではないでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（久保田 均君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

最初に、最初の御質問の1点目の、有線テレビへの加入案内においてどのような表現でPRを行ってきたかについてでございます。このPRの表現につきましては、1つ目

に、テレビ放送につきまして、従来のアナログ放送と、当時三大都市圏で開始されたばかりのクリアで安定した画像の地上波デジタル放送に加え、有料になりますが、シーシーエヌ株式会社の他チャンネルサービスも選択でき、多彩な放送チャンネルが楽しめること。2つ目には、自主放送として議会中継や地域のイベント、学校や保育園の行事が放映され、家庭のテレビで視聴できること。また、文字放送による各種の市の情報も提供できること。3つ目に、インターネットについて市民の御家庭や事業所に常時接続で、高速通信のサービスを安価な料金で提供できること。4つ目には、IP電話サービスとしてケーブルモデムを設置し、電話機を接続することで、市内の加入者間の通話は無料になるサービスが提供できること。以上の4点で地上波テレビ放送デジタル化に伴う難視聴対策や通信環境のブロードバンド化を図り、市内の情報格差の解消がされることのPRにより、加入案内を行いました。

次に、2点目の、岐阜放送による議会中継等の放映についてでございます。

1つ目に、県議会の中継でございますが、1日5時間の放映当たりの単価契約により、年間14日の放映で経費は1,410万円とお聞きしております。

2つ目の、岐阜市議会についてでございますが、年間541万8,000円の業務委託契約とされており、年4回の定例会についてそれぞれ1回放映されるとのことでございます。

次に、3つ目の山県市議会の中継を行った場合の経費の試算でございますが、一般的な価格について事業者へ問い合わせましたところ、中継車と人件費等で1日当たり70万円、放送料として午前の放映が30分当たり57万円、午後の放映が30分当たり40万円とのことであり、これをもとに試算すれば、年4回の定例会について各1回で午前2時間、午後3時間を放映するとした場合、1,900万円となります。なお、岐阜市議会の中継料はこれらに比較してかなり安価となっておりますが、岐阜放送では、過去からの経緯もあり、特例的な料金としているとのことでございます。

次に、4つ目の、市の他の番組を流したら幾らかということでございますが、どのような番組を制作し、どのように放映するかにより経費は大きく異なりますが、議会中継と合わせる場合には3割程度の値引きは可能かもしれないとお話ございましたが、いずれにいたしましても、正式な申し出でなければ回答ができないとのことございました。

次に、3点目の、市民に対する選択肢の情報の提供についてお答えします。

アナログ放送終了に際しての自主放送番組の今後につきましては、本年3月の定例会において杉山議員からの御質問に答弁させていただいたとおり、次の4つの選択肢で検討を行ってまいりました。

1つ目が、今までどおり市単独で自主放送番組を継続する方法で、現状と同じ放送ができますが、設備投資を含む経費として初年度に3億300万円ほどが必要となり、次年度以降の経費につきましても毎年5,300万円以上必要となります。

2つ目に、番組の制作をケーブルテレビ事業者に全部委託する方法でございますが、費用といたしましては、番組編成機器の購入は必要ございませんが、送信設備をデジタル対応とするため、初年度に1億1,800万円ほど、2年度以降では毎年6,300万円ほどが必要となります。この料金の中には、議会の一般質問の放送費用、毎週更新のふれあいトピックス15分番組、月1回の30分の特集番組の制作費が含まれております。

3つ目が、シーシーエヌ株式会社の制作番組を購入し送信する方法でございます。費用は加入者1件当たり月額315円で、年間3,200万円ほど費用がかかりますが、月1回更新のふれあいトピックス15分番組の制作費が含まれております。

なお、議員が言われる市独自番組の追加費用は、シーシーエヌ株式会社の制作番組購入の場合に2,160万円が発生いたします。

4つ目が、自主放送番組の廃止でございます。これは廃止でございますので、設備投資等の費用の負担はございません。

以上につきまして、本年5月19日に市民の代表から成る山県市有線テレビ放送施設管理運営審議会へ諮問し、御議論をいただきました。そして、去る6月18日に本案件に係る答申をいただきました。内容につきましては、市の財政状況や今後の有線テレビの健全な運営を勘案していただいた上で、自主放送番組は平成23年3月31日をもって廃止、BS、CS放送番組、FMラジオ放送番組についてもアナログ放送終了、平成23年7月24日でございますが、この時点で廃止することもやむを得ないとの基本的な見解が示されました。しかしながら、これまでの自主放送番組が地域の市政の情報発信機能を担ってきた実績を踏まえ、シーシーエヌ株式会社が制作する番組の利用、活用も選択肢である。つまり、先ほど申し上げました3つ目の選択肢を検討してはどうかとの意見が付記されております。

市といたしましては、この答申を踏まえ、今後の方針を決定してまいりたいと考えております。また、市民の皆様方に対しましては、広報等によりこれまでの経緯を御説明していきたいと考えております。

なお、選択肢2、議会中継の民間放送、岐阜放送の場合も含めてとの議員の御提案がありますが、議会中継や市政情報等の取り扱いにつきましては、議会、あるいは市の広報をどのような方法で、どのように情報を発信していくかの問題であり、議会全体の御意向も踏まえ、別途検討すべきものと考えております。

次に、4点目の、住民投票についての御質問でございます。

1つ目の、新聞報道による住民投票法案の概要をどう理解しているかということにつきましてお答えいたします。

本年1月の新聞によりますと、政府は、住民投票の結果を地方自治体の意思決定に反映させるため、2000年に衆議院に提出され廃案になったものをベースに住民投票法案の策定作業に入り、早急に国会へ法案を提出し、成立を目指す旨の報道がされております。当該法案は現時点で提出されているものではなく、今後どのような形で推移するかが定かではございませんので、その概要の考えを申し述べることはいたしかねます。

住民の意思の反映については、現行の地方自治制度において、住民の選挙により選ばれた長や議会議員の皆様が中心的な役割を果たす間接民主制が基本とされております。その中であって、一般論ではございますが、住民投票は現行の地方自治制度を補完するという意味で、住民が直接に意思を示すものとして重要なものであると認識しております。

2つ目の、テレビ自主放送をどうするかは、住民投票を実施し、その結果をもって市の方針とすべきではないか及び3つ目の全市民のアンケート調査を実施すべきではないかの御質問につきましては、先ほどの審議会の答申結果を踏まえ、市としての案を決定し、その上で市民の代表である議会において議論いただき、方針を決定していただきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） 実は、この質問を6月10日でしたか、議会が開会して、次の11日が通告期限ということで、その10日前後に先ほどの放送の審議会のこととか担当課の話も聞いたり、いろんな情報も集めてみました。その時点では、通告した11日、その直前の時点では審議会がいつどうなるかは全くわかりませんというニュアンスを私は受けとめていた。ところが、今、28日ですか、月末になって6月18日に審議会が開かれて、答申が出ましたというんですね。いかにもあっさりこの重大なことを決めてしまった。6月初めの私の情報収集では、まだ結論は当分出そうにないですよというニュアンスを受けていましたが、それがすっと出るということに何か非常に煙たい、私はこの通告の中で市民に聞くべきだと言っている。市が決めるべきじゃないと言っている。当然、審議会が決めるべきじゃないわけですけど、という趣旨を言っているわけですが、それが答申がもう出てしまったと。しかもそれがシーシーエヌに全面委託、自主放送は廃止という具体的なところまで踏み込んでいるわけですね。非常に私は市民不在、議会も不

在、不透明だと。今の部長の答弁で、議会の考えも聞いてから決めますということでしたけれどもということで、非常に私は驚きつつ再質問します。

市長にお聞きしたいんですけれども、山口市が30億円ぐらいお金をかけていろんな整備をしてきた。その中で最初に4つの目的を言われた。それがこの事業の自主放送なんですよね。その中で、先ほどの答申でいくと、自主放送は廃止ですということですよ。そのときの費用は年間3,200万円ということは、さきの3月も言われたし、資料にも出ています。じゃ、シーシーエヌに委託として、初年度1億1,800万円の物理的な投資は要るけれども、それ以降は6,300万ということで、約倍、3,000万か6,000万かという違いで、自主放送が続けられるか続けられないかの違いですよ。答申は3,200万円で自主放送はやめなさいという答申でした。じゃ、自主放送を続けられれば6,300万。3,000万円余分に要るけれども、今までのような自主放送ができる。それがこの事業がスタートしたときの4つのうちの1つの目的でしょう。そのために設備もやってきた。しかも今、人員は8人いる中で、シーシーエヌに全部委託しても4人人員が減るんですよ。そういった意味では、人員的には4人減って非常にいいところがあるわけですから、私は、きょう、結論、私の考えを言うつもりはなかったけれども、答申が出たと言うから、私はシーシーエヌに全部委託しかないだろう。だけど、自主放送は続けるべきであると。それは一般の自治体ならともかく、山口市が30億も使っているような光ファイバーとか、いろんな設備を整えてきたんだから、そういう選択肢が市民にとって最も有効な税金の使い道ではないかと考えるんですが、そのあたり、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（久保田 均君） 平野市長。

○市長（平野 元君） 御質問にお答えします。

ただいま総務部長からいろいろ答弁いたしました。山口市有線テレビ放送施設管理運営審議会、そういう機関が設置してあります。放送番組について時折審議をしていたらいておる審議会でございますが、今回はこの問題について提案をいたしました次第でございます。そして、諮問いたしました以後、いろいろ何回かこの審議会も十分御検討いただいた結果、答申をいただいたということでございます。それによります報告は先ほど総務部長が答弁したとおりでございますが、そういった形でございますので、これを尊重しながら、さらに詰めて対応していきたいということでございます。

この審議会には、委員の中には議会を代表してみえる方もおみえになりますし、各界各層の皆さん方からいろいろ御意見を聞いて、その選択をしたということで、そういった答申をいただいたということでございますので、この答申については十分に尊重して対応していきたいと思っておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） 45分ですか、時間がなくて、この問題で二十何分とりましたので、今のお話、再々質問しても切りがないので、別の場に移したいと思います。

2番目ですけれども、市の総合計画というものがありますが、この後期の基本計画は余りにもずさんではないかという観点で副市長にお尋ねします。

自治体にとって総合計画とは、その自治体のすべての計画の基本となる計画で、自治体のすべての事務事業は、この総合計画に沿って行われています。市のさまざまな分野にわたる事務事業を、1つの方向性のもと計画的に推進していくことが可能になります。総合計画は通常、長期のまちづくりのビジョンとしての基本構想、それを実現するための施策を定める長期の基本計画、施策を具体的に実現する実施計画の3つの計画で構成されています。重要な役割を果たす総合計画の策定に際しては、市民ニーズやその自治体の行政課題を反映させることが必要とされています。

山県市も同様で、自治体合併の2年後の2005年、平成17年の3月に、ここに持ってきていますけど、第1次総合計画、こういったものを策定して各所に配布し、市民にもダイジェスト版を配っているはずですが、2014年までの基本構想と、それから向こう5年間の前期の基本計画というものを明らかにされています。

ことしの2010年、平成22年は後期のスタートということで、向こう5年間の後期基本計画というものがさきの3月に明らかにされました。これが後期の基本計画としての冊子です。

市議会の特別委員会でも議論していますが、今回のこの総合計画書には余りにも問題が多いと私は考えています。といっても特別委員会では担当の課長が答えるだけなので、私は余りにも問題が大きいのので、この議場で市長や副市長の意見を聞きたいということで質問いたします。

まず、この総合計画の策定のために必要とした市の職員の総労働時間は概算でどれくらいなのでしょう。そのための市の職員の人件費は概算でどれくらいなのでしょう。

さらに、職員以外のその委員というのがあるわけですが、この労働時間と人件費の概算はどのようなのでしょう。

2つ目ですけど、市民の意向調査についてということです。この冊子の第1章、第2節、後期基本計画の策定の趣旨というところが第1ページにあるわけですがけれども、ここに平成17年の3月策定以来、予想を上回る社会情勢の変化が生じておりというふうに基本認識を示して、続けて、後期基本計画策定に当たり平成20年市民意向調査を実施し、

内容は平成16年とほぼ同様の調査で、結果もほぼ同様というふうにあります。結論として、市民の意識に大きな変化はないというふうにしています。この5年間について予想を上回る情勢の変化と認識したのなら、前回の質問に新たな設問を加えて調査しなければ、現状把握もできず、当然適切な将来計画ができないのは明白です。

質問ですが、市民の意向調査に根本的な間違いがあったと私は考えますが、市はどう考えるのでしょうか。

2つ目ですが、最大の問題の1つということで、2007年、3年前のサブプライムローン問題、これを端に発した世界の経済危機があります。その次の年、2年前のリーマン・ショック、これによる金融危機、これで市民の生活や暮らしにも直撃を受けています。それら象徴的な経済状況の影響が市民意識調査に反映していないし、事実の現状への対応策が将来計画に反映されていないのではないのでしょうか。

それから、大きな問題の2つ目として、このアンケートの調査のときに、自治体合併から5年が経過し、市民、特に美山、伊自良の人たちからは合併後の政策の弊害が強く訴えられています。典型は合併直後からの職員体制の減員。私は、それら合併後の評価が市民意向調査に反映していないし、弊害不満の解決が対応策として市の将来計画に反映されていないと言うしかないわけですが、いかがでしょうか。

4つ目ですけど、市長や副市長がこのような原案を通したのは、一体どういう見識なんでしょうか。

3項目めですけど、財政状況の正しい表示についてということです。

第1章の5節、財政の状況というのが4ページに書かれていますけれども、ここには現在約250億円の残高がある市債、市の借金とあります。これだと、市民1人当たり83万円の借金ということになります。しかし、市の広報の4月号、この広報4月号、皆さん見られていると思いますけど、ここでは、平成21年度の財政状況では、地方債残高は市民1人当たり105万円、314億9,651万円の借金と、はっきりここに書かれています。担当は何の他意もないと言いますが、他意がなければ、借金の2割違いは余りにもずさん過ぎますし、普通に読めば、借金の見せかけを少なくしたいということにしかならないが、そのように考えないのでしょうか。

次に、なぜ300億円、あるいは約310億円とせずに、この250億円としたのでしょうか。市長や副市長がこのような原案を通したのは、一体どういう見識でしょうか。

4項目めですけど、男女平等ということについて、この前期計画の92ページに男女共同参画社会の推進がうたわれており、互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらずその個性を十分に発揮できる社会の実現が求められていると書かれています。それで、

5年たって、今回の後期計画の第6章、男女共同参画社会の推進というページがありますが、それと別に第6章に行政運営の充実というページがあります。ここでは、市民に親しみやすい市役所づくりとして、総合案内を女性職員が交代で務めるよう変更し、より細やかな案内ができるように改善したとあります。私はあきれました。

日本の社会は、男女の差別や格差をなくそうという趣旨から、男女共同参画社会基本法、平成11年ですけれども、制定し、それ以前より、男女の雇用機会均等法、これは昭和61年ですが、そういったことで平等の推進を図ってきたのであり、山県市の前期の総合計画にもその立場が出ています。今回の総合案内を女性職員が務めると総合計画書にちゃんと記載するということが及びその市の方針とその姿勢の表明は、男女平等、雇用機会均等に関する法律に違反していますが、どうするのでしょうか。

そもそも、基本認識、平等実現の意欲が著しく欠けていませんか。それから、この間の職員の研修は一体何だったのでしょうか。この間の市の諸施策は適切ではなく、不十分ではなかったのでしょうか。

そして、最後に、市長や副市長がこのような原案を通したのは、一体どういう見識なんでしょうか。

5つ目の分類ですけど、施策の内容、それから検証の解説という部分が各所に出てきます。その中の第6章の3節、健全な財政運営の推進というところで、施策の内容の2項目めに行政評価というところがあり、その検証と解説で4行、合計5行の180文字ですね。この冊子でいえば4分の1ページぐらいですけど。ところが、これと完璧に全く同じ言葉が、次の経費の削減と受益者負担の適正化というところに出てきます。同じ行数、180文字、全く同じですね。限られたページ数、たったこれだけの厚さの冊子なんですけど、その中で5行の180文字が一字一句違わない。だれが読んでも、これはミスプリントではないか。しかし、総合計画でミスプリントするなんて、いわば恥ずかしいよという意味ですね。そう思う。あるいは、総合計画で手抜きをしたんじゃないか。どちらかだと思っんですね。なぜこんな初歩的なミスができ上がっているのかということです。

市長や副市長は、こんな原案を通したのは一体どういう見識なのかということですね。まず、そこの基本的なところをお答えいただきたい。

○議長（久保田 均君） 嶋井副市長。

○副市長（嶋井 勉君） 御質問の後期基本計画は、市職員によるプロジェクトチームが中心となり、前期基本計画を検証し、さらには制度の状況の変化などを認識した上で職員が一丸となって検討されまして、手づくりで原案を策定し、市民代表の1号委員12名の方と、市議会議員の代表である2号委員お二方で、計14名の方で構成されております

山口市総合計画審議会に、その原案について諮問いたしました。

審議会では3回にわたり会議が開催されまして、熱心にかつ慎重に御審議を賜り、市民目線での貴重な御意見などをいただく中、修正あるいは加除を行っていただき、平成22年3月30日に答申をいただいたところでございますが、その中、私ども執行部に対する御指摘かと思いますが、熱心に御審議いただきました審議会委員の皆様方に対して、余りにずさんという御指摘は、余りにも行き過ぎた御発言ではないかと心配しているところでございます。

そこで、御質問にお答えします。

まず、1点目の1番、策定のために必要とした市職員の労働時間の概算は、1,300時間程度となります。

2番の、市職員の人件費の概算につきましては、290万円程度となります。ただ、この数字は、策定委員会、プロジェクト会議、部会等に要したもので、職員一人一人が部会に提案するために要した労働時間は把握しておりません。

3番の、市職員以外の委員の総労働時間は96時間でございまして、人件費は17万6,000円となっております。

2番目の1番、市民調査の根本的な部分についてはであります。まず、平成16年度と平成20年度調査をほぼ同様の内容といたしましたのは、合併当時とその後の比較を行う必要があったからでございます。予想を上回る情勢の変化とは、議員の質問でもございますように、リーマン・ショックや政権与党の交代による政策転換などでございます。そうした状況の中でまちづくりを進めていってはならないという一般的な社会情勢を記述したものでございまして、そうした状況の中でも市民の意識が合併当時とどのように変化したかを見ることが可能であると考えました。

また、日常の職務の中で現場を一番よく知っているのは職員でございますので、現状把握ができているものでございまして、根本的な間違いがあったとは全く考えておりません。

また、2番、3番の御質問で、経済状況の影響や合併後の評価が反映していないということでございますが、設問の項目をふやすことは調査が膨大になり、一般的な調査には向かないと考えておりますし、合併後の評価につきましても、施策の満足度など一定の確認はできるものと考えております。

また、これまでも地域福祉推進計画などさまざまな計画を策定してまいりましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、各担当課におきまして状況の変化に対する御意見、御要望などをいただいております。そうしたことも念頭に施策の検討を行ってきたもの

でございます。

2番の、現状への対応策が将来計画に反映されていないとのことでございますが、今回の計画には、過疎化への対応などから、山村地域における良質な住環境整備の形成や、地域の求職者に対する、求職者に一時的な雇用、就業の機会を創出するための事業実施など、新たな施策も盛り込んでいるところでございます。

3番の、弊害不満の解決が対応策として反映されていないとのことでございますが、公共交通の充実や道路の整備、行政運営の充実など、個別の施策の中で対応しておりますし、下位計画である実施計画などでも対応しているものと考えております。

市長と私の見識は、ただいま申し上げたとおりでございます。

3番目の1番、議員の御指摘にございましたように、広報4月号にて公表しており、何も見せかけを少なくしようとしたものではございません。

2番目でございますが、この記述は議員も御存じのとおり、平成22年度予算編成方針から一部抜粋、加工したもので、厳しい財政情勢であることを表現したかったことと、もう一点ございまして、御指摘の文章の前の行でございますけれども、平成21年度末で約63億円ある基金で財源不足を補うこととなると記述しておりますが、この基金は一般会計に属する基金でございまして、それに対応して一般会計分の市債残高250億円を示したものでございます。

市長も私も以上のような見識でございます。

4点目、男女平等についてでございますが、財政状況が厳しいことにかんがみ、経常経費の削減を進めていく中で、総合案内や環境パトロールなどの業者委託により実施しておりました事業について、経費を削減した上で市民サービスの低下を招かない方法で実施していくこととなりまして、その方法を模索する中で、職員が本来の業務を行いながら交代制により年に数回、こうした業務を行うことが経費の削減と市民サービスの低下を招かない方策であることから、職員の交代制により実施したところでございます。

すべての業務を男性職員も女性職員も同じように業務をすることを検討しましたがけれども、環境パトロール業務につきましては、山間部の不法投棄を回収することがあり、その危険性を考慮すると一定の配慮が必要ではないかと考え、男性職員が実施することとなりました。案内業務につきましては、男性職員も女性職員も可能ではございますが、環境パトロール業務を実施する男性職員にさらに案内業務をさせることは、本来の業務に影響を与えることも考えられました。こうしたことから、現在は女性職員が案内業務を行っていることから、総合計画の検証欄にはその旨を記載しているものであって、何ら女性を差別しているわけではございません。

なお、土日、祝日の日直勤務につきましては、男性職員と女性職員が交代制に共同してその業務に携わる体制をとっております。市の方針と姿勢につきましては、平成19年3月に山県市男女共同参画プランを策定しており、男女共同参画社会を築いていく考えであり、男女共同参画社会基本法、あるいは雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に違反しているとは考えておりません。

今後におきましても、市民の皆様の御理解をいただきながら、男女共同参画プランに基づく諸施策を実施して、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

5点目についてでございますが、議員は最初からミスだと決めつけた御意見でございますけれども、計画的、効率的な財政運営では、予算編成を行う上で事務事業の妥当性や成果を確認することが肝要で、行政評価の導入を検討する必要があるということでございます。経費の節減と受益者負担の適正化では、事務事業の妥当性や成果などを把握し、本来行政が担うべき領域を明確にするために行政評価の導入を検討する必要があるということございまして、それぞれの施策の展開の中でこれだけ行政評価の必要性を感じているということございまして、そういうことで御理解を賜りたいと存じます。

市長も私もただいま申し上げました見識でもって原案を策定しまして、審議会に諮問した次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） 副市長に再質問しますが、まず最初に、ずさんという言葉はちょっといかなものかという趣旨でしたけど、私が見る限り、総合計画であれば、これが何かの私的な報告書ならともかく、総合計画、その後期計画という、こういうものに、人が見ておかしいと思うところがあるのはまずいよということです。そこで、改めて聞きます。

まず、1つ目ですけれども、いろんな費用、職員の1,300時間とか、経費が具体的には290万とか、審議会の委員、96時間、いろんな経費があります。そういうことは背景にあるとして、頭に置いて、2番目ですけれども、例えば、今答弁では政権交代もあったじゃないかと、状況変化ということですけど、これがつくられたのは過去の5年、政権交代は去年なんですよ。5年より後なのね。6年目、7年目の話ですよ。それをここに織り込んだわけじゃないでしょう。これは5年間について言っているんですから。だから、確かに政権交代は今には影響しているけど、これをつくるときには影響はなかった。ましてアンケートをとるときには影響がなかったんですよ。私は、アンケートをつくると

きに経済情勢の変化、市民生活の変化を、合併後の影響を入れるべきじゃなかったかということをお願いしたんですが、そこはいかがでしょうか。

それから、財政状況については基金の問題だというふうにおっしゃられたけれども、一般的にはその時点で見たもの、全体を示す。だって、ここに下水道の計画も、一般会計以外のものを全部含んだものですから、当然そこに示す基金、財源、いろんなものすべてを示すのは全体であるべきだという、そこから見直すべきだと思いますが、その答弁はいいでしょう。

男女平等についてですけど、確かに個別な仕事とか、あるタイミングではいろんな特定のことがあり得るかもしれないけど、じゃ、なぜ総合計画の前期計画、後期計画の中で特定の性別の人の特定の職業を書かなければいけないのか。そのことなんです。総合案内をどう書いたかということじゃなくて、こういう一番基本になる書物、方針の文章の中で、性による職の違い、仕事の違いを書かなければならないのか、書いてしまったのかと私は言いたい。そのことの基本認識なんです。現実にはいろんなことがあるかもしれない。それは現場で対応することなんです。まず基本に何があるのかということ。そこについて副市長は、やっぱり基本線が甘かったんじゃないかと。共同参画、雇用機会均等という意味で。書いてしまったんだから。それはやっぱり書くべきじゃないでしょうというふうに私は考えるんですが、いかがでしょうか。

それと、ミスと決めつけたというのが5番目にありましたけれども、だれが見てもこんな重要な文書の中で同じものが2つ出てくることはあり得ない。おっしゃるような答弁で、こういうことをしたいんだったら、同じ趣旨であっても、普通は違う言葉に書きかえます。そうすべきであるというふうに考えます。

その点、3つのことについて端的に答えてください。残り時間、大分なくなっちゃったからね。

○議長（久保田 均君） 嶋井副市長。

○副市長（嶋井 勉君） まず、ずさんという言葉でございますけど、私は広辞苑で調べてみましたけれども、ずさんとはぞんざいで手落ちが多いということが書いてありました。ぞんざいとはいいかげんで投げやりと言っています。先ほど申し上げましたけれども、私も職員一同、いいかげんな気持ちでこの後期基本計画に携わったことは決してございませんし、総合計画の審議会の皆様方も真剣になって考えていただいた結果でございますので、そういう意味で申し上げました。

2点目でございますが、アンケートの中で政権交代、こういうことを、アンケート当時はおかしいんじゃないかということですけども、アンケートは合併当時と合併5年

後の比較をするためにやったアンケートでありまして、現状の社会はこうであるということをごとにこなって考えたということでございますので、御理解をお願いします。

もう一つ、男女共同参画の中でこういう表現はおかしいということでございますけれども、個人情報的なものでございまして、女性全体の職業でございまして、それは当然申し上げてもいいと思いますし、消防職員であれば男性が多いんでございまして、女性職員、保育所は全部園長でも男性職員はいません。全部、園長は女性職員でやっておりますし、そうした職業を表示することは何らこの法律で読んでも、母性を尊重しながら男女共同参画を形成しなさいと、ちゃんと書いてございますので、これは違法ではないという判断でございます。

そして、一字一句一緒だというお話でございますが、あれは人それぞれ文章の表現というのは個人差がございまして、皆さんがこうした言葉を、同じ文句をここで掲げても差し支えないだろう、そういう意欲が大半だと、すごく頑張ってやっているんだな、やってほしいという意気込みからこういう表現をしたことでございますので、また今後ともそういうことがございましたら事前にまた御意見を賜ればというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長（久保田 均君） 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） 残り時間が非常に少なくなりましたので、次に行きますが、3つ目は、国保税の大幅引き上げということです。基本は通告してありますし、本会議の質疑とか、委員会でもいろんな議論をされていますので、お互いの考えはわかっていると思います。そこで、国保がなぜこんなに大幅に引き上げなければならないのかということでお聞きしたいわけですけど、まず、市が引き上げなければならないという理由は何なのかということ。

それから、実際に引き上げると、市民の負担増の概要というのはどういう状況にあるかということ。

それから、現状や経過や予測について、なぜもっと前から市民に伝えることができなかつたのかということ。

それから、行政では急激な変化のときには、激変緩和ということがありますが、そういった措置、あるいは負担軽減、今回の中にはありますかということですね。

それから、5番目ですけど、中間所得層の負担感が増すということはよく指摘されています。今回、市は何かその対策を持っているのでしょうか。

それと、6つ目、滞納の問題。滞納についてどう考えていますか。

それから、保険料の減免といったこと。こういったことについても、市はどのように措置をしていくんでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（久保田 均君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） 御質問にお答えします。

国民健康保険制度は、被保険者が保険税を出し合い、病気やけがなどをしたときの医療費や被保険者の健康づくりのために、みんなが助け合う制度であります。その保険税は国保事業を運営するための重要な財源であります。

1点目、引き上げたい理由はとのことですが、本市の保険税は、税率等の改正を合併初年度より6年間にわたり据え置いてきました。しかし、医療需要の増大や医療技術の高度化により、療養給付費が年々増加していく中で、今までは基金を取り崩しながら国保運営を行ってきましたが、現在では、1カ月分の医療給付費さえ支払えないほど基金が少なくなってきました。このような状態では、健全な国保の運営ができないと判断し、国民健康保険加入者の皆様に御負担をおかけすることとなりました。

2点目、市民の負担増はとのことですが、平成22年度当初予算における現年分の国保税額は、対前年度比34%強の額となっておりますが、平成21年度の新型インフルエンザの流行で12月に再度繰り入れた基金の繰り越した繰越金と、一般会計からの繰入金と、今年度基金を繰り入れ、平均で約16%の増額に抑えることができました。また、保険税は、所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等額の合算で算定していますが、所得割額と資産割額を応能分、均等割額と平等割額を応益分として案分しています。所得の低い方は、応益分の増額だけになり、所得のある方の負担が多くなりますので、応益分の負担を多少でありますが多くして、中間の所得の方に配慮したものとしました。

3点目、現状や経過、予測はとのことですが、市民に負担をかけないためにも、平成20年度に2,927万円、平成21年度当初に2億627万円ほど基金の繰り入れで国保税の値上げを抑えてきました。しかし、平成21年度の新型インフルエンザの発生で、療養給付の急激な増加をするのではないかと予測し、12月に基金繰り入れを増額しましたが、その後、療養給付費の伸びもおさまらず、増額分の基金を繰り越すことができました。今後も不況による国保税収入の減少や、医療費の増加による乖離は続くことが予想されます。また、これ以上の基金繰り入れができない状況ですので、今年度国保税率の改正をお願いしました。具体的な税率は示しておりませんが、昨年度より窓口において増税についてのお知らせはしてきました。

4点目、激変緩和の措置はとのことですが、激変緩和の措置はとっていませんが、負担軽減につきましては、平成22年度当初予算において保険税で34%強の増で予測してお

りましたが、今回保険税改正では約16%の増と軽減を考慮しました。

5点目、中間所得層に対する対策はとのことですが、国の基準では応益と応能の割合を50対50にするよう指導されていますが、今回の保険税改正では、応益割を上げて、所得案分率を下げていきますので、中間所得層の方への負担を減らすような対策をしています。

6点目、滞納の傾向はとのことですが、平成18年度より徴収対策室が設置されたことで、現年分の収納率で平成18年度94.2%、平成19年度95%と上昇しましたが、平成20年度93.6%、平成21年度93.6%と低下しました。収納率が伸び悩んだり、低下している原因としては、失業者の増加や所得の減ではないかと考えています。また、長期の不況と今回保険税の増加で収納率の低下を若干懸念しますが、保険税の収納率向上を平成22年度の重点課題として取り組んでまいりたいと思っております。

7点目、保険税の軽減や減免はとのことですが、所得の低い被保険者については、応益分を7割、5割、2割の保険税を減額する制度があります。確定申告がしてあれば、行政が自動的に軽減をいたします。また、平成22年度から始まります非自発的失業者に係る軽減は、本人の申請となっておりますので、申告が必要でございます。なお、この制度につきましては、4月の広報で市民の皆様に広く周知しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 以上で寺町知正君の一般質問を終わります。

○議長（久保田 均君） これで、本日予定しております一般質問はすべて終了いたしました。

お諮りをいたします。29日に予定しておりました一般質問は本日すべて終了いたしましたので、29日は休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。したがって、29日は休会とすることに決定をいたしました。

30日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでございました。

午後3時31分散会

平成22年6月30日

山県市議会定例会会議録

(第 4 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第4号 6月30日(水曜日)

○議事日程 第4号 平成22年6月30日

日程第1 常任委員会委員長報告

議第42号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について

議第43号 平成22年度山県市一般会計補正予算(第2号)

議第44号 平成22年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議第45号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第46号 平成22年度山県市一般会計補正予算(第3号)

日程第2 委員長報告に対する質疑

議第42号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について

議第43号 平成22年度山県市一般会計補正予算(第2号)

議第44号 平成22年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議第45号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第46号 平成22年度山県市一般会計補正予算(第3号)

日程第3 討 論

議第42号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について

議第43号 平成22年度山県市一般会計補正予算(第2号)

議第44号 平成22年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議第45号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第46号 平成22年度山県市一般会計補正予算(第3号)

日程第4 採 決

議第42号 山県市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について

議第43号 平成22年度山県市一般会計補正予算(第2号)

議第44号 平成22年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議第45号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 議第46号 平成22年度山口市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第5 発議第3号 保育制度改革に関する意見書について
- 日程第6 質 疑
- 日程第7 討 論
- 日程第8 採 決
- 日程第9 発議第4号 障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」見直しを求める意見書について
- 日程第10 質 疑
- 日程第11 討 論
- 日程第12 採 決
- 日程第13 発議第5号 選択的夫婦別姓導入に慎重な対応を求める意見書について
- 日程第14 質 疑
- 日程第15 討 論
- 日程第16 採 決
- 日程第17 議員派遣の件
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員会委員長報告
- 議第42号 山口市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議第43号 平成22年度山口市一般会計補正予算（第2号）
- 議第44号 平成22年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第45号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第46号 平成22年度山口市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 議第42号 山口市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議第43号 平成22年度山口市一般会計補正予算（第2号）
- 議第44号 平成22年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第45号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第46号 平成22年度山口市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第3 討 論

議第42号 山口市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について

議第43号 平成22年度山口市一般会計補正予算（第2号）

議第44号 平成22年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第45号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第46号 平成22年度山口市一般会計補正予算（第3号）

日程第4 採 決

議第42号 山口市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について

議第43号 平成22年度山口市一般会計補正予算（第2号）

議第44号 平成22年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第45号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第46号 平成22年度山口市一般会計補正予算（第3号）

日程第17 議員派遣の件

追加日程 意見書提出撤回の件

○出席議員（16名）

1番	上野欣也君	2番	石神真君
3番	杉山正樹君	4番	尾関律子君
5番	横山哲夫君	6番	宮田軍作君
7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君
11番	後藤利ヲ君	12番	寺町知正君
13番	藤根圓六君	14番	小森英明君
15番	村瀬伊織君	16番	久保田均君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	総務部長	林宏優君

市民環境部長	松 影 康 司 君	保健福祉部長	笠 原 秀 美 君
産業建設部長	船 戸 時 夫 君	教育委員会事務局長	恩 田 健 君
会計管理者	服 部 正 己 君	消 防 長	土 井 誠 司 君
総務部次長	岡 田 知 也 君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	梅 田 修 一	書 記	梅 田 敏 弘
書 記	林 強 臣		

午前10時00分開議

○議長（久保田 均君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（久保田 均君） 日程第1、常任委員会委員長報告の件を議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長 藤根圓六君。

○総務文教常任委員会委員長（藤根圓六君） 議長の許可をいただきましたので、総務文教委員会委員長報告をさせていただきます。

総務文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、6月22日午前10時から委員会を開催し、審査を付託されました議第42号の条例案件1件を議題とし、審議を行いました。

質疑において、議第42号 山口市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例において、早出遅出勤務について、この条例とは別に、市の規定、規則というものがあるか、早出、遅出をする場合、何時間の範囲内というような時間の上限の規定はあるのか、職員の残業時間について、平均どれくらいかなどの質疑応答がございました。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきと決定しました。

以上、総務文教委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

続きまして、産業建設委員長 小森英明君。

○産業建設常任委員会委員長（小森英明君） 産業建設委員会委員長報告。

本委員会は、6月23日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第43号、議第46号の所管に関する補正予算案件2件の2議案を議題とし、審議を行いました。

質疑において、議第43号 平成22年度山口市一般会計補正予算（第2号）（産業建設関係）では、元気な園芸特産産地育成対策事業費補助金の事業面積、地域の事業内容、また、佐賀南山公園周辺整備工事の内容と今回の補正予算に計上された理由について、議第46号 平成22年度山口市一般会計補正予算（第3号）（産業建設関係）では、口蹄疫対策消耗品の内訳、積算根拠について、林道美山線災害復旧工事に関し、林道美山線の事業経過及び今後の利用度、災害復旧補助事業の内容、復旧工法などの質疑応答があ

りました。

採決の結果、2議案とも全会一致で原案どおり可決すべきと決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。

続きまして、厚生委員長 横山哲夫君。

○厚生常任委員会委員長（横山哲夫君） 厚生委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、6月24日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第43号、議第44号の予算案件2件、議第45号の条例案件1件の3議案を議題とし、審議を行いました。

質疑において、議第43号 平成22年度山県市一般会計補正予算（厚生関係）、民生費では、美山老人福祉センター防水改修工事の内容について、議第44号 平成22年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）、保険給付費では、高額医療合算介護サービス等費の内容について、議第45号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでは、低、中、高額所得者の所得階層別の率について、収入としてふえる額について、所得の課税の上限を変えた理由、応益負担の変更と所得階層別の負担について、国の方針と市の方針の相違について、世帯分離の国保における取り扱いについて、合併協議における国保税の調整と実際の展望について、市民への周知について、国保税の滞納に関する市の見解などについて、質疑応答がありました。

討論では、議第45号について、国民健康保険税率引き上げに関し、今、日本の社会は国保運営が大変厳しい中で、高所得者の負担を多くし、低所得者の負担を少なくすることによって全体を維持しようとする国なり全国的な傾向に逆行していること、この引き上げにより国民健康保険税の滞納の増加が予測されること、合併以来、税率を据え置いてきたことにより大幅な引き上げが必要になることをもっと早い時期に予測し、市民、議会、審議会に示すべきであり、突然大幅な引き上げを行うべきでないなどの理由により、反対する旨の反対討論がありました。

採決の結果、議第44号においては、全会一致で原案どおり可決すべきと決定し、議第43号及び議第45号については、賛成多数で原案どおり可決すべきと決定しました。

なお、本年22年3月15日開催の厚生委員会において継続審査となりました意見書4件について、4月28日に厚生委員会を開催し、委員会の取り扱いを審議した結果、保育所制度改革に関する意見書の提出について、障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」見直しを求める意見書の提出について、選択的夫婦別姓導入に慎重な対応を求める意見書の提出について、以上3件について採択を望む意見がありました。

採決の結果、全会一致で採択し、発議として議長に提出することに決定しました。

以上、厚生委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（久保田 均君） 各常任委員長の報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（久保田 均君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

ただいまから、各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言をどうぞ。

寺町知正君。

○12番（寺町知正君） 厚生委員長の報告に対してお尋ねいたします。

私も厚生委員会の委員ですけれども、先ほどのこの議会から付託された案件についてはともかく、閉会中の議案について、3月15日の議会で4件の意見書が出たというふう
に今、報告がありました。そして、閉会中の4月28日の委員会で4件のうち3件が取り
上げられ、1件はどうなったかの報告もなかったのですが、1件は消えたんでしょうか。
消えることはあり得ないから、この6月に審査されるべきものであったと思うのですが、
どういうことなんだろうかとということが1点。

それから、委員長も私もそうですけれども、実質的に5月から新しい委員にみんなか
わったわけですね。いわば、実質的には任期がそこから始まっているなら現在の厚生委
員会ということで、前任者の委員の人たちが決めたというのがまさに今の意見書のこと
なんですけれども、法律的に、自分たちは任期がここで終わると、次の定例会までは
やらないよということはわかっているのに、意見書の取り扱いを、結論を出してしまっ
て、次の委員長、あるいはきょうの議案資料でも、委員会から意見書が出ると。委員会
ですから、厚生委員会の委員たちはみんな承知しているということになっていますが、
私は何も知らない。中身も知らない。議論も聞いていないし。こんなことは違法である
と私は考えるんですが、委員長はなぜそんなものを受け取ったのか。違法と考えないの
か。拒否できなかったのか、いかがでしょうか。

○議長（久保田 均君） 横山哲夫君。

○厚生常任委員会委員長（横山哲夫君） 最初の質問は、後で暫時休憩してお答えします。

後の質問に対しては、継続中の継続審査事件に関しまして、厚生委員会に付託された
ものが委員が全員交代しても、委員会の同一性とは関係ありません。継続審査事件は委
員ではなく委員会に付託されているから、本日お願いしたものであります。

ちょっと、暫時休憩をお願いします。

○議長（久保田 均君） 暫時休憩をいたします。

午前10時12分休憩

午前10時13分再開

○議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

私語はちょっと慎んでください。

○厚生常任委員会委員長（横山哲夫君） お答えが即座にできませんでしたので、大変申しわけなかったんですが、今、確かめましたら、保育制度に関する意見書が、出どころは違うんですが、似通ったものがあったということで、1本にしたということでありませう。

以上です。

○議長（久保田 均君） 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） 委員会の同一性があるということ、メンバーがかわっただけという趣旨だったと思いますけれども、この山県市議会の場合、4月で従来の常任委員会を交代しますよということは、毎年慣例であるし、ずっと習慣的にやってきて、今回もそういうふうだったわけですね。そういう前例と習慣をずっと持っている中で、果たして今回、自分たちはもうここで、4月で役目が終わるよ、その最後に決めておいて、次の人たちに全部任せますよ、このとおりですよとゆだねるんじゃない。これを引き継ぎという、それはある種、市長の専決と一緒になんです。市長が専決できるのは、やむを得ないとき、その制度を条例改正しなきゃ、予算をつけなきゃ、どうしてもしようがないよというときに、先に議会に諮らずに執行し、制度を変えて次の定例会で報告をして承認を得ると、それが市長の専決なんですよね。

じゃ、今回、それがそういうケースなのか。決してそんなことはないでしょう。自分たちがここで、途中で終わるということはわかっているのに、6月の定例会まで待てない理由、何もなかったはずですよ。というふうに考えると、委員長の委員会の一体性というのは、一般的には確かに言います、法律上ね。ですけど、今回、みんな入れかわるよということが了解の上でいた、そういう場合にまで当てはまるのか。それは市長の専決が何もかも決めたらいいですよというふうになってしまうのと一緒じゃないですか。

今、全国で問題になっている鹿児島県の阿久根市長、彼は3月の定例会も議会も招集していない。6月も招集していないんです。3月以降、条例を専決でどんどん改正してきた。例えば、6月の職員や議員のボーナスが出る。6月1日に基準日ですよ。だから、5月末にボーナスを半分にする、職員も、議員も、市長も。そういう条例を専決で

通した。6月のボーナスの時期はみんな半分になりましたよ。でも、6月議会も招集されていないから、議会はそれに対して確認も承認もできないという、そういう状態でいまだに来ていて、鹿児島県や国は今、調査に入るといふ段階に来ているんですね。専決であったってそう。議会だって、一定の自分たちのポストはこれで仕事は終わるよということがわかっているときに、みんなが了解しているときに、決めておいて、はい、次の人に全部これをそのとおりにしなさいと。これは著しい裁量の逸脱であって、それは違法としかないんですよ。ずっと自分たちが続いていく、閉会中でやりました、次の定例会でちゃんと報告しますというケースなら普通ですが、そうじゃないですよ。こんな場合にまで法律上、厚生委員会の一体性というのは認められない。著しい裁量の逸脱であって、私は違法だと言うべきです。

今の委員長報告の部分も違法であるし、伴って次に出てくる、その違法な手続を受けて出てくるという意見書、しかも厚生委員会から出てくる。これも違法な議案であると私は考えるんですが、委員長はどうなんですか、横山さんは。

○議長（久保田 均君） 横山哲夫君。

○厚生常任委員会委員長（横山哲夫君） いろいろ寺町さんの考え方は聞かせていただきましたが、通常、議員の任期、最終の定例会で継続審査をすることはどうかと思いますが、任期中の議員の委員会交代による付託案件は何ら違法でないというふうに委員長は考えます。

以上です。

○議長（久保田 均君） 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） どう考えても、このきょうの資料、議員提出議案の中で提出された、厚生常任委員会となっているという、ここに何らつながりがないんですよ。1つも私たちの委員会は、6月に、その見出しすら見ていない。前の意見書のことも何も、議論もしていないし、資料も見ていないわけですよ。先ほど、休憩中に前委員長が、3月に傍聴したんだからわかっているやろうと言った。こんなふざけた話はないですよ。傍聴しているときに知っていたから、議案になることはわかっていたらうって。そんなはずは全くない。議会を冒瀆する考え方ですよ、旧委員長はね。そういう委員長だから、平気で任期の終わりに決めてしまって、次の新しい委員たちにこれをやれよと送るような裁量の逸脱を平気でやるんですよ。だから、今の委員長にはお願いしたい。意見書は出ていますが、これはすべて撤回して、新しくやり直す。

すべてそうじゃないですか。陳情、請願が出てきたら委員会で議論する。その結果に従っていく。これは賛否、その多数に沿っていくんだから、それはだれもどうこう言い

ませんよ。でも、手続上、明らかにこんなことはやってはならないことをやって、議案を出してくる。それは許されないことだということです。ですから、発議の3、4、5号、これは撤回すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（久保田 均君） 横山哲夫君。

○厚生常任委員会委員長（横山哲夫君） 先ほども申しましたように、委員に付託したわけではなく、委員会に付託された案件でありますので、何ら違法ではないし、撤回するつもりはありません。

○議長（久保田 均君） 以上で質疑を終わりたいと思います。

ほかにございませんか。

尾関律子君。

○4番（尾関律子君） 今、ちょっとお話もありましたけど、私も厚生委員会の委員なんですが、この委員長報告の最終のところ、採決の結果が全会一致で採択しということになっているんですけど、この全会一致というのは今の委員会ではないわけです。そのところの状況を説明していただきたいと思います。

○議長（久保田 均君） 横山哲夫君。

○厚生常任委員会委員長（横山哲夫君） 全会一致とは、前委員会の全会一致という意味であります。

○議長（久保田 均君） 尾関律子君。

○4番（尾関律子君） そういう内容でこの発議というのは通っていくものなんですか。お聞きします。

○議長（久保田 均君） 横山哲夫君。

○厚生常任委員会委員長（横山哲夫君） 前委員会の報告を、本日申し上げたということあります。

○議長（久保田 均君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

○議長（久保田 均君） 日程第3、討論。

ただいまから、議第42号から議第46号までの5議案に対する討論を行います。

発言通告による討論はありません。

最初に、反対討論をどうぞ。

寺町知正君。

○12番（寺町知正君） それでは、議第45号と46号ですね。国保関係、それから補正予算関係に反対する立場で討論いたします。

まず、国保の保険税の条例改正ということですが、今回非常に大きな幅で税を引き上げるとする市の提案です。確かに3月議会ではいろいろな議論もしましたが、そのときに示された予算の案と比べれば、相当程度低いところにおさまってきたということは、事実としては見えると思います。しかし、私はそうなる経過について、非常に、あるいはその中身について認めることはできないというふうに考えます。

具体的に言っていきますけれども、まず、いろいろな所得があるわけですが、従来、日本の社会というのは、高い所得の人たちが一部あって、低い所得の人が一部あって、中間層の人たちがたくさんいた。その人たちが非常に裕福な感じを持ってやってこられた社会だったんですね、つい最近までは。ところが、格差社会というふうになった。その一番の基本構造の違いは、中間の所得の低い人たちが低所得者にどんどん、今、なっていっちゃったと。だから、満足している人が減っていった。しかも、生活が厳しくなっている人がふえた。それが今の日本の格差社会の構造なんですね。

そういう中で行政が行うべき税制改革とかいろいろな負担の求め方、それはやはり社会構造の中で、全国そうなんですけれども、所得の多い人たちに負担をお願いして、ずっとたくさん広がってしまった、ふえてしまった低所得者、あるいは中間所得のさらには下のほうの人たちをフォローしなければならない。そうしないと、社会はもっていかないわけです。そういう観点で見たら、今回の山県市の引き上げ方、しかもその配分の仕方、これは、やはり是正という意味では問題が大きい。

例えば、一般質問の答弁でも中間所得層についてはある程度の配慮をしましたということでしたが、その配慮は全国的な傾向として、高い所得、あるいは中間所得層の高い所得の部分に属する人たちからは、ある程度我慢して何とか出させていただいて、もっていかうよという流れが来ている。国は来年もさらにその傾向を強めますということは、もう既に発表している。そういう中で、山県市は、それとは違う方向に見える措置をとっているわけですね。その方針というのは、私は認めることはできない。

それから、合併協議があったという山県市の特殊な状況ですけれども、逆に、合併協議で実質5年据え置きというふうに見られる状況があったということは、裏返しで5年後、6年後にどうするかというのは、早目にいつも試算をすべきであった。そして、市民や議会に説明すべきであったと思うんですけど、そういったことがなくて、突然6年

目になって厳しくなりましたというふうでは、だれも納得できない。しかも、市民の負担がふえることですから。

例えば、過去に水道料を、山口市は3年で5割引き上げた。そのときの議論でも前年の秋に突然出てくるんですね。それではだめでしょう。早目に周知をして、みんなの納得を得てからじゃなきゃだめでしょうという議論はここでしました、この議場でも。しかし、そういった議論が反映していないし、山口市は行政としてそういった経験を積んでいないと。早目に予測をし、市民に説明をしていく。そういう努力が全く足りないというふうに私は考えます。

それから、滞納という問題についても、どう考えても滞納がふえるしかないんですよ。取る分をふやすわけですから、出せない人はふえると。しかも、皆さんの懐は今厳しくなっている。所得が低い人ほど厳しくなっているんですから、滞納がふえると思います。そういった状況に対する解決策が見えていない。

それから、じゃ、来年どうするのかということについて、議場では、部長はやっぱり増税の方向でしょうということを行い、市長は個人的には何とかそうしなくてもいいんじゃないかというふうでした。ある種、一般的な用語では閣内不一致という、執行部の中で意見が違ふんですよ。これは重大な問題であるし、それから市民に説明をするときに、どちらなの。市長がこういう方針をとるから上げません。それでいけるでしょうと言う。部長は多分上がるでしょうと言う。この状態で提案し、認めるということは到底できない。そういったこともあります。

それから、もう一点、先ほども言いましたが、国の方針としては国保を維持し、国民の生活を、最低限の生活を維持するためには、ある程度所得の多い人たちからできるだけ出していただいて、みんなで維持していこうよという姿勢なんですけど、その辺は山口市には伝わっていないし、反映していない。そういったことで、今回の議案には反対いたします。

もう一点ですけれども、追加で出されました補正予算ですね。資料8、議第46号です。この中の事業として予算書の6ページにありますけれども、災害復旧費ということで、林道の災害復旧費、林道美山線の災害復旧工事1,170万2,000円、これが出ています。これについて提案のときに質疑をしたら、十分な資料がないということで、その後具体的な資料を幾つかいただきました。例えば、今回の災害復旧で1,000万円ほど工事費が要するという見込み。過去の例はということでお聞きしたら、一応、順番に道路をつくってきた。林道をつくってきた。そして、その後、昔の事業主体の緑資源、ここが約1億1,191万円ほどで修繕をしている。修繕の理由はそれぞれ幾つもあるようですが、す

なわち、一応、ここまではやりましたと。でも、その後、いろんな事情で壊れた、崩れた、直さなきゃいけないよというのが1億円あったというわけですね。そこまでの事業費は23億とすると、事業費の5%ぐらいをまだ供用も開始していない道路の修繕に使わなきゃいけないという、そもそも無理な計画だったということが言えます。1億のうち5件、3,000万円ぐらいがいわゆる災害ではないかというようなデータもあるということでしたけれども、とにかく道路をつくって5%の経費をかけて直さなきゃいけないよという道路、やっぱり設計上無理があるというふうに考えます。

そのことを考えると、今3分の1できているわけですが、残り3分の2、23億の残り40億ぐらいをつくって、いずれつくったとして、じゃ、また3分の1程度は修理が必要ですよというふうになる、普通に考えれば。物すごい修理費が要る。工事を進めていけばいくほど修理費がふえていく。こういう事業というのは、本来、自治体がとるべきものではないであろうというふうに考えます。

ですから、そういう観点からも、今回の復旧費の位置づけというのは非常に重要なものがある。すなわち、今後も同じように事業が伸びていけば出していくのかということと密接に関係するからです。

事業を続けるか続けないか、いろんな意見がありますが、仮に続けるなら、今は確かに現地に行くとびっくりするぐらい高速道路のような舗装道路がどんとある。これはやめて、細い林道にすることだって可能ですね。

例えば、高知県知事が、国の基準で道路をつくったら、いつまでたってもできない。お金がたくさん要ると。だから、1車線どころどころ待避所をつくる、これで認めてくれということを何年も主張して、今は国もそれを認めると。それで道路ができていくようになってくるんです、これからの社会はね。

この林道は、現在、本当に利用が少ない。将来だって一般の道路と比べれば利用は少ないことは間違いない。とはいえ、もちろん利用があるわけです。だから、それは最低限の利用を確保するためには、1車線通ればいいでしょう、ところどころ待避所があればいいでしょうという発想を変えていく必要があると当然思うんですが、どうも山口市はそういう感じを余り向けていない。市長も県にお任せしますがという答弁をされましたけど。

県の動向について聞くと、7メートルを5メートルにする方向で今、考えていますということでしたが、私はもっとシンプルに細くして、早目の開通を図って、それは利用に必要な人のために供する。工事費も安い。安ければ早くできるというふうで、市のほうから積極的に県に提案していくべきであろうと。そうしなければ、ここまでお金を使

った道路が本当に途切れたままになる、そういうふうを考えています。自治体は最小の経費で最大の効果を上げなさい、あるいは必要最小限の費用で事業をこなさいというふうに法律で定められている。そういった観点からも、今回のこの災害復旧費というのは、安易に計上し、執行するのではなくて、県ときちっとやるのかやらないのか。やるならもっと細くて最低限でいいんだよと。早くつくる、そういったこと、そのことが次の災害復旧費の発生を減らすわけですし、そういった観点を持ってほしいわけですが、どう考えても、どう聞いても市にはそのような観点は無い。ただ崩れたから直しますというだけしか出てこない。

そういった意味で、私はその姿勢についても認めることができません。そういったことで反対いたします。

○議長（久保田 均君） 次に、賛成討論はありますか。

杉山正樹君。

○3番（杉山正樹君） 議第45号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての、賛成の立場から討論をいたします。

山県市が合併をして既に7年が経過をいたしました。その間、国保を取り巻く環境は、制度改正を含め、随分変わってまいりました。山県市においては、合併以来、国保税率の改正は行わず、7年間耐え忍んできた実績がうかがえます。特に近年、医療の保険給付費の増額は目を見張るものがあるわけですが、予算及び決算書からも危機的状況を感じざるを得ませんし、一方、国保税収についても、長引く景気低迷から減収を余儀なくされ、基金の取り崩しに頼るも、これも限界を既に超えたものという感じがいたします。

また、基金を見てみますと、1カ月分の医療給付費さえ支払えない残高となっている状況を見ますと、国保運営の難しさから、あるいは厳しさから、どの角度から見ましても国保税の引き上げはやむなしということは、市民の皆様方に御周知いただければ、必ずや御理解と御協力が得られるものと思っております。

また、この改正については、市長からの諮問を受けられました山県市国民健康保険運営審議会においても12人の委員全員が承認をされ、市長に答申をされたのも御報告を既に受けているものであります。これら一連の国保の運営の実態と、現在の山県市国保を取り巻く状況からも、今回の条例改正に賛成するものであります。

以上であります。

○議長（久保田 均君） ほかに討論はございませんか。

石神 真君。

○2番（石神 真君） 議第46号の山口市一般会計補正予算の災害復旧の工事費ですが、寺町議員に言われると修繕をするなというような言い方ではありますが、このままほかっておいては余計崩壊するばかりでありまして、いろいろ工事の中の経費につきましては問題点もあるかと思いますが、悪くなったところは早急に直し、いつでも使えるような形にとっていきたいと思っておりますので、賛成いたします。

○議長（久保田 均君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

○議長（久保田 均君） 日程第4、採決。

ただいまから、議第42号から議第46号までの採決を行います。

最初に、議第42号 山口市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第43号 平成22年度山口市一般会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第44号 平成22年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しまし

た。

議第45号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議ありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第46号 平成22年度山口市一般会計補正予算（第3号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議ありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 発議第3号 保育制度改革に関する意見書について

○議長（久保田 均君） 日程第5……。

〔「議長、お願いいたしますが、先ほど委員長報告で質疑しましたように、私は……」
と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 指名しておりませんが。

暫時休憩します。

午前10時37分休憩

午後0時05分再開

○議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの議員数は16名であります。

追加日程 意見書提出撤回の件

○議長（久保田 均君） 休憩中に厚生委員会を開催していただきました。横山厚生委員長から御報告をいただきたいと思います。

○厚生常任委員会委員長（横山哲夫君） ただいま厚生委員会を開催いたしまして、意見書について協議をいたしました。

4つの意見書について、新たに9月の議会で審査するという事に満場一致で可決いたしましたので、御報告させていただきます。

○議長（久保田 均君） ありがとうございます。

そこで、お諮りをいたしますが、先ほど厚生委員長から委員長報告をいただきました。この部分については、一応、皆さんに御報告をいたしましたので、そのまま生かさせてほしいと思います。それで、今、報告がありましたように、新しく9月に全部資料を厚生委員会に提供いたしますので、その部分で意見書という協議をしてほしいと、こういうことにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。それでは、9月の定例会に上程をするということで、この3、4、5につきましては、本議会では提出をいたしません。

〔「議長、ちょっと済みません。議長、いいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） ちょっと待ってください。

暫時休憩します。

午後0時06分休憩

午後0時07分再開

○議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第17 議員派遣の件

○議長（久保田 均君） これは仮ではありますが、日程第17と行きます。議員派遣について議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第160条の規定により、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、

お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

○議長（久保田 均君） これをもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これにて会議を閉じ、散会といたします。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成22年第2回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、御苦勞さまでございました。

午後0時08分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 久保田 均

2 番 議 員 石 神 真

10 番 議 員 影 山 春 男